

## 令和2年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和2年9月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年9月7日 午前9時宣告

開 議 令和2年9月7日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎	知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本	玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡	勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村	卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎	知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本	玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡	勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村	卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和2年 9月 7日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問



議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
日程第1、一般質問を行います。  
一般質問は、通告順とします。  
9番、松浦隆起君の発言を許します。

9番（松浦隆起君）

おはようございます。9番、松浦隆起でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。また、先ほど議長からもお話がありましたが、昨日から台風10号が本県、また本町にも多少影響しております。執行部、また特に、危機管理の皆様、町長初め職員の皆様には、昨夜から大変にお疲れのことと思います。ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

本日は、6月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策、今後の取り組みについていくつかの角度からお伺いをしたいと思います。

日本において感染が確認をされてから、早くも8カ月余りになろうとしています。この、新型コロナ感染症の拡大により、私たちの生活は一変をしました。外出時には注意を払い、マスクをし、常に手洗い等消毒を心がけなければならなくなっております。ウィズコロナという言い方がありますが、まさに、コロナ禍において、新しい生活様式を取り入れていかなければなりません。本日はそういった観点も踏まえ、いくつかの点についてお聞きしたいと思います。

まず、プレミアム商品券発行の現状と地域振興券発行の取り組みについてお聞きをします。このプレミアム商品券につきましては、6月定例会の質問においても提案をしておりましたので、この事業については注視をしておりました。ただ、今回の商品券はスーパー、ホームセンターなど大型店、量販店で利用できない点、そして、プレミアム分が飲食店のみでの使用に限られているという、過去のプレミアム商品券とは条件が違う形での発行となりました。そういったことから心配もしていたところでもあります。申込期間が8月24日まででありましたので、申し込みが終了しております。そこで、まず、お聞きをしますが、販売予定冊数、それから申し込み冊数、そし

て、申し込み人数をお答えいただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。プレミアム商品券の申し込みにつきましては8月3日から8月24日までの申し込み期間の間に、1,091人の方から7,743冊の申し込みがありました。予定数は8千冊でございました。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

今お聞きをしますと、8千冊数に対して7,743冊、申し込み人数は1,091人ということでありまして、申し込み数は予定の販売数に達していないということでもあります。そこで、もう1点、今回のプレミアム商品券の事業の目的とするところ、これはどういったものだったのかお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。今回のプレミアム商品券につきましては、コロナウイルス感染症の影響により、売り上げ減少となった商店街や飲食店、小売店など事業者の応援に主眼を置いた商品券となっております。商品券の応援のために購入された皆様が、商店街のほうで買い物や飲食していただくことで商店街の誘客や商店街の活性化につながることを期待して、事業として実施しているものでございます。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

小規模事業者への支援というのを主眼においていたということですが、この事業の目的として考えられるのが、今、課長からお話がありました、コロナの影響を受けている小売店、また、飲食店等への支援、そして、2つ目は町民の皆さんへの生活支援、家計支援であります。

事前にも課長のほうからお話を聞いておりましたが、今回は特に先ほど言いましたように小規模事業者の支援という観点から、量販店を外したということでありました。そういった意味ではある一定程度、小規模の小売店の皆様、事業者の皆さんへの支援につながったのではないかというふうに思います。一方で町民の皆さんの生活支援、家計支援という観点から見れば、申し込み人数が人口の1割にも達していないということでもありますから、その支援にはつながっていないと見ることもできると思います。

今、全国の自治体で行われております、コロナ禍におけるプレミ

アム商品券、また、地域振興券の事業は、事業者への支援もありますが、コロナ禍によって収入が厳しくなっている方たちへの家計支援を目的としている側面が大きくあります。残念ながら、今回の本町の商品券の事業は、家計支援にはほとんどつながっていないのではないかと考えております。

少し言いにくいことではありますが、今後に向けての参考のためにも申し上げますが、今回のプレミアム商品券について、私の周りでは、すこぶる評判がよくありませんでした。重ねて、購入をするという人も私の周りには一人もおりませんでした。

地域の方から、いくつかお叱りを受けた点を申し上げますと、まず、申し込みの用紙、チラシが郵送されてきましたが、これが申し込みが始まって1週間もあとになってからであると。私にお声をいただいた方は確か12日であったと思います。そして、そのほかにもいくつか指摘を受けましたが、時間ありませんのでここでは申し上げますが、担当の方には、この間電話でもお話をさせていただいております。

特に、次のことが強く言われたことではありますが、冒頭でも申し上げましたように、量販店では使えない、そして、プレミアム分が飲食店でしか使えないということでもあります。地域の高齢者の方が、商品券を買ったとしても、飲食店に行く人は少ないのではないかと。その方の地元の考えでもまず行かないだろうと。そう考えれば、税金を使った事業としては公平性に欠けると大変強く言われました。さらに、その大事な内容をチラシでは、ひとつ小さな字で載せていたと。気がつかない人も出るのではないかと指摘をされました。その方も量販店、スーパー、ホームセンター、個別名が確かチラシに載ってたと思いますが、逆に勘違いをされておりました、大きな店でしか使えないと勘違いをされておりました、私が話をすると、「それなら本当に私はいらない」という話をされました。もう少し、違った方法をとったほうが良かったのではないかというふうに思っております。

飲食店や事業者の皆さんの支援、それから家計支援の両方を行う方法として、地域振興券という形で商品券を全世帯に配布をするということを、ぜひ、検討していただきたいと思っております。

今回の商品券について、私の周りで多く聞かれた声は、量販店、スーパーやホームセンター、特に大きなスーパーで使えないならい

らないという声でありました。その意味では組み合わせを工夫すればいいのではないかというふうに思いました。

ひとつ例を申し上げますと、大阪府の田尻町という町では、この7月に「たじりっち振興券」を発行しております。これは、生活支援と町の活性化を目的としたものでありまして、この町のホームページにはこのように載っております。「田尻町を支えていただいている、街中の身近な店舗等を町民の皆さまと一緒に支えていくことで、今後のまちづくりにも寄与するものと考えており、今回の振興券の発行に際し、一部の振興券は、大手スーパーやホームセンター以外の店舗でのみ利用できる券とさせていただきます。」と。この「たじりっち振興券」は1冊が5千円分。額面500円が10枚つづりになっており、小規模店舗などで限定利用できる券と、量販店などを含んだ参加全店共通で使える券の2種類があり、2冊合わせて1万円分の振興券を全住民に配布をしております。

本町においても、こういった形の振興券を発行し、小規模店舗の活性化と生活支援を目的とした地域振興券を検討し、発行するべきではないかと考えておりますが、この点について、お考えをお伺いいたします。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。今回の商品券につきましては、商店街の事業者向けが主眼となっております。個人向けの支援としましては町民1人あたり、一人一人に定額給付金、一律10万円が給付されておまして、さらに困窮されている方への支援も行っておりますことから、地域振興券など町民に配布するような商品券につきましては現在のところ考えておりませんが、引き続き、町内商品券の、商店街のほうの誘客と活性化につながる施策といたしまして、多くの住民が参加でき、町内の店舗を回ってスタンプを集めていただいて、応募していただく、佐川町での商店街スタンプラリーというのを来月から開始できるように現在準備を進めております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

今、課長が申されました定額給付金、また、その他の支援、これは全国どの自治体も一律定額給付金は配られてるわけで、その中でこういった振興券を発行している自治体が全国に数多くおります。先ほど申し上げましたように、同じようにこの国の臨時交付金、また、

税金を投入して行う事業として、全ての町民の方に恩恵がいく、また、支援となるこの振興券という形は非常に重要だと思います。そのスタンプラリーと言われましたが、それがどれだけの効果を生むのか、私も少しわかりませんが、この振興券という形であれば、家計の支援、そして必ずそれは店舗で使用していただけるというふうに思いますので、いま一度、検討をしていただきたいと思います。もう一度御答弁いただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

申し訳ございません。今現在、地域振興券につきましては、考えておりません。以上です。

9 番（松浦隆起君）

残念ですが、それがこの今の佐川町の取り組みの姿勢だというふうに受け取らせていただきます。ただ、1点申し上げますと、こういった支援を行うときには、できるだけ効果的な、それから全ての皆さんにできるだけ公平に支援が行き渡る方法というのをやっぱりしっかり考えて行うべきだと。今回のプレミアム商品券は限定的な形になっているというふうに言わざるを得ないと思います。ぜひ、そのことをもう一度考えていただいて、今後の取り組みに生かしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次に、小中学生への図書カードの支給の取り組みについてお伺いをいたします。このコロナ禍によって学校の長期休校、そして行事の中止や縮小など、子供たちにも大きな負担が生じております。子供たちにも目に見えないストレスがかかっているのではと気がかりでもありました。学校は再開されましたが、夏休みも短縮をされ、思うように遊びに行けない状況でもあると思います。また、さまざまな学びの場も制限をされている状況であります。本町は文教の町であります。そういった点からも、子供たちに学びの機会、また学習支援という観点からこの図書カードを小中学生に配布をしてはどうかというふうに考えております。

先日、斗賀野小学校の先生からこういうお話をお聞きをしました。各学校には図書購入の業者の方から案内が回ってきて、希望する生徒が各自で購入をしているようですが、斗賀野小学校の子供たちはほかの佐川町外の学校に比べて多くの子供が図書を購入をしているということで、大変驚いたというお話をしていただきました。それだけに、本に親しむ子供がいるわけで、さすが、文教の町だなと感心

をしてお話を聞いたところでありました。

図書カード配布の取り組みは、文教のまち、佐川町らしい取り組みと言えらると思ひます。さまざまなことを我慢をしながら、毎日頑張っている佐川町の子供たちに本の贈り物をしていただければと思ひますが、この点についてお考えをお伺ひいたします。

教育長（濱田陽治君）

松浦議員のお尋ねにお答えいたします。

小中学生への図書カードの配布につきましては、既に複数の自治体で読書や読み聞かせなど、親子で本に親しむ機会を作り出すと、こういうことのきっかけにしてみらうと同時に、外出自粛の際の在宅の維持促進など、新型コロナ感染拡大の予防効果を期待して取り組まれていると聞いております。本町におきましては、今のところ配布する予定はございませんが、今後、感染拡大に伴い、緊急事態宣言などが出され、町立学校の臨時休業や子供たちに外出自粛などを要請する事態になりましたら、家庭学習や家庭教育の支援の一つとして検討したいと思ひます。

それと、松浦議員の御質問の御趣旨にあります、本町の子供たちの読書への支援ということにつきましては、学校図書館の充実とか、町立図書館の充実も合わせて一層進めていきたいものと考えております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

今後、緊急事態宣言等、自粛になればというお話でしたが、今、既にそういう事態であるわけですね。休校ではない、緊急事態宣言も解除されておりますが、その中で子供たちが今までと同じようにいろんなところに出かけたり、いろんなことをできているかというところ、そういうことではないというふうに思ひます。撤回をされましたが、図書館の本を購入するという案が臨時交付金のメニューとして出されておりましたが、そういうことを挙げてくるのであれば、こういう具体的な取り組みというのは非常に大事なことはないかと。

これは私だけかもわかりませんが、文教のまちという言葉はあまり最近、耳にすることが減っているような気がしております。やはり、文化と教育、この文教、さまざまな偉人を出した町として、やはり教育の面で特色を出すところ。こういうときこそ子供たちに本を贈呈をして、親しんでもらう。家庭で読書をしてもらう。より一層学習に励んでもらう。そういう思いを教育委員会が届けるということは

大事なことで、今度また、そういう状態になったら考えますというのはやりませんというお答えですので、もう一度、御答弁いただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

繰り返しになりますけど、今のところは配布する予定はございません。ただ、松浦議員言われますように、子供たちに読書を勧めるというのはすごく大事なことです、さまざまな表し方があると思いますので、先ほど申しました学校図書館とか町立図書館の充実ということもあわせまして、検討していきます。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

分かりました。ここからの声は届かないというふうに判断をしました。

それでは、次に感染症予防としての、図書館への消毒器の設置についてお伺いをいたします。この質問につきましては28年の9月定例会において、一度質問させていただいております。前回から時間がたっておりますので、この書籍消毒器について簡単にお話をしますと、県内におきましては南国市や隣の越知町などで設置をされております。この消毒器は扉を開けた内部に本を立てた状態でスイッチを入れると、ページをめくるように風を当てられ、ほこりや髪の毛を取り除くとともに、ダニや目に見えない細菌などを紫外線で殺菌、消毒を行う仕組みになっております。

前回の答弁では、当時の教育長がこの消毒器の有効性を認めたものの、新しい図書館建設の折に設置する方向で検討するというものでした。当時、質問でも申し上げましたが、有効性を認めながら、なぜ、すぐに設置をしないのかと。ふるさと寄附金の活用も提案をしましたが、設置の判断はされませんでした。まだ、その当時、具体的にもなっていなかった新図書館建設時に検討するという答弁は、わかりやすく言うと開けすぎて非常に納得のいかないものでありました。

今回、改めて質問させていただいた理由は、このコロナ禍において、新しい生活様式を作り上げる中で、殺菌を目的とする書籍消毒器の設置は非常に有効であると考えたからであります。現実には、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、この2月ごろからこの消毒器の需要は高まり、各図書館からの注文が殺到し、メーカーには通常の10

倍ほどの依頼が来ているという報道もあります。臨時交付金等も活用し、ぜひ、本町においてもこの書籍消毒器を図書館へ設置していただきたいというふうに思いますが、この点についてお伺いをいたします。

教育次長（吉野広昭君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。議員の御質問の内容のとおり、書籍の消毒器につきましては、不特定多数の方が利用される図書館のほうの殺菌、消毒に効果があるとされており、図書館を安心して利用して、気持ちよく読書を楽しんでいただけることにつながると思います。御質問の中にもありましたとおり、平成28年9月の定例会の一般質問で、新しい図書館を整備する際に検討すると答弁をさせていただいておりますけども、御質問にもありましたとおり、コロナウイルス感染症予防の必要性など、当時と随分異なる状況になっておりますので、早急に検討いたしまして、来年度当初予算の要求の時期までに、導入につきまして結論を出したいと考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

設置するという答えではありませんでしたが、設置に向けて検討を、当初予算の要求時に検討するということでしたが、これはすぐに判断して設置へ向けて進めれるものだというふうに思います。先ほども言いましたが、この事業に当てはめたいと思いますが、ふるさと寄附金の基金、これは私が提案させていただいて基金にさせていただいてますが、今、かなりの額がそこに積み上がっているわけで、それをちまちまっとしたものに使うことはあれかも分かりませんが、有効的な、事業的なこと等に計画的に使うということが非常に大事な事であると思います。臨時交付金でなくても、例えば先ほどの図書カード等、教育の振興という目的もふるさと基金の中には項目としてあると思いますが、そういったことからこの図書カードやこういう書籍消毒器を交付金ではなくて、そのふるさと基金から設置をするという判断をできるのではないかと。これは、書籍消毒器自体が若干幅がありますが、だいたい70万から80万ぐらいの額だというふうに聞いております。ですから、そんなに町の予算規模で考えるとびっくりしても時間をかけて検討するという内容ではないと思いますので、ぜひ、そういう方向も検討していただきたいと思いますので、もう一度御答弁を願います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

松浦議員おっしゃいますように、早期に結論を出して、臨時交付金もしくはふるさと納税寄附金の基金を活用して、早期に導入を進めてまいりたいと考えておりますので、また、今後につきましてもいろいろとアドバイスをいただきたいというふうに思います。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ、その方向でよろしくお願いをしたいと思います。先ほど、図書カードもそうですが、事業にはそのときというのもあると思います。必要なときに行うということも大事なことだと思いますので、よろしくお願います。

それでは次に、「新たな日常」の構築に向けての本町の取り組みについて、お伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ「新しい生活様式」を築くことが求められております。今後は、「新しい生活様式」を定着させるための、具体的な施策を本町においても推進し、決して逆戻りをしない自立的な地域社会、佐川町を構築していく必要があると考えます。そういった点から2点、確認をさせていただきたいと思います。

1点目は、桜座等で行われてる、いわゆる文化、また、芸術、そして図書館、また、その他の公共施設など、人が集まる空間では、「密」を防ぐことが重要であり、可視化をするためのオンライン情報やアプリの活用、また、予約システムの確立、プッシュ型の情報発信など、「安心」を担保する、そういった取り組みも考えられているところであります。また、芸術や文化、スポーツ、本町で活動を行われている方々、制限を受ける中でのその活動の継続に向けて必要な支援というのも積極的に推進すべきではないかと思いますが、こういった点について、本町の現在の取り組みとお考えをお聞きをしたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

御質問にお答えをさせていただきます。

松浦議員おっしゃられてるとおり、文化活動のほうでこれからの新しい日常の構築に向けた取り組みにつきましましては、教育委員会としましても検討をさせていただいております。ちょっと個別に、具

体的にこういうことを行っておるとというのが今ちょっとお答えすぐにできませんので、また、後日改めましてご連絡をさせていただきたいと思います。以上です。

9 番（松浦隆起君）

例えば、桜座であれば席を1席空けながらの取り組みをしているでありますとか、自分たちのことに返ってきますが、例えばこの議場の傍聴席、1席ごとにするであるとか、そういったことが知っていながらできていないこともあると思います。具体的にそういう取り組み、図書館ではどういうことであるとか、かわせみやその他の公共施設で具体的な密を防ぐ取り組みを、今、本町としてしていることがあれば、また、今後考えていることがあればということで御質問しましたので、もう一度答弁できるようであればお答えいただきたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。図書館等につきましては、一時期は閲覧じゃなくて貸出業務のみという対応させていただいたり、短時間で利用のほうを済ましていただくような促しをやっております。桜座につきましては、現在まであまり大人数での利用がない状態です。対策としましては、議員さんおっしゃられてるとおり、席を離れて換気をするとかですね、そういう対策をこうじるようなことを考えております。以上です。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。町が主催する行事でありますとか、関連施設の運営、そのようなものにつきましては、国とか高知県が示しております新しい生活様式や、あるいはイベント開催制限の日安などにに基づき、とり行っておるというところがございます。特に、御質問にもありましたように、密閉空間、密集場所、密接会話のこのいわゆる3密、これは回避するとともに、マスクの着用や手洗い、アルコール消毒などを推奨いたしまして、日々の業務のほうに取り組んでおるというところがございます。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

今、さまざま答弁いただきましたが、要は佐川町のそういう施設、桜座、また図書館、いろいろな施設等でそういうその密を防ぐ、また、感染拡大を防止している取り組みをどういうことを行っているのかということ積極的に発信をして、そういった環境の中で利用

もしていただけるという安心を発信するということも大事だと思います。「あそこへ行ってやっていろいろか」「人が集まるきどうやろうか」って心配しながら皆さんも今までのような活動ができていない。けども、行政の役場の方がさまざま工夫やご努力をされて、そういう環境を作り上げていることをしっかり発信をして、限られた条件の中でも利用していただけるようなことも安心を届ける発信が大事だと思います。これはテレビで聞いた話ですが、例えば、映画館、イメージすると一番悪い条件のような、換気もないしというふうにイメージをしてましたが、映画館は逆にどこよりも換気が優れていると。マスクをして映画を見るので声も発しない。逆に感染の拡大が非常に少ない施設と言えるということもテレビで言われておりました。そういったことも発信をされないと、イメージだけで「あ、怖いね」ということになりますので、佐川町のこの施設等の取り組みをぜひ発信をしてあげること、また、そういった文化活動、芸術活動、また、スポーツの活動をされてる方が、コロナ禍でも活動できるように発信をぜひしていただきたいと思いますが、その点だけもう一度御答弁いただきたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

しっかりと発信をしていきたいと思います。以上です。

9番（松浦隆起君）

力強くしっかりとと言われましたので、ちょっと気を付けて見ておきたいと思いますが。

では、2点目に新たな日常の構築に向け、さまざまな生活現場で感染拡大を防ぐ取り組みが必要であると考えられます。例えば、多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ごみ箱等に手を触れずに済ませることができるような仕組みの推進や工夫であります。例えば、水道であればひねるのではなくて、感知をして水が出ると。多くの人と同じものを触らずに済むような仕組みというのも必要であります。そのほか本町においても、生活上のリスクを下げるための取り組みを推進すべきと考えますが、この点について、今までではない「新しい日常」をどう作り上げるのか、本町が今取り組まれていることがあれば、また、今後の見通しも含めてお伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今、御質問にありました、水道、トイレ、ごみ箱等ということで、この本庁舎の非構造部材の耐震改修を行ってお

りまして、本庁舎のトイレの手洗いにつきましては、自動水洗のタイプにして接触がしないような方針で現在工事のほう進めております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

例で、水道、トイレ、ごみって言いましたので、水道、トイレ、ごみだけに限ったの答弁みたいに聞こえましたが、そういう感染拡大を防止する新たな日常に向けての取り組み、その他考えていることとかあればお聞きをしたいということでしたので、もう一度あれば、御答弁いただきたいと思えます。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。失礼いたしました。質問の内容だけのお答えということになってしまいました。

今現在、補正予算で既に計上させていただきまして、既に設置が終了しているものがございます。役場本庁や佐川町総合文化センター、健康福祉センターかわせみ、こちらのほうにつきましてはAI体温の感知システム、こちらのほうを設置いたしまして、来庁者の皆様にご自身の体温の状態を知っていただき、注意喚起をすることによって感染の拡大を防ごうという取り組みも行っております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ、役場の皆さんの声も聞いていただいて、いろんな支援もあろうかと思えますし、ぜひ、今までの感覚ではなく、新しい日常ということで取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは次に移ります。

次に、GIGAスクール構想の実施においての、条例の改正についてお伺いをいたします。

現在、本町においても、GIGAスクール構想の実施に向けて、準備が進められてるところだと思います。そういった中で、1点気にかかる点が個人情報保護条例との関係であります。今、全国の自治体においても取り組みがされているところですが、この個人情報保護条例との関係が議論になっているところでもあります。

何が課題になっているかと言えば、簡単に言えば多くの自治体の条例では通信回線による結合、つまり、オンラインの結合の禁止でありまして、個人情報が入っている電子機器、それ以外の機器とつ

ないではいけないということでもあります。ただ、これには例外規定も含まれてはおります。

そこで、本町の個人情報保護条例はどうなっているのかと、ちょっと見ましたが、電子計算組織の結合による提供の制限として、第13条に「実施機関は、通信回線による電子計算組織の結合により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。」と定められております。例外規定として、法令等に定めがあるとき。事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置がこうじられていると実施機関が認めるとき。というのが明記をされております。いずれにしても、本町においてもオンラインの結合の禁止が条例でこれは定められている内容になっているのではないかと考えております。

ただ、国におきましては、平成29年5月19日に「個人情報保護条例の見直し等について」という通知を出しております。原文のまま紹介をしますと、「オンライン結合宣言」というところで、個人情報保護条例におけるオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。）による個人情報の提供について、多くの地方公共団体では制限されているが、個人情報保護審議会等の意見を聴いた上で、公益上の必要があると認める場合などには、個人情報保護条例に基づきオンライン結合が認められている。一方、行政機関個人情報保護法これはいわば国の行政機関や独立行政法人の個人情報保護条例であるというふうに捉えられると思いますが、この保護法では、オンライン結合を禁止をしておらず、地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。という内容であります。つまり、かいつまんで言えば、国の保護法ではオンラインの結合の禁止はしていないので、地方自治体においてもそれに準じて条例の見直しをしてはどうかという内容だと思えます。

以上の点を踏まえた上で、本町としても条例の改正が必要であるのかないのか、このままだと必要ではないかというふうに私は考えておりますが、どういったご認識と、それから今後どのように対応されるのかお聞かせいただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

御質問にお答えさせていただきます。その先ほど、条例の13条ということは議員がおっしゃったとおりです。学校に関わる子供たちの個人情報、校務支援システムの中でもしっかり保護されておりまして、外部へつながるといことはまずございません。

ただし、今、導入しております人工知能を使って数学、算数の個別支援をするというQ u b e n aとかいう、こういうものをネット上、ネットといいますか、Q u b e n aのコンピューターとつながってやりますので、例えば子供たちの学習した履歴なんかはQ u b e n aはつかんでおるわけですね、こういう状況については先ほどの第13条の（2）の事務の執行上必要という、これに該当して、その下の14条の委託に伴う措置というので対応をいたします。この13条に続く14条で個人情報を取り扱う事務を実施機関以外に委託する場合に必要な措置をとると、それと、それを受けている受託事務に従事している、この場合は、Q u b e n aの場合はCOMPASS社ですが、者の守秘義務と不当な目的のための使用禁止と。Q u b e n aが子供たちのデータをほかの部分で利益を得るために使うとかいうことは禁止をされています。こういうことがありますので、契約書等にそういうことをきちんと明記いたしておりますので、現時点ではこの部分での条例改正が必要であるとは考えてはおりません。

ただし、今、ご指摘がありましたので、考えている以外でさまざまな状況が出てくるといこともありますので、学習いたしまして新たな課題が出てまいりましたら、情報収集も怠らずその都度必要な措置をこうじていくようにいたします。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

本町において、改正が必要でないという状況であれば、それでかまわないと思います。ただ、このG I G Aスクール構想が始まってからさまざまそういうことで支障が出ないようにスムーズに進めていくようにしていただきたいということで御質問いたしました。ただ、現に、この点について条例改正に動いている自治体もございませんので、今、教育長からお話があった部分と、それら今、改正をされようとしている自治体との差がどこにあるのか、具体的には私は分かりませんが、その点ももう一度ちょっと見ていただいて、本当に改正が必要ないのかどうかも精査をしていただきたいと思っております。

で、よろしく申し上げます。

それでは、次に移りたいと思います。

コロナ禍における避難所運営のあり方についてお伺いいたします。  
近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発化、日常化しております。今、まさにその真ただ中、昨日からそういった状況にあるわけであります。こうした自然災害に対して、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルスの感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期することが重要になっております。発生した災害や被害者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り、多くの避難所の開設を図る必要があります。また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営のあり方について具体的にいくつかお聞きをしたいと思っております。

まず、初めに、可能な限り多くの避難所を開設する、そういった取り組みについてお聞きしたいと思っております。

避難所として開設可能な公共施設等の活用については、政府の内閣府の防災から検討するよう徹底がされているというふうに思いますが、想定として、例えばホテルや旅館等、そういった活用についても検討課題として挙げられております。このコロナ禍の中で密にならない状態での避難所の運営が求められております。そういった点からいけば、既存の避難所数よりも増やすことも検討の必要が出てくるのではないかと考えます。

現実に、例えば今回の台風10号によりまして、昨日、テレビでも報道しておりましたが、避難所を設置している自治体では収容人数がオーバー、このコロナによって制限をかけているようで、定員オーバーとなり、もうその避難所には入れないと。希望する方がいるけれども入れないという状況も出ているという報道もございました。

本町はそういった状況を回避するためにも避難所の開設を増やす取り組みを検討しておく必要があるのではないかとと思いますが、現在、どのようなご認識をお持ちなのか、また、避難所の収容人数を定めておられるかどうかもお伺いしたいと思っております。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず、避難所についてでありますけれど、拠

点避難所といたしまして、町内 11 カ所がございます。こちらのほうにつきましては当然有効面積から収容能力のほうはこちらのほうで既に把握しております。それのほかに緊急避難場所といたしまして、各地区の集会所、公民館等がございます。こちらのほうが 82 カ所ありまして、こちらのほうの有効面積等収容能力のほうも把握しております。

まず、昨日の例でいいますと、まず文化センター等の避難所開設いたしまして、それから先ほど言いました拠点避難所等を開けていきます。そして、まだ、それでも人数が足りない場合は緊急避難場所、そちらのほうを開設するというふうな対応をとっていくというふうに考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

今、収容人数についてお答えいただきましたが、このコロナ禍の中において、このコロナ感染症前の人数と現在、これから、コロナ禍の中における避難所運営ということになるんですが、その収容人数を変更しているのかどうか。そのままであれば密な状態になる避難所もでると思いますが、その辺のご認識はいかかですか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。先ほど、私が言いました有効面積と収容能力、先ほどの拠点避難所の 11 カ所と緊急避難場所の 82 カ所につきましては、コロナに応じて、こういうぐらいの人数ということは、まだ、こちらのほうは検討できておりません。ただ、今、避難所運営マニュアルというのはずっと作って置いておまして、今年でありましたら遊学館で作成のほうをしております。こちらの遊学館のほうは感染症の対策を盛り込んだマニュアルの作成ということで進めております。その他の、既に避難所の感染の避難所の運営マニュアルが完成しているところにつきましても、今後の見直し、見直しの中で規模とか運用等に配慮した感染症対策を盛り込んでいきたいというふうに考えております。まだ、これからその内容について検討して実施していくというところでございます。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

分かりました。ただ、これからと言っても、早速、昨日からこういう状況になっているわけで、早急に検討する必要があると思いますが、今までの収容人数、例えば、収容数が 50 やとして、その 50 人で密にならない状態を保てるのであれば、変更する必要はないと思

いますが、その 50 人では密になるという状況であれば、それを 30 人にして避難所数を増やすであるとか、また、後でも申し上げますが、それぞれパーティションであるとか間仕切りであるとかそういうものを使って区切る工夫をした上で、40 人までなら大丈夫であるとか、そういう、非常にご苦勞おかけすることではありますが、ことも出てくると思いますので、ぜひ、早急に検討していただきたいと思ひます。

これは次の質問にも関係してまいりますので、次に進みたいと思ひますが、そういった中で、今、分散避難ということもでてきております。この、コロナ禍において、まさにコロナ禍であるからこそであります。この避難というのは要は難を逃れることでありまして、必ずしも避難所に行くということの状況には特に今なつてはおりません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、安全な場所に逃げるということのを住民に改めて周知広報する必要があるというふうに思ひます。避難者を分散をし、避難所における感染拡大リスクを抑えるために、「分散避難」の協力を町民の方をお願いをするということも必要になってまいります。

この「分散避難」の取り組みについては、今、全国の自治体で始まつております。例えば、別の県外の自治体ですが、「分散避難のお願い」ということでホームページ上に掲載をして、「御協力をお願いします。」ということをして自治体が出しています。こういう自治体が増えつてきております。

災害時に避難生活が必要な方に対して、避難所が過密状態になることを防ぐために、自分が住んでる場所は避難の必要がある場所かどうかを本町が出している防災ハザードマップで確認をしていただいた上で、可能な場合は安全な場所にある、例えば親戚や知人の家等へ避難をする。また、自宅において安全な場所にいる、いわゆる「在宅避難」ということも検討することも必要になってくると思ひます。その上で、例えば分散避難を行った場合に、災害物資の届け先が増えるということもあるわけで、どう対応するということも検討しておく必要も出てまいります。公共施設や佐川町にも旅館等があるわけですが、避難所にできる場所というのは限られているわけで、いくつでも無制限に避難所を増やすこともできないわけで、こういう分散避難ということ町民の方に呼びかけて、御理解をいただいて、周知をするということも大事なことだと思ひますが、この

分散避難についてのお考えをお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員おっしゃいますように分散避難の考え方はとても大切だと思っております。佐川町では防災まちづくりサロンの開催をとおして、これまでも自治会の中、自主防災組織の単位の中で避難所まで行くよりも近くの家のところ、近くの知り合いの家に行くとかです。鉄筋コンクリート造で2階でベランダがあって。非常時はそこに避難してきてもいいよというそういう議論がこの防災まちづくりサロンの中でも展開をされておりました。とても大切な事だと思っております。

それぞれの人々が、じゃあ避難をするというときにどこに避難をするのかということを決めておきましょうというのが防災まちづくりサロンで、地域の皆さんで話し合いをしていく。合意形成を図っていくというところの肝になっておりますので、分散避難の取り組みにつきましては、また今後、自主防災組織の皆さんとも連携を図りながら進めていきたいなというふうに思っております。また、広報、ホームページ等で分散避難に対する情報発信も合わせて行政として行っていきたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

この分散避難については別の側面で言えば丁寧にきちっと進めていくことも必要でありますし、時間もかかることであると思えます。町民の方にこの分散避難という考え方を理解をしていただく。特に今回の台風10号のようにテレビ等でもああいう報道がずっとされる、これだけの大きな台風だということになれば、不安になる方はやはり、お家の状況によっては避難所へ行きたいという方も出てくるわけで、本当に必要な方は避難所へ行っていただく、けども、そうでない方は、大丈夫な方ということ、事前に、先ほど町長もおっしゃいましたが、我が家はどうかと、こうなったときにどうかということ、事前に考えておいていただくということで、時間がかかることでもあると思えますので、ぜひ、この分散避難の考え方があるということ、先ほど町長おっしゃっていただきましたから、進めていただけたらと思えますが、先ほどのこういうチラシとか、こういう内容も含めて広報を住民の方にしていくと、知っていただくということ、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、避難所の感染症対策や女性の視点を生かした避難所の運営

についてお伺いしたいと思います。

避難所における感染症対策を強化をし、避難者に対して手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底をするとともに、備蓄物資の充実というものが必要になっております。この点については、国の臨時交付金を活用して計画が今立てられているところではありますが、感染症予防に必要となるマスクや消毒液、また、非接触型体温計、フェイスシールド等の備蓄、あわせてサーモグラフィや空気清浄機、大型の発電機の設置など、それらの推進も図っていくべきではないかというふうに考えております。そういった中で、段ボールベッドと段ボールで作られた間仕切りについても感染症予防を考えて行く中では非常に有効であると。また、備蓄を進める自治体も増えていると言えると思います。

この段ボールベッドと段ボールによる間仕切りについては、先日、高知市においても職員の皆さんを中心に段ボールベッドと間仕切りの実際に避難所になったときにどうかということで、組み立ての訓練も行われたようでありまして、それがまさにこの台風 10 号によってすぐに生かされたということで、昨日、職員の皆さん、また地域の皆さんがこの段ボールの間仕切りを作って、密にならないように区切りを作ったということも言われておりました。これらについても、ぜひ、備蓄の検討も行っていただきたいと思いますが、感染症の観点を踏まえた避難所の備蓄、どういったものを考えておられるのか、検討されておられるのかお伺いをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。避難所のほうにつきまして、運営に必要な衛生用品というものがあろうかと思います。それで、配備をする衛生用品といたしまして、先ほど御質問の中でも出ました、非接触型体温計、このような検温用のものというものがああります。それと、接触感染防止用といたしましてアルコール消毒液、そしてハンドソープ、そして、飛沫感染防止用といたしまして、昨日の文化センター開設の折も、避難される方はマスクの御用意をということを言うておりますけれど、それでもなおマスクを忘れてきたりとかした方のためのマスクも用意しております。また、職員の飛沫感染防止用といたしましてフェイスガード。そして、消毒作業でありますとか嘔吐物の処理用といたしまして使い捨ての手袋。そして、同じくペーパータオル。そして、先ほども話が出ました飛沫感染防止用のパー

テーション。このパーテーションにつきましては現在、側面の高い段ボールパーテーション、こちらのほうの備蓄のほうも予定をしております。それのほかに施設設備の消毒液、これも消毒作業用に使う物。あと、消毒作業、嘔吐物処理用といたしましてごみ袋、新聞紙。それから体育館等で避難者の方とちょっと体調が不良な方、このような方をゾーン分けするための養生テープ。このようなものを用意するというようにしております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

さまざまな備蓄を今考えていただいているということで、いままでではない、この特に今、コロナの中で、避難者の方同士の接触をできるだけ避けるという取り組みが必要になってきておりますので、先ほど、パーテーションということもございましたが、先ほど言いましたこの段ボールによるベッド等も特に高齢者の方等が、いきなり下に行って横になるというよりかはこの段ボールベッドが非常に置きやすい、使いやすいという声もお聞きをしておりますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

こういった備蓄とともに、避難所内の十分な換気、また、スペースの確保、避難所全体のレイアウト、また、動線等感染症対策に配慮した避難所運営のあり方についてもこれは早急にまとめておく必要があると思います。そういった点から言えば、地域防災計画、また、避難所運営マニュアルの見直しは早急に行うべきであるというふうに思いますが、今、どのような状況にあるのかお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。御質問にありましたように、避難所の運営につきまして、いろいろと検討のほうしておる次第でございます。まず、運営につきましては風水害の場合と地震災害の場合というのを想定しております。風水害の場合におきましては基本的には職員が常駐して対応に当たるように考えておきまして、この開設運営にあたる職員に向けての避難所感染対策マニュアル、こちらのほうの作成は終了いたしました。そして、昨日の文化センターの体育館の避難所の運営におきまして、このマニュアルに基づいた避難所の運営のほう行った次第でございます。その中には、先ほども申しましたように、一般避難者と体調不良者との最低限のゾーン分けでありますとか、先ほど言いました手指消毒でありますとか、いろいろ避難

者の方に注意していただく事項、そのようなことも全て実施しております。

次に、地震災害の場合についてでありますけれど、ちょっと前の質問のときの回答でもお答えしましたとおり、各避難所で準備委員会を開きまして、避難所運営マニュアルの作成を進めております。現在10カ所の一般避難所のうち、9カ所での作成が完了しておるという状況でございます。今年度、先ほども言いましたように最後の1カ所となる遊学館、こちらのほうの作成を進めておるところでございます。こちらのほうの遊学館のほうでは感染対策を盛り込んだマニュアルの作成のほうを進めております。ただ、現在、作成が完了しております9カ所につきましては、まだその当時新型コロナウイルス感染症というものが発生しておりませんでしたので、これらのほうの感染症対策のは盛り込まれておりません。しかし、これらの箇所につきましても今後の見直しで各施設の規模とか運用等に配慮した感染対策を盛り込んでいくというふうに考えております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

当然見直しはしていくんだと思いますが、それはどれぐらいを見通しにされてるのかお聞きしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まだ、今のこの時点で何カ月先というのは、申し訳ございません、今この時点でお答えできませんけれど、できるだけ早期に取り組みたいというふうに考えております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

この避難所運営マニュアルにつきましては、役場の方たちだけで作っているわけではなくて、それぞれ地域の方に参加をしていただいて、時間をかけながら作り上げたものでありますから、この見直しになると当然また地域の方の御協力も必要ということでありますので、時間がかかることであるからこそ、できるだけ早くにどういう形でやるかという見直しをつけていくことが必要だというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後にこの災害の状況によって、発熱、咳等の症状が出た避難者の方の病院送等が難しい、そういった対応についてお問い合わせをしたいと思います。先ほどちらっと課長からもゾーン分けとい

うお話が出ましたが、避難所におけるそういった良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可能性のある避難者、疑いのある方と一般避難者とのゾーン、また、動線を分ける、個室などの専用スペースを確保する、また、専用のトイレを用意すること等、さまざま考えられると思います。こういった課題に今現在どのように取り組まれてるかお考えをお伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず、対応の基本的な考え方でありまして、佐川町で把握しております新型コロナウイルスの感染症患者の方は病院に入院しておりまして、原則、避難所に避難して来ることではないというふうにはここはまず考えております。そして、濃厚接触者につきましては事前に避難の連絡があるため、別施設での避難のほうを検討しております。そこで、避難所での感染症対策、これはコロナウイルスだけでなくインフルエンザであるとか、ノロウイルスとかそういうものも含めて考えるようにいたしております。基本的には罹患されていない方が避難所に避難して来るということを想定しておるといふ基本的な考え方がございます。

それで、一部、体育館の例ということで御説明いたしますと、入り口から入って来るところに受付のほうを設置いたします。そこで手指消毒、こちらのほうをしていただきます。そして受付のほうではマスクの持参の確認を行い、そして受付表への記入を聞き取りで行うということになっております。この段階で、非接触の体温計で検温するというようにしております。そして、家族以外の避難者との間隔を2メートル以上とってくださいということで、そこで体調の不良でない方につきましては滞在スペースのほうに行ってください。そこはゾーン分けをしておりまして、そのスペースに入る前にもう一度手指消毒をして中に入るということになります。ちょっとそこで具合の悪い方につきましては、体調不良者ということで、また別のゾーンで入る前に手指消毒をしていただいて、また中に入るということになっております。

あと、トイレ等以外は原則往来は禁止と。あと、体調不良者と滞在の一般の方との間は当然往来禁止ということにします。あと、トイレのほうにおきましても、先ほどの御質問でありましたように、避難者用、体調の不良じゃない方用と、体調不良者の方用を張り紙等で分けて個室を確保すると。そして、小便器のほうにつきましては

も同様に分けて確保するということしております。そして、手洗いのところにはハンドソープを置く、そして出入り口のところにはまたアルコールの消毒液を置くというような感染対策をして運営をしていこうというふうに考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

最初からコロナに感染の疑いがある、症状が出ている方というのはこの病院に行くわけで、避難所にくるということは考えられない。避難所の中で発症、避難所に来てから残念ながら発症すると、具合が悪くなるといった状態の時にどうするかということが大事だと思いますが、今、課長のほうからさまざま、現時点でそういった想定で取り組みを想定されているということですので、できればそういったことも含めて通常の避難所運営の訓練はされてきたのではないかと思います。こういうコロナ禍においての今先ほど丁寧に課長が言われた、入り口で体温をはかる、どうする、もし具合が悪い方が出たらどうするというのをそれぞれ想定した避難訓練、避難所の運営の訓練というものも必要になってくると思います。それをやるにしても密にならないようにしなければならないわけで、たくさんの方を今集めてということにはならないかもわかりませんが、そういったことも想定をされるというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

冒頭で、「新しい生活様式」、「新しい日常」というお話をさせていただきましたが、まさに新しい日常の中の防災という考え方をこれから構築をしていかなければならない。いままでとは違う感覚で運営をしていかなければならない。ウィズコロナのこのコロナと同居をしながら避難所運営とはどうあるべきかということをも早急に検討する必要が迫られてると思います。それぞれの取り組みについて簡単に短時間で取り組めることばかりではありませんので、担当課の方には大変ご苦勞をおかけをいたしますが、ぜひ、そういった視点で取り組めるところから早急に取り組んでいただきたい、ということをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、9番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、30分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 30 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3 番、西森勝仁君の発言を許します。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。3 番、西森勝仁です。通告に従いまして、一般質問を行います。今回も町民の皆さんが普段から「それって、おかしいことじゃないか」とか、あるいは「どうしてそうなるがよ」といった疑問の声などを交えながらお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、高北病院に係る質問であります。高北病院でも公営企業法の定めるところにより外来診療や入院、こうした病院業務と老人介護保険施設、そしてデイケア、デイサービス、こうした事業を展開していることと思いますが、その中で今回は健康保険と介護保険が適用される分野での機能回復訓練の実態についてお尋ねしようと思っているところでありますけれども、これは私のちょっとした体験を少しばかり交えながらお伺いしたいと思います。

実は、私事で誠に恐縮でありますけれども、私は7月28日の午後3時過ぎ、突然、足下と口に異変を感じまして、とっさにもみのき病院に駆け込んだわけではありますが、4時過ぎには病院に着きましたのでこの時間帯というのは病院も患者もおらずにすぐに診察を受けることができました。CTとかMRIとかいろいろな検査を受けた結果、脳梗塞を起こしかけているというようなことで、そのとき写真を見ましたら米粒くらいの白いのがぼやっと見えるような状態でありましたが、医師の判断として約2週間程度の入院、治療が必要ということになりました。症状としましては、手足と言葉がままならんようになったわけではありますが、入院の翌日からすぐリハビリなど、あそこの病院にはたくさんの医療スタッフがおりますけれども、その方々の献身的な看護のおかげでこのようにだいぶ回復してきました。リハビリスタッフの中には佐川の人が何人かおりました。大変心強く親身に寄り添ってくれまして、大変ありがたかった思いです。しかしながら、このもみのき病院というのは救急病院といいますか、急性期病院でありますので、2週間程度、一定病状が落ち着いたら退院しなければならないというようなことで、

もみのき病院のグループ病院、ここはリハビリ中心の回復期病院ですが、ここに移りまして、一日中、足、口の機能回復についてそれぞれ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の方々に大変お世話になったわけでありまして、いわゆるPT、OT、STと呼ばれている方々であります、ここでも佐川の方や佐川にゆかりのある方がたくさんおりまして、驚いたことでした。こうした方々のおかげで、当初の入院計画を一番最初、入院して2日くらい見たときには「え、40日から5カ月。こりゃあめったよ。」というような思いでありましたけれども、今言ったスタッフのおかげで1週間程度で、無理むっちゃくかもわかりませんが、退院することができました。

このような体験を踏まえ、町民の方々の声を合わせてお尋ねをしたいと思っておりますが、何しろまだリハビリ中でありまして、こちらもちよっとままならん部分がありまして、発音がはっきりせずご迷惑をおかけするかもわかりませんが、お許しをいただきたいというふうに思います。

それでは、先ほどちょっと前段で申しましたが、健康保険と介護保険が適用される分野で、高北病院ではPT、OT、STなどこういった方々が機能回復訓練をするわけでありまして、これに従事するスタッフは充足されているのか、また、1日1人当たりどれくらいのリハビリが行われているものなのかお尋ねをいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。西森議員におかれましては、大変な状態になるところを以前の様に元気になられたこと、おめでとうございました。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。高北病院の佐川町病院事業の機能回復訓練についての御質問がありました。高北病院では機能回復訓練、いわゆる自立支援、二次障害、疾患の予防としてリハビリを行っておるところであります。病院にはPTが5名、OTが2名、現在1名追加募集中であります。3名にしたいところです。STが1名という体制でやっております、高北病院のやっておる疾患別のリハ、病院のリハビリというのは全て疾患別で、期限の日数が打たれております。

高北病院でやっておるのは脳疾患のリハビリテーション、これが標準算定日数が180日。それから、呼吸器疾患リハビリテーション、これが標準算定日数90日。運動器疾患リハビリテーション、これが

標準算定日数 150 日。廃用症候群リハビリテーション、これが標準算定日数 120 日と。これはそれぞれがこういったふうに、診療報酬上は限度をおかれております。

それから、高北病院のほうではこのリハビリが終わり、復帰のための病棟としまして、回復期リハビリ病床、これは地域包括ケア病床と言いますが、高北病院には 6 床増床して、現在、16 床あります。ここのリハビリ算定日数は 60 日が標準限度となっております。ここでは先ほど言われましたもみのき病院とかいわれる急性期での治療が終了した症状の患者さん、症状が安定した患者さんが復帰に向けて、先ほど言いました標準算定日数 60 日を限度としてリハビリを行う病棟のこととございます。病院機能としてはこういった 4 つの疾患別リハと回復期のリハビリ病棟として 16 床ございます。

それから、回復期、いや、失礼、すみません。介護施設としましてはリハビリ強化型の介護老人保健施設がございまして、ここでは先ほど言いました PT 5 名、OT 2 名、ST 1 名が週に 3 回以上リハビリを行う機能がございます。17 床ありまして、うち 14 床が入所、あとの 3 床がショートステイということになっております。ここでは要介護度 1 から 5 の高齢者に対し、入院期間、いわゆる先ほど言いました標準算定期間は 3 カ月から 6 カ月ということになります。

そして、通所施設ですが、今言いました回復機能病床とか、それから介護老人保健施設、こういったところで復帰、在宅等への復帰ができれば通所をして、先ほど言いました医療のほうでは限度がございましたので、それ以降リハビリを続ける方、あるいはずっと長期的にリハビリを続けていく必要がある方、こういった方は高北病院前にあります、通所リハビリテーション、いわゆるデイケアセンター、こちらのほうを利用していただくような流れになっております。

いわゆるこれが地域包括ケアの一定、高北病院が現在抱えておる、機能しておる内容で対応させていただいております。以上でございます。

### 3 番（西森勝仁君）

ただいま、久しぶりに大物局長の答弁を聞いたわけではありますが、聞くところによると、法令や規則に定められたとおり適正にやっているとこういうことなようであります。リハビリスタッフも 8 名を 9 名にしたいというようなことで、これは需要に応じたバランスで

やっているのではないかと。言語につきましては、そんなに多くいないんじゃないかと。脳疾患については言語の場合が出てくるんじゃないかと思いますが、1名で募集の予定もないようですので、1名で足りているということですが、脳疾患、これも180日、いろいろこの150日、日数の制限があるようではありますが、この日数の制限があるにして、その時間、1回当たりの時間っていうのが、今ちょっと答弁いただいたのかよく聞き取れなかったわけではありますが、この時間というのはどんなふうに、1回の時間、これどんなふうになっているのか、お答えいただいたかもわかりませんが、もう一度お願いします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

ちょっと抜かっておったかもしれません。お答えいたします。これは診療報酬料1単位20分以上というふうに定められております。

3番（西森勝仁君）

20分以上。以上。分かりました。なぜ、私がこういうことをお伺いするかと言いますと、今、回復期病棟にあっては50日を限度とするとかいろいろな規定がありますけれども、一般の町民や入院患者、入院患者には説明をしているとは思いますが、入院している人、あるいは老健に入院している人、また、こうした人たちの家族にとってはその規定がよくわからないところでもあります。ですから、不平、不満がじわじわと出てくるというようなことであろうと思いますが、町民が私に言うには「高知の病院では、手足、このリハビリをもっとやってもらいよったに、どうして高北へ来てからやってくれんろう。」と、「もっとやってもろうて、早うに帰りたいのに。」とこういうことであります。

私の場合は先ほども言いましたけど、急性期病院でも回復期病院でも午前と午後合わせて3時間くらいはゆうにやってもらっておりました。こっちがたまらんくらいに立ち替わり入れ替わりと言うたら失礼ですけど、ありがたいことではありますが、こっちが休む間もないくらいリハビリをしていただいたものです。リハビリというのはそういったリハビリの技師たちと話をしながらリハビリをしてもらうわけですが、いろんな話もするわけですが、リハビリっていうのは最初の10分や20分、これは準備運動のようなものですよと。私は長くやってもらったおかげで、早く回復しているのではないかと考えていますが、私は高北病院の老健施設の場合、今、こ

これは局長のほうからも老健施設の目的については話があったとおりでありますけども、入院治療は必要でない方が在宅復帰を目指して心身回復の機能の訓練を行う施設、こういうふうに認識を私もしております。どうして本人が、20分以上と言われましたけれども、本人がもっと長くやってもらいたい、日数制限は聞きましたけれども、もっとやってもらいたいというのに、どうしてやってもらえんろうかと。銭金の問題ではないと思いますが。診療報酬の関係は出てくるかもわかりませんが、皆早くよくなって家に帰りたい。自宅に帰って住み慣れた自宅で見慣れた景色を見ながら、人間の尊厳を保ちつつ生活をしたい。こういうことを皆さん望んでおります。この日が来るのを一日千秋の思いで待っているのではないかというふうに思います。このことは何事にも変えることのできないことだと思います。

先ほど来、事務局長の答弁をいただきましたが、何やらいろいろ制約があるようですので、ありますので、無理なところもあるかもわかりませんが、市内でできていたものが、なぜ、高北病院ではできないのか、こういうふうに私も思うところでありまして、患者の方も口にしているところでもあります。

こうしたいろんな要望がありますが、このリハビリの件だけではありませんが、外来の件についてもいろいろな要望、苦情があるわけですが、こうしたことを以前にも局長に私が紹介するし、アポを取るから行って直接どういうことか聞いてきてみいやと。4、5件はすぐにアポ取れる。行って真意を聞いてみんかよと言うたこともありますけれども、今はその必要はないというようなお答えだったので、そのままになっておりますけれども、やっぱりこうした方々の真意を聞いてやっていただきたいというふうに思うわけです。

ところで規制に係るわけでありまして、これは条例規則でできるものなのか、そして法律にあるものなのか、そして規制緩和ができないものなのか。規制緩和ができるものであれば、それはお金の問題にもつながりますが、規制緩和をして町民の要求に応えることができぬものか。この質問は高北病院の開設者というか設置者であります町長にちょっとお願いも含めて答弁をいただきたいわけですが、どのようなものなのかお尋ねをします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。軽い脳梗塞だった

ということで、私も大変な思いだっただろうなというふうに察しております。本当にリハビリも大変だろうなというふうにお察いたします。

開設者としてという御質問ですが、基本的に病院経営につきましては管理者である院長に任せてあります。ただ、佐川町長の立場として開設者ということになっておりますが、人事権も含めて経営は全て管理者のほうに委ねておりますので、この議場での答弁につきましては副管理者が代理で出ておりますので、副管理者のほうに御質問いただければなというふうに思います。

ただ、やはり西森議員おっしゃいますように、住民の皆さんの声に寄り添っていくということが大切だろうというふうに思います。決して渡辺事務局長、渡辺副管理者が答えた内容が、制限をかけているものだという答弁ではなかったかと思えます。ただ、標準算定の日数であったり時間があるということになりますので、例えばリハビリを行う時間につきましては1つの単位が20分ということだそうですけども、リハビリの内容によっては1時間やるのか、ひよっとしたら2時間やるのか、それは病院側と患者さん、お客様の話し合いで決まっていくことではないのかなというふうには察しますが、やはり住民の皆さんに寄り添った経営のできる高北病院であってほしいなと、そうあるべきだなというふうに思っておりますので、しっかりと経営改善をして、進めていただくように私からもお願いをしたいなというふうに思います。

本当に、大変貴重な御質問ありがとうございます。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。ちょっと私の説明が淡泊で不十分じゃったかもしれません。理解されにくかったかもしませんが、全て先ほど町長も言われたように、標準的なことでありまして、これは厚生労働省が審議会をもとに診療報酬とかの、医療の場合は2年に一遍ですけど、その中で決められておりまして、自治体の条例で変えるとかいうことではございません。

それとリハビリの介護報酬や診療報酬上の算定時間数20分以上、これは医師の指示したリハビリを20分以上やらないかんことでありまして、物の本を見ますとリハビリは患者さんに機械的に施すことなくコミュニケーションが大事であると。コミュニケーションを十分患者さんとした上で、適切なりハビリを20分以上する。また、

終わればそのコミュニケーションを取っていく。これが回復につながってくるということを書いておりますし、私もリハビリ科の職員と話をよくしますが、こういったことを念頭において対応をしておるということですので、今後も一層、一人一人患者さんはニーズが違うと思います。また、日々状況によって感情も違うと思いますので、そういったことを踏まえた上で十分リハビリ対応をして早期回復、早期復帰になるように努めていくようにさらに努力していかないかんといいうふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 番（西森勝仁君）

この診療報酬等につきましては厚労省の規則で決まっているようですが、そしてそれぞれの病院の医師の判断によりまして時間を 20 分以上するというようなことで、それは医師の指示がないとできないということやと思いますが、そのことを患者さんのほうも、リハビリを受けるほうも納得して、「あなたの症状はこれくらいの状態だから 20 分、あるいは 40 分しかできませんよ。」「40 分できますよ。」「1 時間できますよ。」こういったことをやっぱり本人、そして家族にきちっと説明をしゅうと思っておりますが、このあたりをきちんとしちよいちゃらんと不満が出てくるというふうに思っております。しゅうと思っております。

### 病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。御質問の内容はごもっともなことでございまして、入院する際にはどういった治療を進めていくか、医師初め関係職員がどういった対応をするか、入院診療計画についての説明もありますし、その都度その都度、また、PDCAをしていかないきません。その中でカンファレンスを関係職員の中でして、患者さん、ご家族へそれを伝えていく、これが私が知っておる常識のやり方ですので、こういったものが実践されておると思っておりますが、なお、また確認して足らるところは十分に対応して満足のいく療養を高北病院で送っていただけるように努力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 3 番（西森勝仁君）

今、答弁をいただきまして、了解をいたしました。

次に、脳梗塞などいわゆる 3 大疾病や 7 大疾病と言われている病気を未然に予防するキャンペーン、これを年何回か実施できないも

のかと思っています。具体的には今やっております健康福祉まつりで高北病院あるいは健康福祉課、あるいは日赤、社協の方々と一緒にいろいろな健康チェックコーナーが開催されているわけですが、このコーナーは大変人気があります。私が言うのはこのミニコーナー、血液のチェックとかあるいは血圧の測定とか病院へ行かないまでもこういったことを月に1回言うてもいかなかもわかりませんが、2カ月に1回程度、時間を午前中とか午後とか決めて実施することができないものなのかお尋ねをしたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。高北病院では毎月ということではなく、年に1回だけ6月にやっております。丁度、本年度は新型コロナの関係で中止いたしました。昨年度まで6年間、「まもろう、知ろう、自分のからだ。地域住民が健康でいきいきと暮らせるよう支援し、地域に開かれた病院を目指します。」という基本テーマとして「高北病院健康フェア」を開催しました。ここでは動脈硬化、生活習慣病、糖尿病、高血圧症などについての講演会を行うとともに、脳年齢測定、体組成計、血糖測定、血管年齢測定、骨密度測定などを行い、専門職員がアドバイスを行い、治療に結びつけております。私もこの事前の会に参加しまして当日を迎えるようにしてきましたが、なかなかこれは何カ月もかけて関係機関とも調整しながらやっておりますので、現状の体制からでは年に1回開催するのがようようのような状況でございます。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

年に1回やっていると。これは生活習慣病、高血圧、糖尿病、いろんなものが血管年齢測定なども含めて大がかりにやっているとします。そのことによりまして、関係機関が増えすぎて調整が難しいようなことが起こるのではないかと思います。こんなおっこうなものじゃなくて、本当に身近な生活習慣病の改善については今、高北病院のほうで乗り出してやっているとしますが、こうした身体チェックをするということは非常に意義があると思います。血圧と糖尿病とかいうような難しいものじゃなくて、すぐ改善できるというか、そういったもののチェックをしてもらいたいわけですが。

私の場合も3年ほど前、健康福祉まつりでこのチェックを受けたわけですが、そのとき血液がドロドロに近いよという判定が

出まして、このランクのドロドロ具合のサンプルを見せてもらったわけですが、そのときはこりゃびっくりしました。こりゃいかんというふうに思いまして、血液がサラサラになるというサメの、サメ肝油ですか、サメの油とかタマネギやまたラッキョウがえいとかがいいすもんですから、そんなもんを食べながら留意をしておったわけですが、それが人間ドックでこのオプション、人間ドッグだったかどうかはわかりませんが、血管年齢の測定を受けてまして、50歳代というような判定をもらったものですから、それで心配していた血液ドロドロの問題とかこんなことはすっかり忘れてまして、喉元過ぎれば熱さ忘れる式でありましたが、その結果この病気につながったのではないかというふうに思っております。

このような病気になれば本人も本当に大変ですし、家族も大変です。医療費にしてもただの100万やそんなようなものでは済むようなものではありません。国保の被保険者であれば、本議会の冒頭に、昨年の国保の被保険者が3,090人というようなお話も聞きましたが、国保の被保険者であれば国保財政に多大な負担が生じていくこととなります。こうしたことをできるだけ未然に防止するために、私はこうした健康チェックコーナーを設けて、その判定については一歩踏み込んで、「あなたは血液がドロドロ、そして、またあなたは血圧が非常に高い、異常です。今一度、早急に病院で診てもらったほうがいいですよ。」とこういうふうに一歩踏み込んだアドバイスをして、背中を押してあげたら「そしたら病院でちょっと診てもらおうか。」と。血液の改善にしても、血圧の改善にしても本人の意思次第でありますけれども、皆その血圧が高いとかいう人は気にはしているはずですので、何らかのきっかけになると思いますが、こういったことがこの程度のものというたら語弊があるかも知れませんが、そんな今局長が言われたようなおっこうなもんじゃなくて、これは健康福祉課でも簡単にできると思いますが、そのあたりできないものかお尋ねをします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。重大疾病予防の取り組みにつきましては、先ほど渡辺事務局長が答弁で言っていましたとおり、年1回、高北病院で健康フェアをやっております。それについても健康福祉課のほうでも参画をさせていただいて、保健師と協力をさせていただいています。

イベントにつきましては、年1回というところでございますけれども、重大疾病予防につきましては、今、国保の対象者で町民課の国保、それから高北病院、そして健康福祉課が中心になって健診を受けていただくということの取り組みをしております。その中で、これは健康増進計画、それから国保のデータベースの計画でございますけれども、こういったものを活用しまして、糖尿病とか脳疾患の血管の重症化予防の取り組みをいま重点的に行っています。個別に特定健診の結果で把握された重症化リスクの高い方、こういった方をピックアップをさせていただきまして、電話とか、あと、戸別訪問、こういったことで受診の勧奨に健康福祉課の保健師等が関わらせていただいて、取り組みをさせていただいておりますので、こういうこともあわせて引き続き、重症化予防に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

### 3 番（西森勝仁君）

今、答弁をいただきましたけれども、特定健診の結果などを見ながら異常があれば電話で対応を指示するとかそういったことをしているということですが、特定健診にしても受診率はあんまり高くないと思いますが、その高くない、本来なら受けたほうがいい人が受けてない場合が多いと思います。ですから、私が言うのは身近に散歩がてらにちょっと寄って、ちょっと血压測ってもらおうかなど、その程度の簡単なもので早期発見といいますか、そのようなことをしてもらいたいというふうに今言っているわけですが、これ検討をしてもらいたいと思いますけれども、答弁がなかなかいただけませんが、私は今回の自分の病気を通じまして、健康こそが本当に何物にもかえがたい、一番大事なものというふうに再認識をしたところであります。町長が言う「世界一幸せなまちづくり」とはまず、健康づくりの環境、これを先ほど来、るるお伺いしておりますけれども、なかなか取りかかってみようという答弁はいただけませんが、こういった健康、できるものからチェックする、こういう環境づくりをスピーディーにしてもらおうことが大切やないかというふうに思います。そのこと自体が幸せを実感できるまちづくりにつながっていく、そして、あとは人間の欲で銭金の問題とかいろいろな欲が出てくるとは思いますが、まずは第一健康、これをやってもらいたい。この環境作りをやってもらいたいというふうに思います。

私がこの病気にかかって退院する前日でありますが、夜勤をして

いた桂出身の看護師さんが私にしみじみとこういうふうに言いました。「西森さん、あんたはよっぽど運がよかったと思わんといかんよ。」と。脳幹が詰まって、脳幹というのはこの首の上のここのあたりだそうですが、ここが詰まって、「脳幹というのは一番大事なところで神経が多く集まっているところで、ここが詰まってこんな状態の人は少ないよ」と。「普通、両手両足が麻痺して言葉がしゃべれんなくてもひとつも不思議じゃなかったよ」と。こう言ってくれたものであります。私も一時の症状からして、つくづくそう思いました。脳梗塞というのは20%が再発する危険性があるということです。病院のほうからは再発防止10カ条というものももらっています。これをしっかり守りながら、病気をしたことで、障害を持った人たちのよき理解者になっていけたらというふうに思っています。

次に、ちょっと飛びまして、投票率向上対策についてであります。佐川町でもこのことについては選管において努力をされていることと思いますが、今、県下の市町村でもいろいろな工夫がされておりました。平成30年11月2日の高知新聞によりますと、香美市では平成31年春の県議選から移動投票所を開設し、7カ所を巡回しているというような記事が載っておりました。この開設にしても選挙人名簿の管理や、また、2重投票防止対策、こういったもののいろいろな課題も多いというふうに聞いています。佐川町でも平成31年の県議選から虎杖野と庄田の投票所を復活させておりましたが、この増やした投票所の結果を見る限り県議選の場合、町全体の投票率が58.25%、参議選が53.40%であります。この増やした虎杖野の投票所、ここを見てみますと県議選、参議選とも町の平均を下回っています。庄田についても県議選は町全体よりも低く、参議選だけがほんの少し町全体を上回っているというような結果になっています。どうもこうした小手先だけの対応ではちががあかんと、抜本的な改善が必要ではないかと思うところでもあります。

この問題について、私が以前質問したとき町長は特効薬はないけれども、皆で選挙に行こうねと声をかけあうことが大事よというような答弁がありました。来年は町長も議員も任期満了、選挙の年になります。もう1年くらいしかありませんが、この投票率向上対策については妙案がないにしても選管では何か対策を考えているのか、お尋ねをします。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。投票率向上の対策について考えることという御質問であったと思います。御質問の中にありましたように、今までやってきたことと言いますと、やっぱり昨年度の投票所の増設、そして移動、期日を定めた期日前投票所の設置ということを行いました。その結果につきましては先ほど西森議員が御質問の中で出たような結果になっておろうと思います。選挙管理委員会の事務局といたしましては投票所を増設したこと、そして峰自治会、2つの自治会を対象に設置したことについては、投票率自体はそれほどのことはなかったとは思いますが、それでもやはり少なからず効果はあったのではなかろうかというふうには考えております。

ただ、やはりもっとも重要というふうには考えておるのは選挙の啓発ではなかろうかというふうに思います。このような投票所を増やしても實際上、投票率が上がらないということもありますので、環境整備を行いましても選挙に関する関心自体がなければ投票率が上がるということにはつながらないというふうに考えております。近年の各種選挙におきまして、佐川町初め県内各自治体ともでありますけれど、投票率のほうが低下しております。その中で特に若年層の投票率の低さは顕著であるというふうに考えております。この若者の政治離れとか政治に対する無関心さといったことなども、社会問題ということにもなっております。佐川町でも18歳、19歳の投票率は昨年度執行されました3つの選挙で33から39%と低迷気味ということになっております。やはり子供のころからの教育が大変重要だというふうに感じておりますので、まずは学校にも協力をいただきまして、児童、学生に対しまして、選挙に参加する大切さについて知っていただくために、出前授業等を活用した啓発を行っていくのも一つの方法でなかろうかというふうには考えております。以上でございます。

### 3番（西森勝仁君）

ただいま答弁をいただきましたが、いろいろ啓発なり対応はしているとは思いますが、答弁の中に効果があったのではないかというふうに考えているというようなくだりがありましたけれども、これは数字からみて効果はあっていないということがはっきり言えると思いますし、また、確かに今指摘された若年層、若者の政治離れ、これは大変な問題であろうかというふうに今思っております。こういう

ふうに今言いましたように、選管という執行機関においては、もちろんもう限界ということもあろうかと思えます。けど、このままですと、若者の投票率が39%であろうかというようにどんどん下がっていくんじゃないかと。投票率が35%じゃそんなようなものは大都会の話ばかりというふうに思っておりましたら、佐川町もどんどん下がってくる。こんな状況に今あるわけでありまして。

そんなような状況の中にありまして、平成29年10月8日執行の佐川町議会議員選挙の投票率が63.37%であったわけでありまして、これは前々回より11ポイントも下がっております。この結果を受けて翌日の高知新聞では「町民の関心喚起できず、議員は存在感示せ」という見出しで報じられたわけでありまして。この低い投票率というのは議会の存在意義そのものに対する町民の警告ではないかというふうに思っています。町民の期待する権力のチェック機関として課せられたその負託は重いのでありますが、それこそ、議会が執行部の追認機関、これに成り下がる、あるいは補助輪や尾輪となっていては町民にそっぽを向かれるのは当然でありまして、そうなりますと佐川の発展というものはありません。

今、佐川町では突然降って湧いたような大型の借金事業が次々に進行中でありまして。役場などのリニューアル事業に似たようなもの、これもしかり、木のおもちゃ美術館にしても突然降ってきたものでもあります。しかも、これも5年くらいの据え置きがあるとしましても、借金ですので、5年経ったら借金の償還が始まります。かねてから町民の願いである図書館など重要案件は一向に進まず、的確な投資が行われているとこういうふうには思いませんが、これからも大型の事業が目白押しになっています。このように町民の意図しない、乖離といいますか、放れたところの事業をすることによって、多くの町民は嫌気が差してきているのではないかとこういうふう思うところでありまして。

町長は以前、町民の話には耳を傾けると言っていたと思いますが、今はなんのそのと。こういうふうにあります。以前にも言いましたけれども、町長シンパの方でさえ「堀見さんはやってもらうことはなんちゃあせん。やらんでえいことはどんどん進める。」こんな話であります。また、別の方は「もう町長に言うたち無益無益。」こんな具合であります。私は折に触れ、皆の暮らしがよくなるのも悪くなるのも政治次第ぜよと、真綿でじわじわ首を絞められたようではないか

んぜよと。こう言っていますし、議会広報の編集後記でもこのことを書いていますが、なかなか浸透するようなものではありません。

平成29年10月9日の高知新聞でも町長も議会も有権者の声なき声に真摯に向き合って、しっかりするべきとこういうふう指摘されておったと思いますが、投票率が低下する要因の一つは民意とかけ離れた、思いつき行き当たりばったりと言うたら失礼かも知りませんが、非常にそんな感じがするわけでありましたが、これにも一端はありはしないか。もっと計画的で優先順位をつけて、重点的的確な投資をするべきではないかというふうに思います。そうしないと町民が白けてしまう。こういうふうに思うところですが、町長はどんなふうにお考えなのかお尋ねをします。

町長（堀見和道君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。西森議員おっしゃいますように、今計画中のもの、構想を策定しているものを含めて大型の事業があります。道の駅の事業につきましても新文化拠点の整備、図書館を含めた新文化拠点の整備事業につきましても今検討を進めているところであります。

道の駅につきましては、はちきんの店の方々を中心となって、住民の皆さんから多くの署名を集めて、ぜひ、道の駅の建設を進めてほしいという要望がありました。その声をお受けして進めているものであります。また、図書館の整備につきましても、大きな要望、請願をいただきまして、議会の中におきましても図書館と青山文庫の合築を含めて検討するようというところで意見が出されております。いずれにしましてもこれまで住民の皆さん、議会でも議論をされてきたことにつきまして今、事業を検討して進めているところであります。また、道の駅の中におきまして、おもちゃ美術館という話は住民の方々から雨の日でも遊べる場所がほしいと、安心して遊べる場所があったらいいなあという声もある中で道の駅の検討委員会を進める中で、佐川町が今、自伐型林業の取り組みを進めてますと。この木材の出口として木のおもちゃで遊べるおもちゃ美術館があったらどうでしょうと。子供連れのご家族が訪れるそんな道の駅、若い女性も訪れる道の駅、多くの皆さんに楽しく訪れていただける道の駅、そんな道の駅があったらいいですよねということできざまな皆さんの声を聞いて進めてきております。いずれにしましても、何か唐突に私の個人的な思いで進めてるというものではありません

ので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

今、町長から答弁がありましたけれども、今の段階では財政に余裕がある、起債も借りられる、そして有利な交付税措置があるうちにというような駆け込みの事業がだいぶあっていると思いますが、償還が始まったら、これは5年くらいあとのことですので、だんだんと、起債は有利な起債を適切に使ってやるべきですけれども、どーんと何も一緒に起債を打ってやるようなものではない。そりゃできればそれに超したことはないわけですけど、これを民間に例えますと、家も新築した、車も新車、家電も全部買い換え、全部それを借金、これと全く同じようなものであります。これを払わないかんものは町民が払わないかん。こういうことありますので、やっぱりたったの半年ばあで計画したということじゃなくて、もっと議会とも町民とも膝を交えて相談してやってもらいたいというふうに思います。

私が今言った事業も含めて、町長に言わせれば佐川町浮揚に必要な事業だからやっているということであろうと思います。しかし、この6年間投資してきた多くの事業にしましても、結果がみえているようには思えません。事業効果が上がっているものを数えてみても、何があるのかなという感じではあります。

例えば、2億円あまり、1億8,500万円くらいですか、これを投資した自伐林業を核とした雇用創出事業にしましても、今、山がよくなっているよという実感をしている人、これはちょっとおったら私もお話をさせてもらいたいというふうに思っています。そんな声聞いたことがありません。雇用創出にしましても従事する人に聞いてみますと、「まあ、補助金があるうちのことよ」とこういうことであります。金の切れ目は縁の切れ目、こういうことでは先が思いやられます。けれども、交付金のできたので金の切れ目はないと思います。今は700万か800万くらいですけども、最終的には2,500万になる予定であります。これは算定基礎に人口割りというものが加えられたので、捕らぬ狸の皮算用になるかもわかりませんが、ゼロになることはないが、これをもっと有意義に活用してもらいたいと思います。それに、地域ぐるみふるさと教育とシティプロモーション、これが約4千万、4,350万くらいになるんですか、この事業、そして発明ラボ、博報堂との委託事業、こうしたものにつ

いても事業効果がわかりません。実績がみえない中で次から次へと新規事業を導入してきたわけでありますが、まるでラボ、ラボというのはその言葉のとおり佐川町全体がこれは実験室と、研究室、悪く言えばモルモット、このようになってはいないかととても心配もするところでもあります。まいた種はどうなっているのか、育っているのか、あるいは膿んでしまったのか。

もうすぐ、あと1年あまりで2期目の任期も満了しますが、次をどういうふうにお考えなのか、出馬をするのか。これは投票率に非常に影響すると思いますので、お尋ねをいたすところでもあります。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。来年10月の町長選挙に出馬をするかどうかという御質問だと思いますが、まだ現時点では決定しておりません。以上です。

3番（西森勝仁君）

残りが1年ちょっとあります。来年の選挙に出馬をするか決定をしていないということでそれはわかりましたが、その、まいた種が育ちゆうのか、実績が出ているのか、このあたりは1年かけて早急に成果品というかそれをちょっと出していただきたいというふうに思います。私のほうでも検討をさせていただきます。

次に、補正予算についてお尋ねをいたします。教育委員会の社会教育総務費の委託料に、司牡丹酒造焼酎蔵耐震診断業務委託料として506万円なるものが上程されていますが、これについてお尋ねをします。私は上町のあのエリア、エリアというかコーナーであります。これを修繕し、白壁のまちなみを佐川町の重要な社会資産として後世に伝えていく事に対していささかの異義があるわけではありません。諸手を挙げて賛成をするところでもあります。ただ、この業務委託、これについて何か釈然としない疑義があるわけでもあります。疑惑とまでは言えないまでも、非常にいかななものかなというふうに思っております。この506万円なる、あの見積書、これはどのような形でどの部署に提出されて、予算化をされているものなのか、お伺いをいたします。

教育次長（吉野広昭君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。西森議員の御質問の中にもありましたとおり、焼酎蔵であるとか、その周辺の酒蔵の白壁につきましては本町が守っていくべき景観であり、できるだ

け現状を保ちながら保存する必要があると認識をしております。そのため、耐震診断を速やかに実施して、その診断結果によって耐震補強の工事費の概算額を積算して、建物を今後どのような形で活用、保存できるか改めて考えたいと思っております。

耐震診断の予算の計上にあたりましては、本町で受注実績のある耐震診断を実施しました設計事務所等に聞き取りを行ったところで、対象の建物が木造の歴史的な建造物であって、鉄筋コンクリートの建物と違いまして、診断作業が容易ではないと。また、まずは木造の歴史的な建造物の耐震診断ができる人材を探した上で、技術的な協力をしてもらうように依頼から始めると、人探しから始めるという必要があるということです。そのアドバイスをいただきました設計事務所によりますと、県内であるとか四国内にはそのためのノウハウを持つ人がいるとは聞いたことがないということでした。そのため、以前、司牡丹1号蔵の耐震診断を行った方式のほうを採用し、高知県建築士事務所協会に委託して、木造建築としての文化財保護にかかる耐震診断の第一人者でもあります、東京大学の腰原研究室にも協力を仰ぎながら耐震診断を実施することが最善であると判断しました。教育委員会より本定例会に予算を計上しております。見積聴取にあたりましては、以前の司牡丹の1号蔵の耐震診断の際を採用するという判断をしましたので、当時の産業建設課の担当者を通じて、高知県建築士事務所協会のほうに見積もりの提出を依頼したところですので。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

今、るる長々と答弁をいただきましたけども、まず、私が聞いたのはこの積算、506万円を計上するにあたり、今、聞き取り調査をして計上したと言いましたけれども、どこから見積書なりそういったものが提出されたものなのか、それをお伺いしているところです。

### 教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。見積もりを出していただいておりますが、先ほど答弁させていただいたとおり、高知県の建築士事務所協会のほうから提出をお願いして、提出していただいております。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

その高知県建築士事務所協会からの見積書は郵送されてきたものなのか、業者が持ってきたものなのかお尋ねします。

教育次長（吉野広昭君）

すみません、そちらのほうは産業建設課を、当時の、経由して教育委員会のほうに提出していただいておりますので、詳細につきましては確認のお時間をいただきたいと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

当時の産業建設課ということですが、ここちょっと重要な部分ですので、明確にしておきたいと思いますが。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 42 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長（池内伸雄君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。見積書につきましてはファックスでいただいております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、担当課長からファックスでもらったという答弁がありました。私の手元に令和 2 年 7 月 8 日付けの高知県建築士事務所協会会長から提出された見積書がここにあります。この見積書はこれはファックスではない。誰かがもってきたものか、事務所協会が持ってきたもの。ファックスだったらほかに証拠が残ります。ファックスで来たものではない。その後、ファックスできたかも分かりません。

この見積書を見ますと、初めのここにある金額、ここには 50 万 6 千円と書かれています。その後、誰かがここに手書きで 0 を一つ足して 506 万円となっています。この委託の業務につきましては、町長は破格という言葉を使って説明されたわけですが、私がそのときに破格に高いのか安いのかと言うて聞いたことがあります。それは町長も安いも高いもという答弁はありませんでした。私もこれが 50 万でできるような代物でないことくらいはすぐわかります。積算を見てもほとんどが全部一式ということになっておりますので、内容はわかりません。分かるのは、ただ、52 人分の賃金、これが 119 万 6 千円。これは明確に書かれておまして、これを 52 で単純に割

ってみますと、1人、2万3千円になります。これは技術者のランクによって5万とか3万とか1万とかいうふうに分けるかもわかりませんが、単純では2万3千円。これはここらあたりの賃金としてはそう安いという感覚にはならないわけです。

教育長の議案の説明、議案の説明会的时候には4棟あるので、1棟が大体300万くらいのものであるというふうの説明を受けたわけですが、ここには3棟分というふうに書いてあります。今も言いましたように、安いようには感じないわけですが、さらにこの前の説明会によりますと、教育長の説明によりますと、この建築士事務所協会と東大のティンバライズが共同で実施するような話もちよっと聞いたわけですが、もう少し詳しく説明を願いたいと思います。

それに、会計課長にお伺いしますが、このように手書きで数字を入れたもの、ゼロを一つ足したもの。こういうものがまかり通るものなのか。こういう会計書類にこういうものが提出された場合に会計管理者として決済できるものなのか、まず、ちよっとお尋ねをしておきたいと思います。

会計課長（真辺美紀君）

西森議員の金額の訂正についてお答えさせていただきます。私も会計書類をチェックする中で、数字の訂正については数量等については訂正印オッケーにしておりますが、金額の訂正は修正、一切認めておりません。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

今、会計管理者から答弁があったように、こんなような書類はまかり通るようなことじゃないかんですよ。通っちゃいかん。通るはずもない。こんなようはずさんなようなものが通ったり、それが予算になってはね返って計上されてくるようなことがあるから、この前の報告第4号でも実質公債費の比率が違うちよったというようなことで訂正し差し替えをするわけですが、これは由々しきことでありまして監査のほうでいろいろ慎重に議論をしました。1日かけて議論したわけですが、人であるので多少、間違いはあってはならんけれども、あることです。そこをとがめるわけはありませんが、差し替えの案件にしましても、これは重要なことでもありますので、ただ差し替える、それだけのものでは全然違うわけで、詳しく、本来なら町長が説明すべき事案であったと思います。

議会のほう、議員からも誰からも質疑も文句も出なかったから通ったようなものですが、こんなようなことはとてもおかしいのであります。

会計課長からはこんなものは通らんということですが、この手書きのゼロを入れた、これを承知の上で聞き取り調査をしたものなにかちょっとお尋ねします。それと、確かにこういう案件は四国内では少ないわけでありましたが、四国内でないわけではない。徳島県の脇町も全く同じようなこともやっています。恐らく調べてないと思います。教育長か次長にお尋ねをします。調べたのか調べてなかったのか。

教育次長（吉野広昭君）

具体的に、四国内にそういう知識を持つ方を調査したという事実はありません。あくまで、アドバイスをいただいた設計事務所の方からお聞きした範囲でそういうふうにお答えさしていただいております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ただいまの説明によると設計事務所では四国にはこんな例がないよと言われたよというようなことでありまして、あたかも事務所協会という準公共的機関を通じ、またここに委託することで問題がないように私から言わしたらカムフラージュしているように思えるわけでありますが、これは委託先がここになるわけでありますが、最初から特定業者1社がこの業務を担当することになっていると思います。そして、今言われたようにそのコンクリートと違って難しい診断であるし、特別なものであるので東大の先生に技術協力を得て、東大のお墨付きをもらって完結するよというようなことでありますが、前回も恐らくこういう形にしたと思います。焼酎蔵の1号蔵をこういうふうにしたと思います。しかし、この東京大学のNPO法人のチーム、ティンバライズ、この理事長は腰原幹雄教授でありまして、生産技術研究所の教授でもあります。この腰原さんは昭和43年生まれで、どうも町長の学生時代の同級生ではないかというふうに思います。しかも、町長はこのNPO法人と以前から深く結びついていたのではないかと思います、よくわかりませんが、よくわかりませんが、お尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員おっしゃいますように、東

大の腰原研究室の教授であります腰原幹雄は私の同級生になります。日本全国のこういう木造の歴史的建造物の耐震診断、耐震補強等の業務について請け負ってます木造建築の耐震診断、耐震補強の設計に関しては日本の中でも第一人者と言われている人物であります。今回は焼酎蔵の耐震診断につきまして、かなり専門性を有する難しい診断になります。もし、高知県内の設計事務所でこの業務が行えるというところがあって、入札が行えるのであれば、高知県内であればということになりますけども、業務がなかなか難しい。費用的にもものすごくかかるといふこと。これは司牡丹の1号蔵の耐震診断をするときにも分かっておりました。そのときに、じゃあ私が、私の同級生なので高い金額で腰原研究室が最終的には耐震診断を行う業務を発注をしたとしたら明らかに問題になるのは分かってます。べつに私は、私の友人だから高い金額で仕事を出したいと思ったことはみじんもございません。そのあたりは調査をして、金額も調べて、できるできないも含めて調べてこの形で仕事をするのがいいだろうということでも1号蔵の耐震診断のときも実施しました。腰原には大学の研究の一環としてできるだけ安い金額でやってほしいと、そうでないと高知県建築士事務所協会を経由して、事務所協会と一緒にやって腰原研究室がこの耐震診断をするという業務が成り立たないという話をして、1号蔵の耐震診断のときも今回の焼酎蔵、関連する建物群の耐震診断に関しても、私は破格の金額で建築士事務所協会から見積もりを出していただいているというふうに思ってます。

もし、西森議員のほうでこの金額よりもはるかに、例えば安く、建築のこの建物の耐震診断ができるよと、設計としても間違いのないものをやるよというところがありましたらぜひ教えていただきたいというふうに思います。私はそこまで考えが至っておりませんので、もし何かこの案にかわる代案がありましたら、ぜひ西森議員から御提案をいただきましたら一生懸命またそれを考えさせていただきますので、何とぞよろしく申し上げます。以上です。

### 3番（西森勝仁君）

大体言い分は分かりました。分かりましたので、ちょっと結論から先言っておきますが、これは代案を出せということですので、それは出しもしましようけれども、先に教育委員会のほうで調べてもらいたい。四国にはないと言いましたけど、脇町のあそこのホール

があります。それも司牡丹と同じような建物を 24、25 年前に改造してやっています。それは当時の今、合併していますが、脇町とそして神戸大学がタッグで実施しているものと思います。

その大学との共同っていうのは、この佐川町におきましても 30 何年か前にまちづくり計画を練り上げる際に、京都大学の西山卯三先生をトップとするチームにお世話になっておりますので、そこらあたりは分かります。その腰原先生というのは確かに町長が言われたとおり、この木質構造学の権威でありまして、それは素晴らしいことであろうと思いますし、NPO 法人でありますので、銭金、そんなものはほとんど関係ないと思います。

しかし、私が思いますのは、建築士事務所協会、ここにほかに受ける者がいないからということ、できるものがないからということですが、実際これはもうこの業務を担当する業者も恐らくもう決まっていると思います。そこで腰原さんと協議をしながら進めていくということになっていると思いますが、私はこれは委託ではなくて入札にして。業者がないよということですが、そんなことはないと思います。入札にして技術協力が必要なら、まあ必要でありましょう。それなら支援をしてもらう、東大の研究所も高知県の事務所協会という法人なら協力しやすいよということになるかもわかりませんが、町民として、議員としてすっきりするのは競争入札で入札してもらって、それはできる人が応募してくるわけですから、そうやって、そして東大の木質構造学の研究所、腰原研究所の協力を得たら一番すっきりする、こういうふうに思うわけであり。そうしないと、この 500 万なにがしをどういう形で案分するのか、つまみ分けするのか、これは分からないわけです。

こういうふうに思っているのは私だけではないと思います。これは町長、どういうふうに思いますかね。答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。教育委員会のほうが県内の設計事務所、これまで町内の住宅、公共施設も含めて耐震診断、耐震設計をしてくれている設計事務所に相談したところ、「1 千万以上は見積もりとしてかかります。」という話がありました。もし、今回の焼酎蔵含む建物群の耐震診断を入札で行おうとすると、恐らく町でくる見積書、入札書が 1 千万円以上の金額のものになりまして、入札をした結果、仮に 800 万で落札ということになると、今回提示してい

る 506 万と比べると何十万か差が出てくるということになります。そういう意味で入札をしなくてもかなり安く、破格に安くできるということで、今回は高知県建築士事務所協会に依頼をすることで、県内の設計事務所も参加したい、希望したい、一緒にこの耐震診断に関わりたいという設計事務所はどこでも関わるができるようになります。これは高知県の設計事務所の財産にもなります。そのことも考えて、大学との研究との中でできるだけ安くやってもらえるという方法があるのであれば、高知県の設計事務所、若い建築士の皆さん、経験豊富な建築士の皆さん、皆の財産になるということでこういう建築士事務所協会を経由した耐震診断のあり方がいいんじゃないかということで、1号蔵の耐震診断のときも取り入れておりますので、今回も建築士事務所協会がこのやり方でいいですよということで受けていただいて見積書を出していただいておりますので、町としましてはぜひこの形で進めさせていただきたいなというふうに思います。

仮に入札を実施して金額的に高くなった場合に、その差に関して町民の皆さんにどう説明するのかというのはちょっと難しい部分があるかというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 0 時

再開 午後 0 時 1 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番（西森勝仁君）

今の町長の説明ですけれども、納得はしないけど、分かったよ、ということは今言っておきますが、このゼロを一つ足した、こんなような見積書、これはいかがなものか。

以前にも、道の駅の設計書、これは国交省のOBの機関だと思えますが、540 万何円何がしか出てきて、私がこの積算をやり直した。やり直したところが、最初は 160 万の見積もりに対してそれに変な歩掛がかかっていった。そして、わけの分からん係数をかけて、し

まいには 540 万になった。これを私が指摘したところ、町長はこの予算を執行しない。そのときは議会に相談する。だからあの 540 万は執行しなかったと思います。こんなようなことが議事録を見てみたらかっちり僕が係数も入れて話をしていますので、分かると思いますけれども、こんなようなことがないようにしてもらいたいと思います。これは町長が持ってきた書類じゃないかと思いますけど。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。教育委員会に提出された見積もりが、建築士事務所協会から手書きでゼロを加えたというものであれば、それは教育委員会のほうからしっかりと建築士事務所協会に対して出し直してほしいというふうに言って、ちゃんと手書きで加えたものではない見積もりをファックスなり郵送なり持参していただくなり、それはしなければいけないというふうに思いますので、それは今回御指摘いただきましたので、しっかりと役場全庁内でそういうことのないように、ということで改めて共有を図りたいというふうに思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

それならば、ファックスできたという見積書、それをちょっと見せていただきたいと思うところではありますが。同じものか、違うものなのか。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 0 時 4 分

再開 午後 0 時 5 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番（西森勝仁君）

今、ファックスで送ってきたという書類も見せていただきましたけれども、同じようにゼロが手書きで入っている。これはちょっと非常にこういう佐川町役場の体質自体に問題がある、そういうふうには言わざるを得ないと思います。このゼロを 1 つ付けたり減したりしたら、これは話になるようなものではないと思います。

この点は十分気を付けていただくことといたしまして、次に奨学

資金の話にいかがかと思いましたが、時間がない。3分。

奨学資金の問題でありますけれども、6月議会でお尋ねしたところではありますが、町長は私の思いは教育委員会に伝えてあるよということで、教育委員会でしっかり研究をして、結論を出してもらおうになるということで、また、教育長は教育長で日本学生支援機構の制度もよく研究して、そう引っ張るわけにもいかないので、早急に結論を出すよと。もう次の12月議会になると今度は予算が編成作業が進んでいる時期になりますので、今の段階でどんなことが検討されているのかお尋ねをします。

教育長（濱田陽治君）

給付型につきましては、令和3年度用の日本学生支援機構の奨学金の要綱が出てまいりまして、それに従来の貸与型に加え、新たに位置づけられております給付型という。これは例ですけれども、私立大学に自宅外から通学する場合、両親、本人、中学生の4人家族で非課税世帯、これ第1区分といたしますけれども、これで申込者本人と生計維持者2名の資産額の合計が2千万円未満という場合に、月額7万5,800円が支給されるというものです。ただし、これには申し込み時までの高等学校における成績の平均が5段階で3.5以上、もしくは将来社会で自立し、及び活躍する目標を持って進学しようとする大学等において、学習意欲を要することとの学力基準があります。

この日本学生支援機構の給付型奨学金が制度化されていることを考えますと、佐川町の場合、給付型については、卒業後佐川町に居住し、職業について町民のために貢献する場合は返還を免除すると、こういった趣旨になるかと考えております。このような趣旨で9月以降の教育委員会で、一昨年この検討をしておったんですけども、この検討した案をもとに、現行の町奨学金や日本学生支援機構の奨学金との兼ね合わせも検討しまして、創設の可否、制度の設計などについて協議をしております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

支援機構の制度も研究するということであつたわけではありますが、あんまりハードルが高いところを目指さず、佐川型の給付型の奨学資金を作ってもらいたいわけでありまして、前にも提案したように1日500円でも命を守る、命をつなげる、そういった意味合いの奨学資金を給付型の部分を上積みしてくれということですので、

そんなハードルをなんぼでも上げんずく、もっと落として制度を仕組んでもらいたいと思います。今のままでいったらこれとても、検討するばあのもんで、使える人がいない、いなくなる。それで、その対象者もそんなに多くいないと思います。今の奨学資金でもそんなに年に1人か2人、今は1人か2人くらいのもんになっていると思いますので、これはそのハードルを上げないで、また私の提案もあるわけですが、時間がもうほとんどないので今回はこれで終わりますけれども、もっとハードルを下げて検討してもらいたい。使えるようにしてもらいたい。さすが文教の町の奨学資金やと言われるようなものを作ってもらいたい。それはちょっと教育長の意気込みをここでちょっと聞いちょきたいと思います。

議長（岡村統正君）

西森君、もう時間切れですよ。

教育長（濱田陽治君）

西森議員の思いやりあふれるお言葉も参考にさせていただきますして、検討させていただきたいと思います。以上です。

3番（西森勝仁君）

予定の私の持ち時間も来たようですので、今回の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで、食事のために1時40分まで休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時40分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、坂本玲子君の発言を許します。

5番（坂本玲子君）

5番議員の坂本です。通告に従いまして質問をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

1点目、コロナ対策の対応についてお伺ひします。

国ではG o T oキャンペーンをしています。しかし、感染が増加している地域ではステイホームを推奨し、自粛を促しています。高

知県知事は国の方針どおりでいいような口調であります。しかし、町民の方々は迷っています。ある人は佐川に帰ってきたいという孫に断念するよう手紙を出したと聞いていますし、孫や息子が帰ってきた方は県外ナンバーが見えないように隠したり、できるだけ外出しないように気を付けていると伺いました。私も県外に子供がいるのですが、この夏は会うのを控えました。

私たちは県外への往来をどうしたらいいと思うのか、佐川町として、町長としてのお考えをお伺いいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。コロナ禍における県外との往来についてということの御質問であります。最終的にはいずれにしても個々人の判断にならざるを得ないというふうに考えております。私事ではありますけども、私の家の法事に関しましても、県外にいる兄2人は佐川町に帰ってくることを見送りしましたので、それは各々が判断をして決定をして行動していただければというふうに思いますが、住民の皆さんに町長として私からこういうことに留意していただければという視点でお話をしますと、基本的には県内であってもコロナウイルスの感染が発生をされてると想定される場、確率が高い場所にはあまり行かれないほうがよろしいのではないかなというふうに思います。

G o T oキャンペーンにおきまして、県外に旅行に行かれる方につきましては、感染拡大がみられる状況である都道府県には旅行に行くのを少し遠慮していただけないかなというふうに思っておりますが、ただ、これも日頃のそれぞれの方の日常生活の送り方、日頃感染が危惧されない、そういう日常を送られてる方が、仮に感染の多数発生されてる都道府県におかれても、その中でも感染が少ない町村もありますので、そういうところを配慮をして行くものに関しては、町としていきませんというものではありませんので、いずれにしてもお一人お一人よく考えていただいて、判断いただいて感染のおそれのある行動はできるだけとらないということをお願いをさせていただければなというふうに思います。そんなふうに考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

新型コロナは収束の気配が見えず、特効薬やワクチンはまだ開発されていません。国、県、町ではコロナで影響を受けた方にさまざま

まな支援を行っています。そこで、まず、いままでやってきた施策の検証をしていきたいと思えます。

国民全員に10万円を給付する特別定額給付金、もう佐川町は締め切りとなりましたが、佐川町ではどれだけの人に届いているのか質問いたします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。国の行いました、特別定額給付金10万円給付につきましては、町長からの行政報告でも報告をさせていただきましたが、まず最終的な対象者が6,112世帯、1万2,669人でございます。最終的に給付が終わった世帯が6,103世帯、人数でいくと1万2,660人。率でいきますと99.9%という実績でございます。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

少し前になりますが、高知新聞で県内の各市町村の配布率の高いところがどれぐらいかというのが出ていました。それによりますと99.8%、その時点で99.8%が最高でした。全員に確実に届けるのはかなり難しいことだと思いますが、99.9%という数字は職員の皆さんがかなり頑張ってくださったのだと思います。どのような方法で支給率を高めたかをお伺いします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。まず、7月、8月号の広報で特別定額給付金、申請がお済みですかという掲載をさせていただきました。それから防災無線での呼びかけも行いまして、これが7月と8月の2回、7月16日と8月4日でございます。それから7月末に申請をされていない方に対しまして、これを50世帯を対象に申請を忘れておりませんかという、郵送で問い合わせをさせていただきました。それから8月に入りましてまだ申請がされていないということにつきましては最終的に個別の訪問を職員で行いまして、これが2回、これを実施いたしました。それから、65歳以上の高齢者の方につきましては、健康福祉課やケアマネージャーさんに御協力をいただきまして、お声かけの協力をいただきました。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

本当に、誰にも皆さんに届くように素晴らしい取り組みをされたと思います。行政の職員にとってもやはり真っ先に考えるべきは町民の利益です。町民のために課を越えて連携をしたところも素晴

らしいと思います。ところで、その方針は職員の方が考えたのか、課長が指示したのか、または上からの指示かどういふふうな系統でしょうか。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。この対象者への取り組みにつきましては、まず、職員の間で話もしまして、できる限りの対策をしようということで、健康福祉課含め、総務課、庁議の場でも協議をしました。最終的に個別の訪問をさせていただきましたけども、これにつきましては職員のほうから個別の訪問を実施したほうが良いということで、実施をさせていただきました。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に職員の皆さんが町民のことを最優先に考えていただいて、やっていただけた結果かなと思って、本当に嬉しく思います。

持続化給付金や町独自の支え合い事業者への給付金についてお伺いします。町は持続化給付金申請についてそのお手伝いをする窓口を設置しました。町民の方からも感謝の言葉を聞きました。窓口を利用した人数、その実数及びお手伝いをして持続化の申請ができた件数、また、支え合い事業者の給付金の支給した人数についてお伺いします。

産業振興課長（森田修弘君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。7月20日まで役場において相談窓口のほうを設置しましてそちらのほうで対応させていただきました。延べ人数としては168名、何回か来られた方がおられます。そのうちで国の持続化給付金のほうの申請のサポートさせていただいた件数は実数で39件となります。それともう一つ、5月21日から6月30日までの申請期間でありましたチーム支え合い事業者給付金、こちらのほうにつきましては月の売上減少が前年比30%越え、50%未満の事業者に対して一律10万円を支給するという分につきましては42件、国の持続化給付金の対象となっているものの、売上減少が甚大な事業者に対しまして50万円を上限に給付するとしている給付金については12件の給付をしております。また、チーム佐川飲食店感染症防止対策給付金、こちらのほうにつきましては118件の給付をしております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

相談件数は延べ168件ということでしたが、実数は何件でしたか。

産業振興課長（森田修弘君）

すいません、ちょっと実数のほうをひらっておられません。ほとんどの方が対象にはなっておりますけども、10件ほど対象にならない方が、全く事業者給付金のほうと持続化給付金のほうと佐川町の持続化給付金のほうの対象になってない方というのが10件くらいあったというふうに聞いております。

5番（坂本玲子君）

私がお伺いしたのは、相談件数は延べ168件ですが、そのうちに何度か来られた方もおいでるので、何人がおいでたかということをお聞きしたかったのですが、調べられてないようですので再度聞きませんが、商工会でも申請のお手伝いをしたようですが、商工会で持続化給付金の申請した方はどれぐらいいるのでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

商工会における国の持続化給付金についての相談件数につきましては、延べ45件と伺っております。相談を受けた事業者のうち、13件について商工会のほうで申請のほうをサポートをして、それ以外に8件についてご自身やサポートセンターで申請ができるように書類確認を行ったというふうに聞いております。

5番（坂本玲子君）

そうすると、町がつかんでいる件数だけで持続化に関しては52件、支え合いは42件ということでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

そのとおりです。

5番（坂本玲子君）

町は5月21日から7月20日まで事業者向けの支援窓口を設置をしていました。6月議会の時点で私や他の議員から一般質問があり、1カ月30%以上減収の方には国保税や介護保険料、水道料等々の減免施策があることは明確になっていました。産業振興課長はそのことを知っていましたか。

産業振興課長（森田修弘君）

30%という基準がこの国の持続化給付金と異なるような内容であるというふうには聞いておりましたけれども、そういった施策があるということは聞いておりました。

5番（坂本玲子君）

質問をちゃんと聞いていてくれれば、多分わかったことだと思

ますが、相談に来られた方に国保税や水道料の減免制度があることをお伝えいただけたら一番よかったと思うのですが、それを伝えましたでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

5月から始まっておりますけれども、6月の後半以降から後に来られた方につきましては、国保税とか介護保険料のほうは通知書のほうに減免の内容について同封するという話をお伺いしておりましたので、そういったような通知が一緒に入るとお思いますということで、お伝え願うように担当のほうには指示しておりました。

5番（坂本玲子君）

もし、その時点で30%以上、結局支え合いの給付金をいただいた方とか持続化の給付金をいただいた方に、例えば水道も減免できますよとか、国保税の減免がありますよということを伝えていただけたら、私は、あとで聞きますが、このいろんな結果が違って来たんじゃないかなと。できるだけそういう、そのときに、例えば7月の20日までですかね、支援窓口があったそうですが、その以前にまだきちっと決まってないけれども、「こういうことが今後あるから気を付けておいてくださいね。」とか「受け取ってくださいね。」とか、そういうお話ができたら本当に町民向いての支援窓口になるんじゃないかなというふうに思います。

相談にお出でて持続化や支え合いの対象となった事業者については、リストを作成をしていますか。

産業振興課長（森田修弘君）

リストのほうは作成しております。

5番（坂本玲子君）

そのリストは何かを活用するためにつくったのか。今回ならば、例えば建設課とか税務課とかそういうところがそういう対象の事業者になるわけですので、そういうリストはほかの課に提示をされましたでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

リスト作成につきましては、全体の件数を把握するためにですとか、給付漏れがないかとかの確認のためにつくったものでありますけれども水道の係のほうから、申請の際の、申請の簡略化のために使いたいということで、チーム支え合いの事業者給付金のほうのリストについてはその申請の簡略化のほうに使うということに使用を

限定しちゅうということなので、そちらのほうでお渡しをさせていただいております。

5 番（坂本玲子君）

国保税減税や介護保険料減税は1カ月、減収30%以上の事業者が対象となります。産業課がつかんだ情報は減免に大きく関係するので、積極的に渡すべきだったと思います。

いったんここから離れて水道についてお伺いします。

水道料は30%以上減収の方に、6カ月間水道の基本料金を無料にするということを決めました。手続きを簡素化されて受けやすくなったということも聞いております。水道の基本料金を無料にした件数をお伺いします。

建設課長（池内伸雄君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。件数につきましては、受け付けた件数は22件、線数は42線、6カ月分の減免合計額につきましては23万7,192円となっております。

5 番（坂本玲子君）

30%以上減少の事業者が今お聞きしましたところ、93事業者があるのに、その件数は少なすぎるとは思いませんでしたか。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。件数自体が少ないとは思いましたが、減免の周知に当たっては水道使用者の皆様、この取り組みの周知については7月広報、及び町ホームページに水道料金の減免についてお知らせを掲載するとともに、7月20日からは検針業務を委託しております、シルバー人材センター様の御協力を得て、水道メーターの検針時に、多くの皆様にこの申請を促すために、皆様に対しまして「水道料金の減免についてのお知らせ」の配布を行っております。その上でこの件数なので、少ないとは実際のところ感じております。

5 番（坂本玲子君）

その結論を出すのはちょっと後にして、国保税減免についてお伺いします。8月上旬に税務課に国保の減免件数をお聞きしましたところ、その時点では申請は約10件でした。今は12件だそうですが、産業振興課のリストについては知りませんでした。私はそれを聞いた時に、これは産業振興課の仕事で、給付金等があるとはいえ、国保税減免に関することなのになぜ聞かなかったのかなというふうなところに疑問を持ちました。税務課として減免に向けてどんな動き

をしたかお伺いします。

税務課長（田村秀明君）

坂本議員の御質問にお答えします。国保税の減免につきましては、まず、周知方法なのですが、周知方法としまして、納税通知書とともに減免の案内文を同封して送付しています。これは7月の10日に2,069通発送させていただいています。それからホームページへの掲載、これは7月の11日から掲載をしております。それから7月の広報の掲載につきましては、コロナの特集ということで、前年収入から3割以上減少が要件、まずは税務課へ相談をとこののを入れさせていただいています。

それから、商工会のほうへ制度の説明を行い、必要あればつないでくださいということで依頼をしました。それからちょっと遅くなったんですが、8月には社会福祉協議会のほうにも同じように説明をさせていただいています。

一応そういったような広報をさせていただいています。以上です。

5番（坂本玲子君）

同時に各課が連携をしてやるということで、課長自らチェックシートなどをつくったと聞いていますが、どういう目的でっていうか、それはどういうふうに役立てられましたか。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。各課の連携のあり方につきましては、6月の坂本議員の質問の中で、「コロナの総合お困りサポート総合窓口を設置しては」に対して町長より、事業者向けにつきましては商工会と連動しながら産業振興課が対応させていただき、個人向けの給付金については社会福祉協議会が中心となって相談を受けさせていただきます。各種減免の措置につきましては収入が30%以上減少された方が対象になってきますので、1つの総合窓口を設けるのではなく、どの課で受付をしても他の部署に行かなくても手続きが処理できる体制づくりに努めておりますということを回答しています。このことに対して、町の中で、庁議の場で減免制度の情報共有を行い、対応できるように取り組んでおります。

佐川町の減免等は4つあります。1つは国保税です。これは税務課です。それから後期高齢者医療保険料、これは町民課です。介護保険料は健康福祉課。水道料は建設課と担当窓口が4課の課になっておりますので、町民の方にはできるだけ負担がかからないよう、

税務課のほうでは一括して申請書の作成の支援を行い、そのあと担当課のほうに回しております。担当以外の窓口で問い合わせあった際にも、職員の誰でも一定の説明ができるように情報共有をしております。また、会計課と連携を図っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

課長自らチェックシートもつくられた、それからそういうふうにも前回の議会の中で連携をしてきちっとやっていくという中で、そういうふうにも皆さんで学習をせられて、共同で取り組んでいただいたということには本当に感謝をしたいと思います。

ところで、県は最も収入の低い1カ月の収入を基準として差し支えないと、国保税の減免についてです。また、見込み違いになっても返金を求めないということをして市町村に周知をしています。また、国は減額分の全額を財政支援すると言っています。そのことに間違いはないでしょうか。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。まず、見込み、収入見込みではございますが、皆さんの見込みについては国のほうから指定されたものではなく、一定の合理性があればよいというふうにされてます。申請月の前月までの実績に、年末までの見込み額を加えることで令和2年の収入としています。この収入額は申請月までの一番少ない月であったりとか、直近の3カ月の平均であってもよいということになっておりますが、合理性があるということは認められております。

それから、国のほうから財政支援の返還はないかという御質問だと思いますが、収入見込み額は前年より3割以上減少するかが見込みで判断することとなっておりますが、最終的に収入の減少が3割以下であっても国のほうは財政支援の対象としますので、返還はありませんし、個人の決定になったものの返還もありません。以上です。

5 番（坂本玲子君）

そういうお話だと思いますが、ところが国保の減免申請に既に持続化給付金の申請して、受けれるようになった方が窓口を訪れたところ、「1年分を書いてください。」と突き放すように言われて、よくわからなくて書類をもらってすごすごと帰ってきたという住民がいました。「よくわからないからもう諦めようかな」というようなお話でしたので、「いやいや、それで諦めては」という話をしたんで

すが、それについて、そういう対応についてはどう思いますか。

税務課長（田村秀明君）

お答えさせていただきます。まず、減免の対象者とチーム佐川支え合い基金の給付金の対象者の相違点について少しお話をさせていただきます。いくつかありますが、一つ目は3割以上の減収の要件ですが、国保税の減免は前年の収入と比較して、令和2年中の1年間の収入見込みとなっていることに対しまして、給付金の要件は営業自粛等により、ひと月の売上げが前年度月比で30%以上の減少となっております。大きな違いとしましては、収入要件が減免は1年間の合理性がある見込みに対して、給付金は見込みではなく申請までに30%以上の減少となったひと月が要件となっております。

また、見込み額の判定につきましては厚労省の5月11日付のQ&Aというのがございまして、この中には事業収入等の減少については被保険者に対する迅速な支援の観点から見込みで判断することとして差し支えない。この見込み額は判定方法については、例えば、申請時点までの一定の期間や帳簿、給与明細などの提出等により、年間を通じた収入見込み額を立てていただくなど、一定の合理性を担保しつつ判断することは考えられますとなっております。見込み額については申請時点までに一番少ない収入の月が例えば営業自粛によって少なくなっているのか、通常どおりの営業で少なくなっているのかというのはこれは申請人でなければわかりませんので、申請人が状況を踏まえて合理性のある、年間を通しての見通しを立ててもらおうということとなっております。以上です。

5番（坂本玲子君）

聞いてもなんかわからんような答えをいただきましたが、その前に県が1カ月だけでも30%以上減収ならそれでよろしいという、その確認を私が今しましたよね。国保税減免で。そういうやのに、基本は違うけど、県はそう言っていると。それは認めたのにそういうことを言うて、いかにも難しいような言い方をされると、本当におかしいなと思うんですが、結局は県が言ってるのは30%以上、減収1カ月でも30%以上減収なら減免できるということを言ってるんですよね。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。制度については県ではなしに国の制度になります。国のほうの制度については先ほど言ったように収入見込みについて

は国から指定されたものはないんですが、合理性があることは認められると。Q&Aでちょっと難しいことを言われてというような話もありましたが、Q&Aでも一応今までの申請月までの言うたら実績がわかるわけです。後の分についてはその人が営業自粛で減ってるのか、通常で減ってるのかというのは自分でないとわかりませんので、あと3カ月、4カ月残ってるものを足していただいて、年間でこれぐらいになると、総額は前年と比べて30%以上であればいいというのは持続化給付金とちょっとそこは異なるところだと思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

なかなか一緒の考えにはなりません、支え合い給付に相当した事業者は減免の可能性があるとすることは今までの話の中でわかったと思いますが、持続化についてはもちろん、少なくとも産業振興課のリストをもらって商工会のリストももらって、持続化、支え合い全部合わせて90何件ですが、特別定額給付金の申請のときのようになぜ、町民に寄り添って、町民の利益になるようにそういう、もう名前がわかってる方が90何人かしかおらん、その90何人に可能性ありますよとかそういうふうな声かけがなぜできないのかなというふうに私は思うんですが、その辺はいかがですか。

税務課長（田村秀明君）

先ほど何点か減免と給付金の違いをお話させていただきましたが、やはり要件が違いますので、単に30%というところだけをみてるんではなしに、片方は今までの実績の一部分の30%以上であれば全てオッケーです。で、減免については今までの実績プラス今後の部分を見通した1年間が30%となっておりますので、数字的にその90何件とやはり一緒にはちょっとできないというところはあります。そういったところで数字も少ないというか出てる件数は少なくなっております。ただ、制度が全く違うということをお理解いただきたいというふうには思っています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

制度が違うことは私も重々承知をしております。それで、90何件のうちに皆さんが国保であるとは限りませんし、皆さんが世帯主であるとは限りませんし、それは要件は違うということは十分わかっています。ただし、たった90何件か、その中で税務課に税を納めている方なのかどうか、国保に入っている方なのかどうかというの

は税務課でわかる、簡単に調べられる内容ですよね。国保に加入していない人とかそういう人には連絡する必要はないですが、そういう人に例えば今国保の加入者が3千人くらいです。2千世帯くらいです。6千世帯からいうと3分の1くらい加入しているとしましたら、このうちの93件のうちの30件くらいが相手になるんじゃないかなというふうな気がしていますけれども、そういう人が申請が抜け落ちないように減免ができなくならないように、手を足すということではできませんか。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。税務課の業務としまして、適正かつ公正、公平の原則のもとに業務を行っていますので、住民の方には公平が保たれるように先ほど言った周知の仕方をしております。個別な対応をするということは今のところ考えておりません。

また、減免制度については課税されているものに対して減免の要件を満たす場合に、本人の意思で申請するものであって、申請するか否かは個人の判断というふうになります。個人の考えを伺っても人それぞれでございますので、例え免除に該当するという人も申請しない方もいると思います。また、そのようなことも考える中で給付金のリストをもとに個別の対応は考えていません。先ほど言ったように公平が保たれるように周知をしています。今回の新型コロナウイルスの影響で納税が大変であるという方がいれば税務課のほうへぜひ相談していただきたいというふうに考えてます。以上です。

5番（坂本玲子君）

あたかも、不公平、不公正にならないようにというふうな形でおっしゃっていますが、不公平を心配する前に最優先すべきは町民の利益ということを私は考えるべきだと思います。特別給付金なんかも99.9%の人が受け取ってるんですよ。減免をしたくないという方がそれほどたくさんいるとは私は思いません。それから不公平っていうのの件でいうと、商工会でアンケートをとっていますが、持続化の対象となる50%以上の減収となっている事業者は今年4月で42事業者となっていました。もちろんその中でネットや別のサポートを受けて持続化の申請をした人もいるでしょうが、しかし、町と商工会をあわせると申請者は49件もなっています。だからその49件がほとんど、だいたいほとんどの方を指すと。そういう意味ではその人達にお知らせをするにしても不公平、不公正にはならないと

私はと思いますが、そう思いませんか。

税務課長（田村秀明君）

すいません、繰り返しの答弁になるんですが、制度が違うというところの中で、例えば今言っていない中で収入額について、収入が事業収入であったり不動産収入であったり山林収入、家賃収入、これも前年分の所得があることが減免については要件になってますが、給付金についてはなっていないこともありますし、それから減免対象となるものが主たる生計維持者であるということになってますので、そのままその持続化給付金の数字が近い数字が上がって来るというふうには考えてません。やはり、もともとの制度が違うもので、同じような数にはなるとは思ってません。

5 番（坂本玲子君）

本当に、それが今までのやり方や。産業振興課の方も建設課の方も税務課の方も、それが今までのやり方だと思うんですよ。それは今まではそういうやり方でそれが正しいやり方だと言われてきました。けれども、今回は緊急事態です。永田議員が以前おっしゃられたように、町民は血を流しゆうとすることを言いましたが、本当に町民が大変な状況にあります。今、助けなければ仕事が続けられなくなるというのです。そして、その手助けをしても町の財政が苦しくなるわけではないので、国からきちっと保障されますから、本当に町財政には影響ありません。給料が毎月定額、保障されている人たちにはなかなかそういう事業者の苦しみがわからないんじゃないかと。だからこそ今回、今までとは違う手の差し伸べ方をさせていただきたいというふうをお願いをしたいと思うんですが、再度お答え願います。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。今回の取り組みについては税務課の内部の中でもお話をして、こういう取り組みリストをもって活用するというのはしないという方針で取り組んでますが、その判断としましては近隣の町村の状況であったり、そういったところも確認した上で行ってます。近隣の状況についても個別の対応はしておりません。周知についても佐川町が行っているような周知のあり方であったりそれから件数についても、ちなみにちょっとお話ししますと、越知町は1件です。日高が7件、仁淀川町が3件、いの町は21件、土佐市が39件、須崎は27件で、土佐市が39件でちょっと多いですが、確認を

取ったらこれというものがあって大きく数字が出てるんじゃないしに、土佐市は営農をやっているという中で、メロン農家であったり、花卉農家が3割以上減っているということで増えてるというようなことでした。そういったことで一応、今のところ個別のリストを使った支援は考えておりません。以上です。

5番（坂本玲子君）

何回聞いても同じお答えやと思いますが、そういうその個別化なことをやってはいけないという法律がありますか。

税務課長（田村秀明君）

法律ということやなしに、先ほど私のほうが申しあげましたとおり、税務課の業務として適正かつ公正公平の原則のもと業務をやっていくという考えをもとに、同じような周知方法で対応させていただくということです。以上です。

5番（坂本玲子君）

本当に町は今までやったことのない、例えば、特例給付金、持続化の給付金のために支援の窓口を設置しました。持続化給付金は本来、国への申請ですので、町が支援窓口を設置する義務はありません。しかし、困っている人が緊急事態だから困っている人がいて、緊急事態だから設置したと思います。

また、今回のプレミアム商品券につきましても飲食店支援のためプレミアム分は飲食店に限ると。普通に考えると不公平な施策を実施しています。私はそれは不公平だとは思いません。本当に困っている方を助ける事業だからです。国保税等の減免申請もそういうふうには考えられないでしょうか。他の市町村はやってないからとか、他の市町村と比べて別に件数が少なくないよとか、そういうものではないと。持続化支援の窓口を町長の鶴の一声で決まったと聞いておりますが、町長が決意をすれば困っている事業者を助けられるんじゃないかと。その辺の町長のお考えはいかがでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私の鶴の一声っていう言い方が少しきついなというふうに思いましたが、やはり、この一般質問の中で、議会の中でやはり住民の皆さんに少しでもわかりやすく、複雑にならないようにトータルでサポートできるようにということで、1つの窓口は設けないですけども連動してやりますということで、そこに関してしっかりと各課、局長が協議をしながら連携を図ってくれ

ています。

坂本議員のおっしゃることも重々わかりますけども、何か国保税の減免申請に来たときに「あなたは水道の減免も受けられるですよ。」ということ横展開をして、税務課で全てのことにしてお伝えできるようにしようというふうにしてきました。

これまで行ってきた持続化給付金の申請、チーム佐川支え合いの申請のリストに関しては申請の手続きが少し楽になるのであれば書類を改めて出してもらわない必要はないよねと、そういう使い方はましようということ、あとは私よりも長く、それぞれの現場でそれぞれの事務を責任もってやってきた課長の皆さんですので、しっかり課長の皆さんの方針を尊重して今の体制で進めている取り組みになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

#### 5 番（坂本玲子君）

1カ所でいろんな手続きができる、そこまではやったと。それでちょっと不十分じゃないの、もうちょっと町民のためにできることがあるんじゃないのということを私は申し上げているのであります。もちろん、本当にこういうコロナの大変な状況の中で、職員の方々が今まで以上の仕事をしなければいけない。そういう中で本当に仕事量が増えて大変だということは理解をしております。そのためにももちろん人員確保も必要かと思いますが、今回は緊急事態ですので、今まで通例としていたやり方を変えるチャンスでもあります。各課で連携し、全ての仕事を町民ファーストの姿勢でやっていく。町民の方に「役場に行って良かった。ありがとう。」と言ってもらえる、そんな役場の仕事の仕方。私は今回をチャンスと捉えてそういうふうに変えていくことが必要かなと。現時点で、そういう減免申請にそれほど親切にしないというならそれも仕方ないかもしれませんが、今後やっぱりこんなこと、御相談においでた方が「助かった。役場へ行って良かった。」と、そういう施策の展開を今後ぜひしていただきたいとしたいと思います。

2点目に移ります。図書館については6月議会の新聞報道を見て、図書館はどうなるか心配している声が聞こえました。そもそもこうした混乱が起こった原因は何にあると思いますか。

#### 教育次長（吉野広昭君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。少し、教育委員会からの説明もスケジュール的には無理があったということで、十分に御理解をいただける時間が設けられなかったという点が原因の一つではないかと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

教育委員会も進め方を今後はしっかり反省をして今後に生かしていただきたいと思うんですが、今後については図書館整備方針策定委員会の方々とか町民の方々の意見も聞く必要があるかと思うんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。策定委員会のほう、現在、基本計画のほうの策定に着手できておりませんので、今後、策定委員会のほうが再開できるようになりましたら十分に御意見を伺った上で判断していきたいと思っております。

5 番（坂本玲子君）

昨年の6月議会で複合施設にするということで議会も合意をしていました。図書館整備方針策定委員会は複合施設になるという前提で話し合いを進めて、佐川町新文化拠点、仮称ですが、整備基本構想がこの3月に出されました。ここでその根底が崩れると今までの話し合いが無駄になるかと思いますが、あくまでそういう複合施設っていうことは理解されたので、複合施設としての準備を進めていくのか、あるいは図書館単独ということもありえるのか、その考えをお伺いします。

教育長（濱田陽治君）

坂本議員のお尋ねにお答えいたします。図書館につきましては、現在、本町で取り組んでおります佐川未来学の3つの柱であります、ふるさと力、人間力、未来創造力を育む場として位置づけ、子供だけではなく世代を越えて交流できる機会や場をつくり、利用者同士がお互い学び合える環境を構築したいと考えております。そのために教育委員会といたしましては、現在のところ基本構想を尊重し、図書館は青山文庫や発明ラボと融合し、知る、考える、つくる、継ぐという学びのサイクルの中心的役割を担う施設となるように整備をしたいと思っております。

また、これからの新しい学びの形、例えば青山文庫の貴重な資料などをデジタルデータ化し、図書館を中心に学校や集落活動センタ

一などで子供たちや町民の皆さんがこれを共有するというような、ICTを活用した学びのネットワークとこういったものを構築することを推進していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、施設の運営の方法も含めまして、町民の皆さんとの共同を重視しながら、住民参加により全体のイメージを共有してデザインをすることを尊重して整備を進めていきたいと思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

新候補地のあの場所は歴史的建物でありまして、景観も考えましても守るべき場所だと思います。駐車場が少ないとずっと言われてきましたので、新たに駐車場ができたなら観光客にとっても佐川の歴史的遺産を観光できます。複合施設にするかどうかは別として、あの場所を保存し、活用するという点では一致できるのではないのでしょうか。町としてあの場所を守っていく決意っていうのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。候補地の景観につきましては、御質問にもありましたとおり、佐川町にとって本当に大事なところで、今後も保存をしていくべきと考えております。

候補地周辺の焼酎蔵とかその周辺の酒蔵群につきましては経年劣化によります景観面、それと安全面の両面から対策が急務であります。今回、補正予算に計上しております耐震診断結果の結果も踏まえて、具体的には牧野公園に向かう通りに面したほていを含む白壁の建物群、また、酒蔵通りに面したほてい及び焼酎蔵の白壁の建物群を保存していかなければならないと考えております。歴史的なまちなみを構成するこれらは大切な建物群でありまして、一度、もし解体したりすることになりましたら、建物としての値打ち、価値もなくなって歴史的な価値もなくなると思っております。

今後も文教のまち、歴史のまち佐川を町民ともに大切にして町外に対しても情報発信をしていきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

では、町長にお伺いします。新しい候補地を示してから約3カ月が過ぎました。1点目は町民の方が非常に心配されているのは、ごたごたしてもう図書館はできないんじゃないかという心配をされている方がたくさんいます。それで、図書館を建てる方針に変更はな

いのか。

2点目として、今の候補地のところにどうしても複合施設を建てるつもりなのか。場所を変えてもいいのか、あるいは図書館単独でもいいのか、その辺は町長はどのようにお考えですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。図書館の施設整備は進めていきたいと考えております。複合にするのか、単独にするのかということは場所がとても大切だというふうに考えております。これは図書館の基本構想の策定委員会の中でも、また、くろがねの会さんを初め、上町で観光も含めて歴史のまち、文教のまちを支えようとしている皆さんも複合にするのであれば、やはり上町地区以外は考えられないよねと。これは青山文庫の施設の意味づけからも、やはり上町地区からは外せないだろうというふうに皆さんの大半の意見であります。基本構想策定委員会の中でもそういう御意見も出ておりますが、複合で考えるとすれば、今、観光振興を図っている上町地区の中でということで、一度、四国銀行さんの隣の土地の件もありましたが、その後、複合施設として整備できる場所としては、今ご提示をさせていただいてる焼酎蔵を含めたあの一帯でしかないだろうと、いろいろ検討した結果あそこしかないということは今、教育委員会の中では判断をしております。あそこで整備がもしできないということになれば、もう図書館単独で整備をするという結論を出さざるを得ないというふうに現時点では思っておりますので、慎重に議員の皆さんとも協議をさせていただきながら、住民の皆さんの声も聞きながら進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

5番（坂本玲子君）

実は、6月議会の後、私も候補地について町民の方々の意見をお伺いしました。何十人かの女性の方に聞きましたが、その中であそこに図書館を建てるのに賛成の人はいませんでした。その方々の意見では駐車場が不便だと。車で行くのに道は狭いし、あそこをずっと歩いて行くのには図書を借りたり返したりするわけですので、荷物も重いと。やっぱり図書館というのは広々とした場所がいいのではないかなという意見でした。実は私もあの場所に図書館をつくるのは反対です。

私は図書館を時々利用しますが、その時、観察してみると子供が単独で訪れるのではなくて、親子で訪れる方が多いように思いまし

た。子供たちの図書館の利用は学校帰りに寄って行くという形ではなく、休みの日に訪れるというケースが主なのではないかと思っています。図書館は未来をつくっていく場でもあります。そして子供たちは大方がお母さんと一緒に利用します。そのお母さんが、そういう女性の多くが、「えーあそこ、駐車場がすぐ近くにないとね、子供何人も連れて行けんよね。」とかそういうふうに言ってるのです。お母さんが利用したくない場所に建ててもうまくいくはずがありません。本をたくさん借りたら重い荷物を持たなくてははいけませんし、子供を連れて大きな荷物を持つことを想像してください。さらに、誰もが利用できる図書館を考えなければなりません。あの場所では入り口付近に駐車場はできません。建物の入り口近くに駐車場がなければ障害のある方などの利用も制限されます。それについてはどのようにお考えでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。御指摘のことも大変私もよくわかりますけれども、現在の基本構想としてはあくまで新しい学びのサイクルということで融合施設、新文化拠点として構想をしております。

図書館単体ということじゃなくて、あくまで新しい学びの形として青山文庫、発明ラボと一体的に整備するという構想に基づいておりますので、候補地については御指摘のあったことにつきましてもよく理解はできますけれども、教育委員会としましては、新文化拠点として焼酎蔵の一带のところに整備を図りたいというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

少し町長との考え方にはちょっと差があるのかなと思いますが、私も町長が言ったように青山文庫が上町の周辺にあるのが適当ではないかなというふうには理解をしています。3つの複合施設ではなくて、例えば、2つの図書館と発明ラボなんかを想定しますと、候補地はほかにもたくさんあるんじゃないかなと。

今回、こういうふうに本当に一緒のところ、いろんな議員さんがいろんな意見を述べられています。私は去年の6月の時点で複合施設にするとそういうふうには決定されたということなので、こういう意見を言ったらだめなのかなというので言うのを控えておりましたけれども、今回、そういう場所が変更になってなかなか合意が得られない今の状態になったら、やっぱり意見を言わしていただきたい

などと思います。

3つの複合施設ではなくて、2つ、例えば図書館と発明ラボを想定しますと、候補地は桜座近くにもあるんじゃないかなと。そういう桜座の、例えば、土地の駐車場を利用することができたら建物さえ建てればよくなりますので、経費的にも安くはなりますし、いいんじゃないかなというふうに。私その話を聞いた方は「あそこの辺が文化ゾーンでいいよね。」っていうふうな方が多かったように思います。それは個人の土地ですので、そういう了解が得なければいけないし、私は全然そういう話はしておりませんので、例えばそういう、町民の中で話をしたらそういう声がありましたということをお伝えしたいと。そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。ぜひ、より良い形での図書館になるようお願いをしたいと。

もう1点、前回の質問のときにコロナで学校が休校になったときに図書館を閉鎖するのではなくて、活用できるようにしてほしいとお願いしました。教育長からは同意を得られたと思っておりますが、さて、その後、図書館に確認をしましたところ、蔵書のデータは既に整っておりまして、検索は今、職員のみができる形で検索をしているということをお伺いしました。あとはその蔵書のデータをネットに上げるだけで町民が検索できますし、蔵書の端末を図書館に構えることによって図書館内でも検索ができます。町民はネットで図書を検索し、自分の借りたい本を予約でき、図書館を活用できます。早急にそこを改善すべきかと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

リモートでっていいですかね、そのようにして利便性を高めていきたいと考えております。

5番（坂本玲子君）

それは今回のコロナ対策の交付金とか、あるいは来年度の予算には必ず入れるとか、その時間的にはいつぐらいまでにやるということはどうでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

正直なところまだその段取りまで行ってませんので、これから検討させていただきます。

5番（坂本玲子君）

これは本当にもうデータが整っててネットに上げればいいだけくらいのものでありますので、何百万かのでできる話ですよ。やっぱり今コ

ロナで明日はどうかかわからない状態のときにいつかわからんということではなくて、ぜひ来年の、少なくとも来年の予算には計上をしたいとかっていうふうなお返事はいただけませんか。

教育長（瀨田陽治君）

その方向で努めたいと思います。

5 番（坂本玲子君）

第2点目に、その次の段階をいいますと、県内図書館との連携の話があります。県内の図書館は横の連携をとっていて、どこの図書館にどんな本があるかということが検索できるようになっていますが、佐川町はそれができないと。そのため佐川町は他の町村の図書は借りるけれども、佐川の図書は貸してないというふうな状況とお伺いしています。恩恵を受けるだけでなくお互いに活用できるようにすべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

佐川町のほうも協力できるように対処をするように思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

もう1点、オーテピアでは電子図書などがありまして、会員になりますとその図書を閲覧できると。けれども1回そこへ行かないとなかなかそれを閲覧できるようにならないということをお伺いしましたが、オーテピアに行かなくても佐川町とオーテピアの話し合いの中でそれができるような、そういうふうなシステムができればいいと思いますが、その辺の検討は可能でしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

住民の方がオーテピアを利用するときに、電子書籍等を。1回、仮会員の登録が必要で、その際にオーテピアのほうへ直接出向いていただくことが今、必須になっております。もし、町内の方が佐川の図書館でそういう手続きが可能になるのであれば、大変利便性のあることなので、できるかどうかオーテピアのほうと佐川の図書館のほうとで協議をするように指示をいたします。以上です。

5 番（坂本玲子君）

図書館建設は町民の悲願であります。今回の事態を十分反省をして進めていただきたい。また、いつどこに建てるのか、基本方針はどうするのかそれを明確にいただきたい。場所が決まらないまま今までの方針を貫くには無理があります。町民がわくわくできる、

利用しやすい図書館を目指して、町民の願いはどこにあるのか、場所はどこがいいのか、頑張っていたきたいと思います。以上で、図書館については終わります。

次は、病院給食の民間委託問題についてお伺いします。

新型コロナは収束の兆しが見えず、日本はもちろん世界中で混乱が生じています。この間、高北病院は佐川町で医療を守る最前線に立ち、頑張ってくれています。医療従事者を初め、病院職員の方々に心からお礼を申し上げたいと思います。

公的病院の再編成の方針が国から示され、統廃合の危機を感じていました。有事の際、公的病院の必要性が認識されます。今回のことで町立の病院、高北病院を今後とも守っていかなくてはならないと感じたことでした。この間、病院として大変なことがあったと思いますが、減収と一番今苦勞されていることは何でしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。まず、減収に関してでございますが、コロナ関係で昨年同月期と比べましての減収は4月から7月までで、昨年の入院はインフルエンザが流行したことでもともと悪かったということで、本年度減収にはなっていないところでありますが、コロナ関連の病床を確保した関係上、330万円の減収になっております。また、外来につきましては同月期昨年と比べまして、1,500万円ほどの減収になっております。それと、このコロナ関係で一番苦勞しているということはこれで特にということはないですが、コロナ禍で病院運営ということで日頃から考えておることは、新型コロナウイルスの院内感染の防止に努めていかなくてはならない。その中で適切に本来の通常患者さん対応を続けて、持続可能な病院づくりをしていかなければならないということの日頃考えておるところであります。以上です。

5番（坂本玲子君）

高北病院が安定して続けていけるように、私も応援していきたいと思っております。では、本題に入っていきます。

近隣の病院が10年くらい前、いや、もっと前かな、給食の民間委託が進んできました。しかし、高北病院では正規の調理員の雇用は少なかったですが、頑張っただ直営を続けてきました。しかし、最近、病院給食が委託される方向で検討されていると聞きましたが、事実でしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。事実であります。

5 番（坂本玲子君）

委託を決めた理由、メリット、デメリットは何でしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。近年、調理員の補充ができにくくなっており  
ます。病院給食は一般食 6 種類 11 分類、特別食 23 種類 25 分類。こ  
れからなります高北病院の給食業務、これを正確かつ迅速に行う適  
正な人員体制がとりづらくなっております。また、こういうことから  
災害時対応など緊急時対応を適正に行うことが危惧されるような  
状況になっております。以上のことから病院給食業務を業務量に応  
じた効率的な人員体制で、正確かつ迅速に、また、災害時等緊急時  
対応を適正に行うために業務委託を考えたところであります。

5 番（坂本玲子君）

もし民間委託をした場合に、経費の面ではどうでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

一般的には民間委託を行えば経費の削減になったというようなお  
話は承っておりますが、経費の面だけを考えたの、節約だけを考  
えたの民間委託ということはないということは先ほど申したとおりで  
ございます。

5 番（坂本玲子君）

今、働いてくれている人たちの中から不安の声も聞きました。今、  
いる人の仕事は保障されるのか、また、労働条件に変化はないのか  
お聞きします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。給食職員の皆さんへは説明会とか意見交換会  
を行いました。行い、不安解消に努めておるところでありますし、  
また、これからも同じような説明会、意見交換会を開催したいと考  
えております。また、高北病院の企画提案書作成要領、これはプロ  
ポーザル関係でございますが、その中で高北病院の給食の現在の職  
員、希望者全員を採用すること、及び採用の際には現在の労働条件  
を下回らないようにすることということを定め、事前に業者に周知  
するようにしてございます。こういった対応をしていきながら、現  
給食職員の雇用の安定と労働条件の現状アップ、現状以上を望んで  
おるところであります。

5 番（坂本玲子君）

そのプロポーザルでさまざまな条件をつけていくとのことですが、どんな条件をつけていく予定かお聞きします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。地場産の食材、重量ベースで半分以上利用すること。病院職員との協力体制、連携のもとに病院運営に貢献する提案であること。安全面、衛生面での管理に対する施策や体制を示すこと。先ほど言いましたように、当院の給食職員を希望者全員を採用すること、および採用の際には現状の労働条件を下回らないようにすること。災害、食中毒等の発生時対応やバックアップ体制を示すこと。患者満足度を高めるために、食事改善対策を具体的に示すこと。こういったことなどがあります。以上につきまして高北病院の企画提案策定書作成要領などで定めているところでございます。

5 番（坂本玲子君）

では、そういう条件を受け入れる事業者がいなければ、委託は行わないというふうに考えているのでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。プレゼンテーション、プロポーザル企画提案書のプレゼンテーションを行いまして、候補の業者を決めるようにします。契約をする、すぐに一般入札のような競争入札のようにすぐその1業者を契約の相手方というふうに定めるのではなくて、あくまでも契約の相手方となる候補の業者を定めるということがプレゼンテーションです。そして、その候補の業者と30日間、協議交渉を行いまして、決着すれば、決着しなければ次の契約には至らるところですが、決着すれば来年4月1日から3年間ということで契約するようになります。こういった手続きをとっていきます。

5 番（坂本玲子君）

調理員が募集をしても集まらないのが業務委託を考える、民間委託を考えるきっかけになったようですが、調理員の募集はしっかりやっているのでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。調理員の募集はここ数年何度となくしっかりやってきたところであります。調理員さんについては病院給食業務の経験者や調理師資格の方を採用できれば最もえいわけですが、経験のない方や資格のない方も含んで、ここ数年、応募がほとんどな

いような状況にあります。たまに応募があったとしても高齢の方で業務内容を説明しますと、辞退されるような状況であります。

昨年度は会計年度任用職員を募集いたしたところですが、院外からの応募は全くございませんでした。考えてみますに、募集しても集まらない、これは病院給食が1日3食、1年間を通じて提供する必要があり、学校給食なんかと比べますと、きついイメージをもたれているのではないかと。これに加えて高知市や仁淀川流域の病院や介護施設には主に3つの民間業者が給食業務を受託しています。それらの業者は調理員も多数雇用していますし、時々募集も行っているところでもあります。こういったことから、高北病院が募集してもなかなか応募がないような状況にある、このように思っておるところであります。

5番（坂本玲子君）

事務局長の話聞いていますと、もし、働いてくれる人がいれば直営が望ましいと思っているような感じも受けますが、その辺はいかがですか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

私も病院事務局長2回目です。以前から直営でやれるように鋭意努力はしてきたところですが、現状では直営を続けていくことが難しい状況になった。先ほど申し上げたとおりでございます。

5番（坂本玲子君）

委託をすると医療現場と給食が乖離してしまうのではないかと心配もあります。病院の栄養士は委託先には指導できないと聞いています。直営ですと、病院の栄養士が患者さんのために体によくおいしい給食を目指すことができます。ところが民間委託にしまうと、民間ですからもうけが最優先となります。ただ、栄養管理の指示に従っていれば味には関係ありません。それでおいしい給食ができると思いますか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

病院給食ですので、おいしいというふうにひとこと、ひとくくりではできないと思います。私も検食はたびたびしたことはございますが、これはあくまでも病院給食であって、家で食べてるものと比較するような、おいしいという表現がどういった表現かちょっとわからないですけど、ちょっとその辺には疑義を感じます。

それと、病院給食はあくまでも病院側がリードしなくてはなりま

せん。これは医師の指示によってつくられるものでありますし、業者は高北病院が作成した献立の作成基準に基づき、患者さん一人一人の献立を作成し、承認を受けなくてはならなくなっております。患者さん一人一人の適切な給食を提供するため、委託業者も参加して関係職員による栄養管理委員会とかこういったものも開催していきながら適切な給食業務にとりかかるようにしております。以上です。

#### 5 番（坂本玲子君）

おいしいことが基準にならないんじゃないかと、もちろん栄養の指示を従いながら、なおかつ患者さんが満足 of いくような食事っていうのが私は大事やと思っています。

本来、給食は病気と戦う基礎となります。医師とリハビリ職員、看護師や栄養士、調理者が1人の患者のためにタッグを組んでより結果に向かっていくべきものだと思います。飲み込みに問題がある人、塩分調整をしなければならない人、いろんな患者さんがいます。一人一人に適切な給食を提供する。そういう連携した給食が民間委託をした場合にできるでしょうか。

#### 病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。以前、私が事務局長をやっておった時分に、確か、給食の業務委託とかということが始まったように思います。あのときは確かにちょっと危惧する面もあったと思いますが、現状では業者のほうは経験も富んで蓄積してから病院との連携も非常にうまくいっておるといふふうに聞いております。問題はなくなっておるといふふうに聞いておりますし、問題があればきちんと委託業者を指導できるようにもなります。

先ほども申しましたように、栄養管理委員会、これは委託業者も参加して医師初め関係職員で構成するものでございます。全患者の栄養状況を検証して必要があれば改善指導していく、NSTという栄養サポートチームというものも開催していきながら、先ほど言いましたおいしいというのは患者さんの栄養面でいうて、また、口もえいし、それから言語聴覚士等の指導も踏まえた飲み込みやすい、食べやすい、全てのもので一人一人の患者さんにとって適した給食だろうかと思いますが、そういったものを民間業者に放任ということには決してなりません。あくまでも、医師初め関係職員が連携の上、一人一人の患者さんに対してその患者さんに合った適切な

病院給食を提供していく、これには変わらないというふうに私は思っておりますし、このようになっていくように進めていかななくてはならないと思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

直営が本当は望ましいっていう辺のところをもういっぺんお聞きします。

調理員は臨時であったり会計年度職員であったりして、労働条件が悪ければ雇えないのは当たり前です。病院では看護師を雇うため条件整備をしていると思います。安く便利に使うことだけを考えていては来てくれる人がいないのは当然。一度には無理かと思いますが、少しずつ正規職員を雇い、若い有能な人を育てていけば、有事のときには本当の力となります。委託ではなく直営にするため、何ができるかを考えるのが正しい方向だと思いますが、いかがでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

病院給食につきましてもこのセクションだけで収支を考えて運営していかなくてはなりません。確かに近年は調理員については臨時職員だけ、以前は正職員が1人おりましたが、近年では1人もいない状況の中で、運営しております。非常に調理員さんの方には大変な思いをさせておるということは十分認識しておるところであります。現状のこの給食の収支だけを捉えていきますと、258万あまりの黒字というような状況に、平成元年度決算ではなっております。だいたいこれぐらいのものを維持しておる中で、ようよう運営をしておるといのが実情であります。こういったことから1名でも正規職員を雇用するという事は、事実上は極めて厳しい状況にあります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

今、正規の調理員さんはいないと、そういう中で、委託にすると今より費用がかさむ可能性があるというふうな記事があります。そういうふうにもし委託にして今よりも費用がかかるけれども、それでも委託にするという意思はありますか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

先ほども言いましたが、これはあくまでも採算が合わすために委託するものではなく、持続可能な給食業務を提供していかないかん、危機管理時の対応も円滑、スムーズにしていけないかん、こういっ

たのが一番の目標、狙いではあるんですが、委託をするから高くなる、委託するので安くなるということではなく、一般的に言えば委託をして現状では安くなったというふうに聞くの也有ります。ただ、これもプロポーザルでやるのは入札制度だけでなくプロポーザルでやりまして、いうたら候補業者の中で、先ほど言いましたいろいろな条件の中と合わせてこういった契約金額についても交渉していきますので、その交渉の中でいったいどうするのかとかいうことは業者と一緒に我々と交渉した結果がどうするかいうのを決めていかないかんと思います。

初めから高くなるとか安くなるとかいうものではなくて、坂本議員言われるように、患者さんにもえい、職員にもえい、病院にもえい、業者にもえい、そういった病院給食にならなくてはならないというふうに私は痛切に感じております。以上です。

#### 5 番 (坂本玲子君)

実は、昔は業務委託をすると、民間委託をすると安上がりになると。それで病院の給食部門を委託をするのがすごくはやりました。ところが、厚労省が病院の給食部門の収支を 2004 年度と 2017 年度で比較。その結果、患者一人 1 日当たりの収支は大幅に悪化し、特に給食を業者に全面委託している病院において悪化の度合いが激しいということがわかりました。というふうな記事がありました。そういうふうに今全面委託をすると、なぜ収支が悪くなるかというところ、自分の所ではつくれなくなると、つくれなくなったら業者の言いなりになっていくらでも高く出さないかんという可能性もあるわけなんです。

しかし、今、例えば先ほどおっしゃいましたように 250 何万かの黒字になっています。今の現状でね。多分、会計年度一人雇うのに 250 万くらいかかる。正職は 500 万くらいやと。これやったら一人雇えと。例えば、栄養士が今 2 人いますが、例えばその栄養士が病棟とか外来の栄養指導にあたって、2 人分を雇うほどの金額にならなかつたらその分も病院はマイナスになりますから、それを今のまま給食を続ければ、もう 1 人ぐらいは雇えと。さらに、全面委託した場合に委託費が高くなるやったらその高くなった分でもまた雇えと。そういうふうにきちっと正職を雇うことで回っていくということが、本来、危機管理に大丈夫なようにしていくやり方ではないかと私は思います。

そういう意味でやっぱり民間委託についてもういっぺん考えるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

これも今の坂本議員言われましたように、今からそういったことを計画して一人一人雇うて、次展開していく、計画はできると思います。ただ、これは先ほども言いましたようになかなか正職員であろうが会計年度任用職員であろうが募集しても集まらないのが実態であります。実際にすぐに入ってきてもらってもやっぱり教育研修をしていきながらでないとは病院給食というのは簡単にできるものではないというふうに聞いておりますし、そのとおりであろうかと思えます。そういうことをはっきり言うて今までに取り組んでなかったことのつけかもしれません。ずっと一人だけでした。一人だけの調理員しか正職員では雇用してなかった実態がある。その方が辞めた後も正職は雇用してない中で、やれるところまでというのはここできた現実があるかもしれませんけど、これで今からそういった調理員の正職で将来へ向いて給食を日に3回365日提供していきながら、いつ来るやらわからん地震に対応していくようなことをやっていくような余裕というものは全くリスクマネジメントにもなりませんし、できないのが実態であります。

だから、現状では委託業者、競争入札ではなくてプロポーザルをやらして、企画提案書を出さしたらどういった内容で企画提案がされるのか、それが高北病院の望むところとどういうふうになっちゅうのか。かけ離れちゅうのか、かけ離れちゅうのは交渉、協議によって引きずり降ろすことができるのか、そういったことに取り組んでいきたいというふうに考え、プロポーザルをやる、プレゼンテーションを実施するというにしましたわけであります。以上です。

5番（坂本玲子君）

本当に先の先を見越したお考えやと思えますけれども、そういう経費のことは抜きにしてということではなくて、やはり経費のことを考えても将来のことを考えても安定的な運営をするために、それからいい給食を出していくためにも、やはりもう一度考えるべきことなのかなと。

例えば、このすぐ近くの児童養護施設のさくら園では、一時期、民間委託をしました。しかし、何年もしないうちにすぐ直営に変えています。食材なんかも指定できませんから、冷凍のものや安さだ

けを追求してしまう可能性があります。民間ですから、経費削減が最優先になることは当たり前です。今回の民間委託は経費削減にもなりません。なぜ、民間委託なのか疑問は募るばかりです。大切な給食を民間委託するということは食を手放し、患者優先の姿勢を崩すことになります。主導権を自分でもつことは大切です。主導権をもつということは直営を続けるということです。給食の質を守る、医療との連携を守る、患者優先を守る、そのためには民間委託の方針を変更し、直営を続ける、調理員の正規職員を雇用し、地場の食材を優先的に使い給食の質や安全を確保すべきです。

1990年、佐川町では給食センター民営化が問題になり、「安心して食べられる給食を」と大きな運動が巻き起こり、民営化の方針を撤回させました。給食センターの職員も町も安全安心でおいしい給食を目指して頑張ってくれています。佐川町に来た学校の先生からは給食がおいしいと評判です。佐川町では皆で食を大切にしてきた歴史があります。また、町長も「3しょく」、食事の食、職業の職、植物の植を大切にする方針を立てています。ぜひ、「しょく」を大切にするような方針、今、まだ決定したわけではありませんので、ぜひその辺も考えていただきたいということをお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、5番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、3時30分まで休憩します。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時30分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

1番議員の橋元陽一でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。まず新型コロナウイルス感染拡大防止対策について質問をさせていただきます。今回のCOVID19と命名されたウイルスによる新型コロナ感染症は、SARSウイルスによる重傷急性呼吸器症候群やMER Sウイルスによる中東呼吸器症

候群と同じ感染症2類に分類され、国境を越えて世界的な対策がこうじられてまいりました。そしてCOVID19の感染経路や症状が分析解析されながら、治療方法が模索され、ワクチン開発が同時進行で進められて治験の段階にきている状況であります。

ところが8月27日の高知新聞の一面で、コロナ2類相当の見直しのおおきな見出しで、これから冬の時期に向けて、インフルエンザとの同時流行の対策と医療現場の混乱回避のためだとして、2類相当の位置づけを検討すると報道され、翌日28日には入院を勧告しないという、いわゆる2類相当の対応から外していくことを発表いたしました。国はこれまで2類相当と位置づけて、経済活動の自粛、検査や必要な医療費、ホテル対策費などに伴う経費を負担をしてまいりました。しかし新型感染症が2類相当から外されると、それらの経費負担を国が補償しなくなることも想定もされ、医療関係者や医師会などからも様々な懸念する問題が指摘をされているところでもあります。

佐川町では先の6月議会で質問に立たれた議員の皆さんから様々な視点から町民の皆さんの命、暮らし、生業を守る支援対策などについて、質問が出されてきました。予測されている第2波、第3波のパンデミックで、手遅れとなるような事態は、何としても避けなければなりません。ワクチンも開発途上であります。WHOはワクチンの治験を重ねることを提言をし、安易な導入には慎重を期すよう警鐘もしております。突然に世界的に広がった新型コロナウイルス感染症で政府の緊急事態宣言による国内外での人の行動の規制などで経済的なダメージも深刻になり、いつ収束するか見通しがないうちで政府主導でのGo Toキャンペーンの展開など再び感染が拡大する事態となってきました。私たちも不安と混乱の中で過ごす日が続いております。町内でも帰省家族やFDチームメンバーの感染で一時は緊迫した状況もありましたがその後、町内においてもクラスターや誹謗中傷の発生などを起こさせない取り組みが町民の皆さんの理解や協力のもとで、展開されてきていると思います。

また5月臨時議会、6月定例会、7月臨時議会で町民への支援政策が提起され、担当課を超えた支援協力体制も生まれ、町民の命、暮らし、生業を守る事業が展開されてきているというふうに捉えています。こうした中で、佐川町においては、町民の皆さんの命と暮らしを守る対応対策に、職員の皆さんが、この間、公私ともに奮闘

されてきていることに、本当に心から敬意と感謝を述べさせていただきたいと思います。コロナ禍で、これまでの行政対応とは全く異なる新たな対応が求められるケースも出てきて、職員の皆さんは大変だと思いますが、引き続き職員の皆さんが行政の専門家集団として、町民が安心して暮らせる町づくり、佐川に住んでよかったと声広がる町づくりの事業を進めていただくことを強く要望いたしまして質問に入ります。

1つ目でございます。特別定額給付金の申請についてであります。先ほどの坂本議員と重なるところがあるかもしれませんがご容赦下さい。6月定例会の行政報告で町内6,107世帯12,665人に申請用紙を届けたと報告があり、7月の臨時議会では、100世帯ほどが申請されていないと聞きました。8月13日の申請期限までの申請者の数は最終的に何世帯、何人だったのか。もう一度ご回答を願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。特別定額給付金でございますが、最終の対象者が6,112世帯12,669人でございます。給付を終わっております世帯6,103世帯12,660人に対して給付を終わっております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

9月の行政報告でもそういう報告を受け、先ほどの坂本議員の答えにもありましたが、6月の行政報告で比べますと、申請者の数が5世帯4人増えているかと思うんですけども、この違いについて説明いただければと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。この人数世帯の違いにつきましては元々4月27日現在で集計をしておりましたが、給付が始まった以降にさかのぼって転入される方もおりましたし、それから児童養護施設に入所されるような方もございました。そういったことで最終的には5世帯人数が増えているということになっております。以上です。

1番（橋元陽一君）

そういった住民基本台帳に基づきまして給付の手続きがされ、先ほども質問に対して回答がありましたように99.9%に及ぶ給付の手続き作業をされたと、本当に担当された職員の皆さんの努力のたま

ものだというふうに思っております。本当にお疲れ様でございました。

あと残り9世帯9人の未申請者があるかと思えます。分析をされていると思うんですけれども、給付の手立てを必要としないと判断されているケースがあるかと思えますけれども、何らかの支援や手立てが必要だと判断されているケースについて、町としてどう対応するのか検討されていることがあればお伺いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。最終的に9世帯9人の方に給付がされていないということになっております。対策ということもございますけれども、まずこの9名の方担当課で把握している内容をちょっとご報告させていただきます。まずこの9名のうちに3名の方が単身世帯で亡くなった方であると。身寄りがないものと思われま。それから2名の方については、訪問の際、それから電話においてこの事業、給付金を辞退をしますという意向を確認しております。それから残る4名のうちに2名の方については、郵便局の転送サービスによって申請書は手元に届いていると思われまますが、申請がないという方で周辺などで聞き取りをしても現所在が不明であるということで連絡を取ることが困難な方だったということです。それから1名の方は単身で入院をされている方ですが、申請書などにつきましては、家族の方に病院を介して届いていると確認をされていま。すけれども、申請が期日までになかったということです。それから1名の方につきましては、何度か訪問もさせていただきましたけれどもコンタクトがとれていないと、いうことになっております。今、こういった内容のことを把握をしておりますけれども今この方々に対してどういう手立てということもございますけれども、まず申請が届いていない方のうち単身で亡くなった方がおられますけれども、ここを深く関係者を調査するということは実施をようしておりません。それ以外につきましてはそれぞれ職員協力をしまして、できる限りの対応を実施をしま。いりました。最終的には職員の訪問も一度ではなく、数回訪問もさせてもらって、役場内の中でその相手方の情報も集めて、対応をしま。いりました。色々こういう形で最終的に99.9%の給付となりましたけれども、できる限りの対応はしてきたということでございます。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。今回の特別定額給付金の申請手続きは佐川町で先ほどもありましたように、4月27日付けの基本台帳に在籍される町民の全ての皆さんの動向を把握する機会になったのではないかというふうに捉えています。この特別定額給付金の申請手続きを通しまして行政としましても99.9%の近い住民の動向を把握されたと。この把握された情報につきまして、行政と町民をつなぐこれからの取り組みの課題として何か教訓とか課題とか、分析されていることがあれば説明していただければというふうに思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。今回特別定額給付金を実施をしたことで、今これから教訓というか考えているところは給付をしている中で当然申請窓口を設けてサポートをさせていただきましたけれども、やはり最終的には健康福祉課、それから自治会の地域の皆様から協力をいただいて、声がけをしていただきました。今後としましても、全世帯の給付金になりましたけれどもあらためて役場の職員だけではなくて地域の皆さん、それから周りのサポートが大切であるということは今後も更に必要になると考えております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

行政の専門家である職員の皆さんが、住民の皆さんの苦難に寄り添うそういう姿勢を示されることは幸せなまちづくりを進める上で欠かすことのできない分野であるかと思えます。最後まで対応ができなかった方もおいでます。ひょっとしたら引きこもりなど、社会から断絶された空間で過ごしていらっしゃる方かもしれません。こうした住民の皆さんとのつながりを新たにこういう取り組みを通してつながっていく、そんな役割を行政も担っているのではないかというふうに思います。住民の皆さんの協力をいただきながら、ぜひ引き続き住民とつながる手立てをぜひ職員の皆さん大変だと思えますけれども積極的にいかしていただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

次の質問でございます。このコロナ禍の中で園長会で出てきた不安の声に課長がいつでも連絡をしてほしいという対応をされたことで、園長の皆さんがとても安心感を覚えたと6月議会でも紹介いたしました。その後、町内の保育園におきまして子供や保護者から感染に関する不安や相談の問い合わせがあったかと思えます。構わな

い範囲で内容や件数など説明いただければというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。このコロナの感染に関しまして保育園、現場のほうから保護者あるいは子供さんから不安や相談があるかということで、各保育園のほうに問い合わせをさせていただきました。永野保育所において保護者の方から園内の感染防止対策をきっちりとしてほしいというふうな要望があったというふうに聞きました。保護者の方には園長のほうから検温であるとか、手洗いの励行、保育士のマスク着用それから園内のアルコール消毒等感染防止対策をこうしているということでお伝えをさせていただいたところ、保護者の方も納得をしておったということでございます。この他は特に保育園の方からは保育園だよりとか、保護者に対して通知文書もありますし、そういったことを通じて感染防止対策をお知らせしているということでありまして、これ以外にコロナ感染に関する問い合わせがないというふうなことは聞いております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。保護者の方々からも常に収束するまでそういう声が届けられていくのかと思います。この感染対策に対しまして佐川町では町内保育園に感染防止対策として50万円の予算が組まれたところでありまして。保育園によってはその対策の方法に異なる点があるかもしれませんけれども、この50万円が主にどんな対策として使われたか。特徴的なことがあれば説明を求めたいと思います。また一貫して濃密な状況が変わらない職場のひとつであります。こうした中で保育園から子供への対応について苦慮されていることと、さらにまた支援を求める声等は役場のほうに届いていないのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。6月補正で計上認めていただきました1園あたり50万円、これの感染対策経費につきましては、各保育園ともに大部分の経費に空気清浄機であるとか、オゾンの除去消臭機こういったウイルス除去装置の購入費用に充てられていくということがわかっております。保育現場の実態としましては、特に夏場にマスクをして保育をするということの困難さということがありまして、屋外では適切にマスクを外したりと、それから透明マスクというもの

がありますけれども、そういったものをして活用しているということがわかっております。

国の第2次補正予算、これを活用いたしまして今回9月補正にも追加の経費対策、各保育園への経費対策というものを盛り込んでおります。そういったことを活用して現場のほうではさらに備品類の購入であるとか、計画をしておりましてそれ以上の更なる支援を声というものはうかがっておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

6月補正に続きまして2次補正でも予算化をして保育園の感染防止対策の支援が行われているということを確認できたのかなというふうに思います。また校長会でも取り上げられてきていると思いますが、校長自身がいつ自分の学校で感染が発生するのか、そのときどう対応していくのかという不安を抱いて毎日勤務をされていることもお聞きしているところであります。小学校中学校で子供や保護者の感染に関する相談や不安の問い合わせがあったかと思えますけれども把握されていることで構わない範囲で説明をお願いしたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

橋元議員のお尋ねにお答えいたします。現在のところ、子供たちや保護者から不安の声が大きくは聞こえてきておりません。ただ県内での感染の関わりから今後不安が高まることも予想されますし、今後注視していく必要があると考えております。

1 番（橋元陽一君）

小中学校現場からは特にそういう声があがっていないことのようにあります。

ファイティングドッグスの感染対応で新聞報道されたこと、それからまた全員協議会や臨時議会でもこのファイティングドッグスの対応については執行部のほうから報告を受けてきたところであります。町民の皆様から高北病院を含む町の窓口の方にコロナ感染に関する相談とか不安とかそういった問い合わせがあったのかなかったのか、ありましたら主な内容や件数、どんな対応をされたのか御説明いただければというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。役場の健康相談窓口になっています健康福祉課それから総務課あるいはチーム佐川推進課を含めまして役場にコ

コロナ感染に関しての不安や相談、町民からの相談といった問い合わせは受けたことはございません。以上です。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。高北病院におきましてもコロナ感染に関する相談、不安についてのお問い合わせはございません。なお、利用の実態は把握できませんが高知県における電話相談窓口新型コロナウイルス相談センター帰国者接触者相談センターこちらのほうには問い合わせがされているんじゃないかと思っております。

1 番（橋元陽一君）

町民の皆さんがこのコロナ感染にかかわって困った時に気軽に相談できる窓口が身近にあるということそのものが安心感を与えるのではないかというふうに思います。なかったということでもありますのでこれが私も確認する術がありませんので、なかったことを一つ評価をしておきたいと思います。これからの感染防止の対策にかかわっての質問に入ってまいりたいと思います。

10日ほど前の高知のテレビ番組で南国市の保育現場の様子が報道されておりました。マスクをした保育士がいつものようにだっこして子供に話しかけるのですが、子供は緊張した表情のままに反応しないことに気づいた保育士が口元の見えない白いマスクを透明のマスク、フェイスシールドと言うみたいですが、に、かえて話しかけだしたら子供の表情が戻っていく様子が伝えられる場面でありました。言葉を話しかける大人の口元を見て言葉を受け止める発達段階を迎えている子供たちの特異的な反応ではないかというふうに思います。子供が本質的に備えている感性を見る思いでもありました。それは子供の生きる力の表れであるとも思います。これまで当たり前としてきた日常生活が大きく変化している中で、大人もその対応におわれる中、子供たちはそれ以上に敏感に変化を受け止め、反応し、適応しながら成長していくんだなと確信し、だからこそ子供が育つ社会環境整備については十分な配慮、手立てがこうじられていかねばならないと思います。

少し離れますけれども1989年、国連で採択され1994年5月22日に発効いたしました、子供の権利条約が第3条で「子供に関するすべての措置をとるにあたっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるもので

あっても、子供の最善の利益が第一義的に考慮されるものとする」と求めるゆえんでもあると私は確信します。

引き続き、子供も含めた第2波の感染拡大に向けた取り組みが求められています。7月8月の感染拡大の中で、町として、感染防止対策や感染が発生した場合の対応などについて保育園、小中学校、介護施設や病院などに向けて新たに感染防止対策等について要請したことがあるのかなのか、あったらどういう内容かというのを答えただけだと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。介護施設や福祉施設、それから医療機関これらの感染防止対策につきましては、このコロナが国内で発生しました今年2月から今年4月ぐらいにかけて国、厚生労働省から感染防止対策の指針がでております。基本的には現在もかわっておりませんで、各施設ともにこの指針に基づいて対策を行っております。町といたしましてはこういった各施設に関しての指導というものが国とか県の役割ということでありまして、町として新たに対策を要請したことはございません。以上です。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

学校での対応とその結果についてご報告申し上げます。2月の末からコロナの感染拡大が問題になったのが2月の末ですけれども、教育委員会と小学校が緊密に連絡しております。感染防止対策休業中のこととか様々やっておりますが、部活動とか教職員の研修など感染予防を第一としながら、教育活動を停滞させないためにあらゆる可能性を検討し実行してきております。この間3月4日から24日と4月1日から5月1日まで臨時休校としておりますが、その間の授業時数を確保するために夏休みを3週間程度短縮をしております。こういった取り組みの結果、保護者や児童生徒の理解協力もありまして、町立小中学校における感染は見られておりません。教育活動も例年どおりとはまいりませんが何とか順調に進んでおりまして、学習指導に遅れは見られておりません。それからこれからのことですけれども、この7月に修学旅行ですが、2学期にうつしてあったんですけれども、修学旅行につきましては非常に教育効果が大きいものなんですけど、感染のリスクがあがる可能性もありまして、修学旅行における感染症予防対策方針というものを校長会と打ち合わせまして適切に対応してまいります。9月14日の校長会でこれまでも

各学校ごとにやっておりましたが、冬場のひよっと次の波が来たらいかんということで各学校での危機管理のマニュアルを再度確認して町内でしっかりしたものにするという作業をしていきます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

現場では修学旅行参加についても町からの財政的な支援、キャンセル料等も含め支援をいただきながら、ただ保護者の中では県外に家族ともども出て行くことを規制されている職場もあると。そういうお子さんたちが修学旅行に参加することはなかなか困難な状況ではないかということをお危惧されている学校現場もあります。ぜひそういう声も受け止めていただいて対応していただければというふうに思います。

また6月議会でも町内保育園に対しまして課長のほうから登園自粛要請に対して、保護者も全面的な協力をいただいて9割の子供たちが様々な形で休園に協力しているという報告も受けたところでもあります。そうした中で予算的な措置は先ほど紹介もいただきましたけれども、その後保育園から子供との対応について要望や支援の要請というのは特にないのかお伺いをしたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。保育園のほうから特に登園自粛等にからみまして要望はございませんけれども、お子さんなどの対応につきましては、先ほどちょっと橋元議員がおっしゃっていただきましたけれども、コミュニケーションがとりづらいと、保育士さんの間で取りづらいということがあって透明マスクなんかを試したりしていると。そういうのを町内の保育所7園ありますが、園長会、それぞれの保育士さん、情報交換していただきながら、工夫を凝らして保育にあたっていただいているというふうに考えております。特に町に対しての要望とか支援の要請はございません。

1 番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。ぜひ現場のほうから声があがったら対応をしていただきたいというふうに思います。先ほど教育長のほうから子供の大きな変化がないということでありましたけれども、子供たちは短い夏休みを過ごして8月24日から2学期がスタートしております。これまでと違う夏休みを過ごして何か変化があったのではないかと。ちょっと気にしているところでもあります。そうし

たことについて現場から何か報告されていることはないのか。またちょっと変化が見られる子供たちに対してこんな対応をしているとか工夫をしているとか、そういう声が届いていないかどうか確認をお願いします。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

お答えいたします。1学期の開始の時期が遅れたということについては、学校への適用、中学校の1年生が中学生に適用していくのにちょっと遅れが見られるねということはあると思いますが、その後夏休みの後についてはまだ報告がございません。これから簡素化した行事とか運動会なんかもありますし、そういったものの中で姿が見えるのかもしれないなと思っています。

なお、不登校につきましても5月9月というのが大きなピークになりますので、先週も各学校に私もついて回りまして、心配な子供たちの状況を聞き、そしてそのフォローサポートの仕方についての打ち合わせをしております。なお、こういったところもあわせて各校に配置しておりますスクールカウンセラーや研究所における臨床心理士による教育相談も活用しながら、子供たちの健全育成と保護者の皆さんへの支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

1番（橋元陽一君）

特に保育園から小学生の子供たちをかかえている保護者の方々が兄弟で発熱が出た場合、相談をする場所が保育園なのか小学校なのか、悩んでいらっしゃる声もちょっとお聞きしたところでもあります。必ずそうした声が保育園から小学校には届けられやすいように、何か工夫があるのかなというふうに思ってこの間、聞かせていただいたところでもあります。ぜひそのアンテナを張っていただいて、住民の皆さんの声が届きやすい体制を発信していただければなというふうに思うところでもあります。

次に、このコロナ禍で高北病院も先ほどから質問がありましたように公立病院としての役割があらためて問い直されている状況にあるかと思えます。これから冬場に向かってインフルエンザの流行も想定される中、公立病院としてのコロナ感染者への対応また発熱患者への対応など、どのような対策を具体的に検討しているのか説明をいただきたいと思えます。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス関係で今後とも高北病院が実施していくべきことにつきまして、まず一つ、新型コロナウイルス相談センターこれはいわゆる帰国者接触者外来で相談センターでございますが、こちらからの紹介患者の診察とPCR検査を実施してまいります。また県から紹介されました陽性患者濃厚接触者のPCR検査を実施してまいります。また院内感染防止のための発熱外来診察室を設置し、現在も設置しているところですが、検温、症状確認、問診、診察、検査、PCR検査を行ってまいります。またPCR検査結果待ちの入院患者の受け入れと紹介、以上のことを実施してまいります。新型コロナウイルス等インフルエンザは議員言われたとおり初期の症状が非常に似ているようですので、これらのことが一層適正かつ円滑に実施していかななくてはならないと思っております。そのため本9月町議会定例会に補正予算計上しておりますように国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するようにしています。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

高北病院のほうもそういった体制を組みながら、高知県では全国的にも早い段階から医師がPCR検査が必要と判断すれば、すぐに検体を採取して検査機関に送れる体制であったというふうに思います。この高北病院の他に近隣で検体を採取できる病院あるいは診療所等はあるのかないのか。あったらどこか教えて下さい。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。つい最近ですが、拡大のために県のほうがいろいろと調査をして新たなPCR検査の実施病院を募ったと思います。その結果がどうなったかというのは私は把握しておりませんので、申し訳ございませんが控えさせていただきます。

1 番（橋元陽一君）

なかなか病院のほうにも相談が現時点ではあまり届いてないという状況でありました。住民の皆さんで発熱した時にすぐに対応してもらえる場所窓口が必要かと思えますけれども、高北病院そのものにつきましては365日24時間体制で先ほど言われた検査システムが機能するのかどうか、お伺いさせていただきたいと思えます。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。休みの時、あるいは夜間につきまして当直の医師がおります。その者が対応するようになってございます。実態

でも実施した事例はございます。今後ともそれを計画していくようになろうかと思えます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

春野町のあじさい園でクラスターが発生をし、また長浜小学校教員の感染、県内での家族旅行での感染、その家族の診察にかかわった医療センターの小児科医師、看護師の感染などの事態を踏まえると、町内でいつそうした事態が発生するのか。予断を許さない状況にあります。保育園、学校現場の皆さん、そして介護や介護施設、医療現場の皆さん3密を避けることができず、発生当初から濃密な現場に置かれてきて毎日の勤務を続け、またそれぞれの職員さんの家族の方も常にそうした感染の危機にさらされてきているのではないかなというふうにも思っております。あじさい園の理事長も早い段階でPCR検査を要望されていることが報道もされているところであります。この3密を避けることができない町内の職場の職員さんに対して、県内市町村、現時点でどこにも導入しておりませんが、町独自でこうした職場で働く皆さんのPCR検査の導入を検討してはどうかというふうに思っています。今後これ以上感染を広げない、そういう防止対策の観点から県下的にも先がけて町として実施のほうを検討してはどうかと思えますけれども、見解を求めたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。PCR検査につきましては高知県ではこれまで県衛生環境研究所でしか行われなかった検査を8月中旬から県医師会の協力の下で検査協力機関、医療機関が民間検査会社に直接依頼できるしくみを構築しておりまして、検査体制を強化しております。また政府におきましては感染の長期化、この冬場を見据えまして8月28日にコロナ対策について新たな方針を打ち出してPCR検査あるいは抗体検査の拡充を進めるというふうにしてあります。全国には橋元議員おっしゃっていただいておりますが、全国の中には市中感染が拡大している都市部こういったところの自治体を中心としまして保険適用とならない任意の検査の費用を補助するなど独自策をこうしている自治体もありますけれども、実際には実施には財源の確保とともに検査拡充に対応できる医療体制の確保が必要となります。加えまして介護施設であるとか、そういった施設等でのクラスター防止を目的として行政検査というものを行うには佐川町

内でも何 100 人もの各施設の職員さんが定期的に検査を受けられるしくみ、それから体制をつくる必要があり、多くの医療支援やノウハウを投入しなければならないというふうに考えます。高知県内の検査体制の構築につきましては、限りある医療支援やノウハウを有効に活用できるように県が打ち出す方針の下で各医療機関それから各市町村が連携協力をして行うべきと考えまして町としてPCR検査の拡充の独自策というものを検討することは今、考えておりません。以上です。

#### 1 番（橋元陽一君）

現時点での町内の病院の医療体制の問題、予算の問題等考えましてそういう県と、あるいは国と提携しながらPCR検査、こういう3密を避けられない職場で頑張っている職員の皆さんの対応というのがまだまだ課題が大きいのかなというふうに捉えております。ぜひ例えばこの仁淀川筋でこの隣にある仁淀病院、同じ公立病院であります。この公立病院と高北病院が提携してそうした体制PCR検査だけでなく、次の段階である抗体検査機器なんかも含めてPCR検査機器そのものも設置するとか、あるいは抗体検査機器を設置するとかしてこの仁淀川筋で協力し合ってこの流域に住む住民の皆さんが安心して暮らせる状況をぜひ検討していただきたいということを重ねてお願いしまして、この項については質問を終わりたいと思います。

2つ目の新たな産廃施設整備について質問をしてまいります。7月12、13日県の地元説明会が開かれました。環境対策課と土木課、越知土木事務所からの説明を受けた後、地元からの質問を受ける形でありました。配布された資料は44ページの解説資料と47ページから55ページまでの参考資料が掲載されたものであります。私が7月13日に県の説明会に参加をし、資料をいただき、説明内容や資料については同封のアンケート用紙で直接環境対策部のほうに郵送で質問を出しているところであります。また7月21日の臨時議会の後開催されました全員協議会で県の説明を受けました。この時は質問の時間も少なく、私自身も質問しましたが、後日その議事録を読み返しましても、住民の皆さんの不安に答えることができるような質問にもなっておらず本当に反省もしております。それで8月23日付で県のほうに直接メールで追加の質問をしておりますが、その回答はまだ届いておらずこの議会の質問にいかすことが

できておりません。回答が届きましたら別の機会を通じましてお聞きしていくことになるかとも思います。

私は現時点で予定地への新産廃施設の建設が大丈夫だという科学的根拠が住民の皆さんにまだ十分に説明されていないというふうに捉えているところであります。佐川町として県と確認書を交わし、そして次の協定書締結に向けて進んでいる段階に入ったと思うんですけれども、振興策だけでなく、将来にわたって施設そのものの安全性について住民の不安に応える、住民の声を県に届けていく役割、責務を町は担っているのではないかというふうに捉えています。

そこで質問です。町は振興策について6月18日から4日間、加茂地域で4区分されて地元説明会を開催されました。その参加者について地域の説明会の開催日と参加者数についてお答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。町の説明会につきまして回答させていただきます。6月18日、長竹地区の住民の方を対象に加茂小学校の体育館で説明会を行い、参加者は16名でありました。6月19日は横山地区の住民の方を対象に集落活動センター加茂の里を会場として14名の参加がありました。22日、6月22日、竹ノ倉地区の住民の方を対象に集落活動センター加茂の里で説明会を開催して14名の参加がありました。23日につきましては弘岡、本村東、本村西の地区の住民の皆様を対象とした説明会を行いました。加茂小学校の体育館で行いまして18名の参加がありました。以上です。

1番（橋元陽一君）

その町の振興策の説明会のあと、県が開きました7月12日、13日加茂小学校体育館で開催され、両日とも送迎バスも用意されたところでもあります。それぞれの参加者数について何人だったのか。また6月の先ほどの町長のお答えの参加者数、それからこの7月の県の説明会の参加者数について庁議等で議論されたりして見解をまとめられているものがあるのかないのか。あればお答えをいただければというふうに思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。7月12日、13日ともいずれも県の説明会は加茂小学校体育館で開催をしております。12日の参加

者は30名、13日の参加者が13名となっております。また町、県のいずれの説明会につきましても参加者数について庁議で議論をしたということはございません。特に見解としてまとめているものもございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

これまでの地元の説明会についても加茂地区全体の参加者が14%ぐらいだというふうにそういう回答もいただいているところであり、ます。この6月と7月の地元説明会に参加された皆さんの参加率が本当に住民の声を反映しているかどうか検証することが必要ではないかなというふうに思います。ぜひ住民の皆さんの声をしっかり受け止めるためにも参加の手立てをさらに進めていただきたいというふうに思います。ぜひこの参加者の状況についても分析をして手立ても検討していただきたいというふうに思います。この時に県の説明会に配布されました資料は1週間ほど前に全戸配布されたというふうに聞いております。県が全戸配布した資料というのは当日配布されました55ページにも及ぶ資料と同じものかどうか。またこの資料につきまして住民の皆さんが十分に理解されているのかどうか。理解されるために何か庁議の方で議論されたということがあればお答えいただければというふうに思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。説明会当日に配布した資料につきましては事前に配布した資料と同じものになっております。その資料が十分に理解されているかということにつきまして、庁議で特に議論したことはございません。ただ県に対しましては見てすぐわかる、わかりやすい資料にまとめてほしいということで県も丁寧に資料づくりをしていただいておりますので、住民の皆さんには理解しやすい内容の資料になっているのではないかとこのように考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ここに配布されました50数ページの資料がありますが、これを1人で私自身見てもわからないところがたくさんあります。ぜひ住民の皆さんがこの資料を基にしてこの地域につくられる新しい産廃施設それにかかわっての様々な振興策について十分理解できるような手立てを考えていただきたいというふうに思います。ぜひ参加者の状況も踏まえながらこの資料について住民の皆さんから町に対して

何か問い合わせがあったのか。あるいはまた地元説明会の様子を見られて町の担当の方も何人も参加されていると思いますので、この県の資料に対して町として住民の皆さんに理解していただくための手立てを検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。住民の皆さんからは資料を見て内容がわかりづらいものに関しては、アンケート用紙で質問もいただいていますし、また会場説明会でもご質問をいただいていますのでその中で県から答えてもらっているという内容になっております。町の役場の職員の関係者には県からも説明を受けて、関係する各課局で資料を読んでおります。その内容についてわからないことがあれば、その都度質問をしておりますので、一定理解を進める取り組みはできているというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その説明資料に同封されたアンケート用紙で当日わからなかったことについては県の方に質問を出されていると思いますが、説明書にもありましたように7月17日までに投函するように指示もされておりました。2日間の説明会に参加された方あるいはそれ以外の方も含めてこの説明書について県のほうに寄せられた質問がどの程度あったのかまた、そのアンケート質問に対して県が回答しているのか。その回答されたものはすでに全戸に配布されているのか確認をさせていただきます。

町長（堀見和道君）

ご質問にお答えさせていただきます。質問者の数につきましては12日の説明会での会場での質問が9名、13日の説明会におきましては会場における質問が6名、またアンケートにつきましては9名の方から質問があったというふうに聞いております。質問数につきましては質問の数ですね、数につきましては同一の方から複数の質問もいただいておりますので質問の数の合計としましては40問ということになります。その質問に対しての回答につきましては8月11日付けで質問に対する回答書ということで加茂地区全世帯に配布をされているという説明を受けております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

すでに説明会で出された意見やアンケートによる質問もまとめられて住民の方々には配布をされているということではありますが、こ

の県の回答書について町として何かこう課題として受け止めていくこととか、あるいは質問された方々どなたかわかりませんが、地元のほうに返していくということを検討されていることがあるかないかお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。質問の中に町の振興策に対するご質問もありまして、町が対応しなければいけないものにつきましては、また地元の皆さんと意見交換をしながら協議を進めながら、とりまとめを行っていきなというふうに考えております。また町に対する要望等も少し話を聞いております。それは今町の執行部の中で検討してどのような対応をしていくかということは考えておりますので、いずれにしましても住民の皆様からご意見ご質問のあった内容につきましてはしっかりと対応していきなと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

町として対応することについては、返していくことが検討されているということでもあります。私も質問アンケートを郵送いたしまして、県の回答をいただいているところであります。その説明書の中に5メートルを超える空洞について住民の皆さんの質問も寄せられているようであります。県はこの回答書の中で縦、横の方向の大きさが5メートルだというふうに答えております。私のほうの質問については、空洞とは何らかの要因により、岩盤などが存在しない状態だと。5メートル未満の小さな割れ目とは地盤内に存在する空洞のうち断面が小さく、奥行きが5メートル未満の細長い形状のものを表現した。そして5メートル以上の空洞とは鍾乳洞のような大きな空洞をイメージしたものだと、そういうように回答をいただいております。そのうえで5メートル未満の空洞があっても大丈夫だと説明を受けているわけであります。この5メートル空洞について地元の方々からもどれだけあるのかなのか。5メートル未満の空洞はないのか。そういう心配の声が上がっているかと思いますが、この県の説明について何か見解を持っているかお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。専門事業者のほうで調査解析を行ってその結果につきまして、専門委員会でそれぞれ専門家、それぞれの分野の知見者が協議をして、この結論を出しているという説明を

受けております。施設整備に関しては特に問題はないという説明も受けておりますので、町としてはその専門委員の皆さんのご意見をしっかりと受け止めたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その5メートル未満の空洞を巡ってであります、9カ所のボーリング調査の結果は調査請負業者が9カ所の岩盤ボーリング柱状図という資料で報告をしているところがございます。町としてこの岩盤ボーリング柱状図について説明を受けているのか受けていないのか。また受けていたら柱状図について県に対して何か質問されたことがあるのかないのかお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。柱状図の説明は特に受けておりませんが、説明会の資料の中にもありますけれども、参考資料でボーリングしたコアの写真も載っておりますが、県に対しましては建設可能な地盤の強度がありましたかという質問をした時に県のほうからは、浅い箇所ではN値50一般的にN値50あれば全く問題ありませんという専門的な数値になりますが、N値50を浅い箇所ですべて計測をしているので、施設整備施設建設に関しては問題ありませんという説明を受けました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

私は県の方に直接申し入れまして柱状図を資料として手に入れているところでありまして、私のような素人では解読できる資料ではありません。その資料の中には風化の程度、変質の程度、硬軟、コアの形状、割れ目の状態、岩級区分、ボーリング孔の水位、先ほどのN値、それからボーリングの削孔状況について速度cm/hの単位で記録されています。こういった項目にあたって記録されたものが、この柱状図であります。この削孔速度は1時間あたり何センチかという単位で記録されておるんですけども、私自身素人で考えてみましてもこのボーリングで掘る時の速度の変化というのは岩盤の堅さにも大きく左右されるのではないかとこのように捉えております。しかしこの9カ所の柱状図で9カ所のボーリングのうちナンバー1からナンバー3それからナンバー5の4カ所の記録しかこの速度が記録されておられません。9カ所のうち4カ所です。また1メートルごとに試験をされてN値が検査されておりますけれども、調査ポイント1メートルごとに9カ所をやりますから、調査ポイントが450カ

所になるかと思えます。県のほうに説明を聞きましても1カ所だけN値が38のところがあったという回答もいただいておりますが。この業者の柱状図には貫入不能と記録されております。県の説明と業者のデータの中のちぐはぐな感じがしておりますけれども、こうしたことについて県の説明会の中で専門家の方の見解に違いはないのかということでしたけれども、見解の違いがないというふうに答えられています。ぜひこの柱状図についての専門家の意見が何らかの形で提起されているんじゃないかと思うんですけれども、県のほうにそのことをぜひご説明を求めていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。あまりにも専門的すぎて私もなかなか理解ができない部分になりますが、そういう一般の人がわからないことにつきまして、やはりそれぞれの分野の専門家知見のある方に検討委員会、専門委員会が集まっていただいて、ご意見をお聞きしているということになっておりますので、その中で問題があれば問題があるという発言はあろうかというふうに思っております。専門委員会の中で施設整備に関して柱状図も見た上で問題ないというふうに判断されているというふうに理解をしておりますので、われわれ町執行部としましては、その報告をしっかりと受け止めるということが、それしか正直できないというふうに思っております。専門的な話を聞いてもわかりませんので、専門家の公平公正なしっかり意見を受け止めるということが大事ななというふうに思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

それで、この施設受け入れにあたりまして、県と確約をされた確認書の5番のところに甲（県）は施設の整備を進める過程において、佐川町加茂長竹地区等、建設予定地に近接する地域住民には施設に対する不安が今なお払拭されていないことを重く受け止め、施設の整備期間中及び施設の運用開始後においても、必要に応じて随時、また乙（町）の求めに応じて情報を公開するとともに、勉強会の開催などを通じて施設の安全等について、地域住民及び県民の理解を深める取り組みを誠実に実施する。というふうにして確認書で交わっております。ぜひ難しい分野でございます。素人にわかるような説明がはなからできないということであればあきらめますけれ

ども、そうではないのではないかというふうに思います。ぜひこの柱状図の専門家の分析等について県がどういうふうに受け止めているかということは確認をする手立てをとっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。加茂地区の住民の皆さんからそういう専門的なことに関して勉強したいと、説明を受けたいという要望がございましたらしっかり県にお伝えをして勉強会等を開催していただくよう要望したいというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひお願いしたいというふうに思います。7月31日には第2回の整備専門委員会が高知市で開催をされています。まだ議事録が出ておりません。この時、佐川町から担当者の方も参加されているかと思うんですけども、この第2回の専門委員会の中のおもな議題とか、意見交換の内容とか概要でかまいませんので把握されていることがあれば説明を求めたいというふうに思います。

町民課長（和田強君）

橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。委員会では報告事項といたしまして、第1回委員会後の取り組み状況、続いて建設予定地の地質の状況、上下水道整備の支援対象範囲の検討、進入道路の最終絞りこみ案、整備運営主体、概算事業費について報告がございました。建設予定地の地質の状況につきましては、特に質問等はなく上水道整備、進入道路、整備運営主体については質問等がございましたけれども特に異論は出ておりませんでした。

続いて新規事項としまして環境影響評価の調査の進捗状況そして施設の基本的な構造等について審議がありました。環境影響評価の調査につきましては、大気質、水質、景観について調査の状況が説明されました。委員からは大気質の結果についてコロナ禍により経済活動が低調となって通常より値が小さくなっていることはないかとの質問があり、周辺地域には工場がないので影響がないと考えるがデータの精査は行うとの説明等が行われておりました。また施設の基本的な構造等につきましては、埋め立てる廃棄物の量、覆土、遮水構造、展開検査場の設置箇所について説明がなされ、委員からはエコサイクルセンター等同等以上の遮水構造を採用することについての質問がありました。ありましたが、遮水工の安全性をより高

めるために採用を検討しているとの説明がありました。高い安全性を確保するため、国の基準を上回る構造を考えているということがうかがえております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

今、報告いただきました第2回の整備専門家委員会の資料につきまして庁内、庁議等で共有されているかどうか確認させて下さい。

町民課長（和田強君）

配布資料につきましては庁議等での検討は行っておりません。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ住民の皆さんの不安にも応えていくためにもこうした専門家委員会の資料等についても共有していただいて、十分に地元の皆さんにも説明をしていただく手立てをぜひとっていただきたいというふうに思います。先ほど報告がありましたので、特にこの予定地の場所の水の問題、地下水がどういう方向で流れていくのか、本当にこれから予測されている南海地震トラフに対して大丈夫だと言われるのはどう大丈夫だということも含めて専門家委員会の議論というのは非常に重要になっていると思いますので、ぜひ庁議の中でも共有していただきたい、また議会のほうにも提起もしていただければと思います。そのことを強く要望しておきたいと思います。

8月28日県庁で第3回の県と町の連携会議も開催され傍聴いたしました。副知事が冒頭の挨拶の中でこの振興策、長竹川の改修等について一定の了解をいただいているとの報告を受けていると話されました。副知事がこの了解をいただいているという言葉を使われたんですけれども、県が地元住民の了解をどのように得られたのか。町として何か把握されていることがあるのかないのか。また県から町に対しましてこの説明に対して住民の受け止め方などについて何か問い合わせがあったのかお伺いしたいというふうに思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。特に県からの問い合わせは、ございません。町としましては県の2回にわたる説明会とアンケートによる質問、ご意見等踏まえて県として住民の皆さんの反応を受け止めて、一定了解をいただいているという判断をしているというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

なかなか地元の皆さんから出てくる不安の声を十分反映している

というふうに私は捉えておりません。この県の説明の中にある長竹川の改修につきましても説明当日目標流量について多数の質問を出されており、また後日提出されたアンケート質問の中にも長竹川の改修について質問が出されております。1秒間100立方メートルという目標流量の設定について、理解をお願いしますという説明書の中には、回答書の中には県が述べておりますけれども、県の回答説明について住民が理解をしていると私は捉えることができません。町としてどういう根拠で判断するというのかご説明をお願いしたいというふうに思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県の説明会の時にも目標流量につきましても下川議員からもご質問があったというふうに記憶をしておりますが、県からは上流の河川だけではなくて、日下川放水トンネルに向けての下流域の流量も考慮した上で目標流量を設定しておりますということの説明がありました。一定私も理解はしましたが、それでもやはり住民の皆さん不安に感じられている部分がありますので、もう一度検討して可能な限り目標流量を増やすことは検討していただきたいということで、町から今県には話をしております。その結果、どのような検討をしていただけるかということはまた次の説明を待ちたいというふうに思っておりますが、いずれにしてもこの目標流量全体日高村まで含めてどのような流量計算になっているのかということは私は専門家ではありません。執行部も専門家ではありませんので、しっかり県と協議をする中で、理解をして進めていきたいと考えております。以上です。

1番（橋元陽一君）

その目標流量についての県の資料の中には過去9回の大洪水、台風等含めて日下川の氾濫状況のデータを出して、その中で対応できる今ここまでですという提示の仕方であったかというふうに思います。そうした説明の中で出てくる質問ですので、あるいは不安の声なのでそれには真摯に答えていただく手立てをぜひしていただきたい。県はこの間、候補地選定の過程においても了解を求める手立てはせず説明は丁寧に確かに、繰り返してきました。しかし説明した後ここでいいのかどうか。住民の意思を確かめるような手立てについて私は十分ではないというふうに捉えております。ぜひ、長竹川、特に住民の方々の強い要望である長竹川の目標流量の設定について

は町独自にでも返信封筒などを準備してですね、住民の意思を受け止める手立てをすべきではないかと捉えております。町としての見解を求めたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町独自に返信用封筒など用意して住民の意思を伺うということは現時点で必要はないというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

押し問答になるかと思いますが、候補地の選定した段階の時にもこの議会でぜひアンケートを実施したらどうかと言いましたけれども、その時にもやらないという答弁でありました。この間の地元説明会の3カ所等については決して私は十分ではないというふうに捉えています。将来加茂地区に住んでみたいという声が広がっていくためにも、またその声を広げるためにも住民が納得する最善の手立てを尽くすことが今求められているのではないかとこのように思います。ぜひこの振興策で候補地の地盤の安全性に対する不安と同じように振興策の長竹川、日下川の浸水対策について設定した目標流量についてぜひ了解を求めるような手立てを検討していただきたいということを強く要望してこの質問については終わりたいというふうに思います。町長いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。橋元議員の説明の中には住民の皆さんがすごく不安に思っていると、また説明会の参加者も少ないので理解が得られていないんじゃないかというような発言、そういうふうに受けとることができましたけれども、町がこれまで住民の皆さんと本当に時間をかけて地域振興策のとりまとめを行ってきております。かなり丁寧に住民の皆さんの声も聞き、協議もし、議論もし、現地も歩き、丁寧に丁寧にここまで積み上げをしてきております。その中で信頼関係も築いてきておりますし、施設整備に関しては理解をいただいてそのうえで地域振興策についてはしっかり頼むよということでこれまでも議論をさせていただいております。県のほうが一定理解を一定了解をいただいているというふうに判断をしていると。副知事の発言にもありましたけれども、町として長い時間をかけた加茂地区の住民の皆さんとのいろんなやり取りの中で住民の皆さんには一定ご理解いただいていると考えております。そうを受

け取っております。

その中で長竹川の改修につきましては住民の皆さんが一番周辺安全対策として不安に思われていることだということは十分理解をしております。町としましても県に対してはできる限りのことをしてほしいということを何度も何度もお願いをしております。町としましてはしっかりと県と対峙をしてその要望をしていくということを一生涯懸命やっていますが、町から住民の皆さんに対して何か返信用の封筒を送ると、そういうことは考えておりません。その必要はないと考えておりますのでご理解をいただきたい、というふうに思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

町長の考え方は一応お聞きさせていただきました。引き続きやっぱり私は地元の方の声に寄り添うためにも手立ては検討していただきたいというふうに思います。

残り時間少なくなってきましたけれども、3つ目の職員定数について質問を進めていきたいというふうに思います。3月議会でも若年退職者が出ていることにかかわりながら、職員定数の問題、職員の皆さんの勤務条件について質問して参りました。どこまで質問できるかわかりませんが、まず職員定数について、現在ある佐川町の定数条例について教育委員会の事務局及び教育委員の所管に属する学校以外の教育機関の職員が13名となっております。この内訳について説明をいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

ご質問にお答えいたします。ご質問にありました佐川町職員定数条例での教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の定数、これはご質問のとおり13人ということになっておりますが、これは定数であり、その内訳の定め自体はございません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

この定数の数値に内訳がないということでもあります。その同じ項目の中に学校職員9人とありますが、この学校職員9人の職種は何で、どこに配置されているのかお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。学校職員の定数9人につきましては学校関係の用務員が以前正規職員であった時の定数が条例に規定されておる

ということでありまして現在はこの定数にかかる正規職員の配置はございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そうしますと定数に書いてある先ほどの教育機関の職員 13 名それから学校職員 9 名あわせて 22 名でありますけれども、こうした内訳が明記されない中で、特にどう配置されているかという提示もできないのかどうか。学校職員 9 人については現在用務員さんということがありますので、正規職員さんではないということは承知しておりますけれども、この 9 人の枠はどっかに運用されているのか町全体の職員の中で。先ほどの 13 人も含めて説明をいただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。先ほどの学校職員の定数 9 人というのはあくまで定数でありましてそこに配置する場合の職員の上限という形であってよそこにこの定数自体それに配置する職員が運用されておるということはございません。また最初のご質問にありましたちょっと長くなりますけれども教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育委員会の職員の定数の 13 人、この 13 人の上限に対しまして配置している職員数は 12 人ということになります。その内訳につきましては教育委員会の事務局が 9 人、図書館が 1 人、遊学館が 1 人、青山文庫が 1 人の計 12 人という配置になっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

職員を配置する基準として定数条例が決められてそれに基づいて現場で先ほど言ったような職種に配置をされているということでもあります。引き続き病院事業の職員 115 人といういことでもありますけれども、これも内訳があれば説明をお願いしたいです。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。高北病院 115 人うち兼任 1 人、これの内訳の定めはございません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そうしましたら正規職員の配置数につきましては、様々な全ての課と教育委員会、先ほど教育委員会は 9 人とありましたけど、病院、議会等含めてそれぞれ正職員としてどういう職種にどれだけ配置されているかということが、わかれば説明いただきたい。人数だけで。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。職員定数との比較ということで、お答えをさせていただきます。高北病院を除くものについて私のほうから説明をさせていただきます。まず町長部局の事務部局の職員といたしまして定数が104人うち兼任1ということになっております。実際の配置の人数は100人ということになっております。内訳を申しますと総務課が14人、チーム佐川推進課が8人、税務課が11人、町民課が9人、健康福祉課が38人、産業振興課が8人、建設課が10人ということになっております。ただしこの建設課の10人につきましては町長部局のみでありますので、後ほどご説明いたします水道事業の職員の3名は除いております。続きまして議会事務局職員こちらのほうは定数が3人になっております。実際配置しておる職員は2人ということになっております。次の教育委員会につきましては先ほどご説明いたしましたとおりであります。あと次の学校職員につきましても先ほどのご質問でお答えいたしましたとおりであります。次に学校給食共同調理場の職員につきましては定数が11人、実際配置している人数は8人ということになっております。農業委員会の事務部局の職員につきましては、定数3のうち兼任1ということで、実際配置している職員数は1人ということになっております。あと最後になりますけれども、水道事業の職員こちらのほうにつきましては定数7人のうちうち兼任が3人で、配置している職員が3人ということになります。失礼しました。最初のはしの町長の事務部局の職員の100人の内訳で1つの課が抜けておりました。会計課が2人ということで、最初に説明いたしました総務課、チーム佐川推進課、税務課、町民課、健康福祉課、産業振興課、建設課、会計課これをお合わせて100人ということになります。以上です。

議長（岡村統正君）

あと5分で5時になりますが、橋元議員の一般質問が終了するまで佐川町議会会議規則第9条第2校の規定により会議時間の延長を宣告します。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

病院関係の正職員の配置人数についてお答えいたします。佐川町病院事業として104人を配置してございます。内訳、病院のほうには97名、職種ごとの内訳は医師が7名、看護師56名、薬剤師4名、臨床検査技師が3名、臨床工学技師3名、放射線技師3名、理学療

法士 5 名、作業療法士 2 名、言語聴覚士 1 名、管理栄養士 2 名、事務職員 2 名、ソーシャルワーカー 1 名、介護福祉士 1 名の合計 97 名です。あと介護施設でございますが、老健施設に看護師 2 名、支援相談員兼ケアマネージャーが 1 名、計の 3 名。デイケアセンター社会福祉士が 1 名、作業療法士が 1 名の合計 2 名です。デイサービスセンター介護福祉士 2 名、計 2 名でトータルしまして先ほど言いましたように配置員と正職員 104 名となります。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

佐川町で頑張っている多職種の職員さんの正規の配置数を一定確認させていただきました。で、その定数は十分かどうかというのはこれから検証していかなければならないと思いますが、現在先ほど報告いただいた佐川町の配置について、十分なのか不十分なのか、検討されたことがいつの段階で直近で検討して現在進行中だということなのか、定数条例は毎年変わっていますが、配置されている現状についてどういうふうに評価されているかお聞かせいただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。佐川町の定数についてということでお答えをさせていただきます。この検討についてでありますけれども、直近で検討いたしました本年度も検討のほうを行っております。まず検討の結果などにつきましての話でありますけれども、それぞれの部局のことでちょっと回答をさせていただきます。まず町長の事務局の職員の定数につきましては、国土調査業務につきまして令和 3 年度での業務の終了を目指しております。このようなことから早ければ 4 年度には現在の国土調査室の職員について、他の業務に配置が可能となることもありまして、現時点において現在の定数についての見直しを行う結論には至っておりません。教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の定数につきましては、図書館の整備にあわせて見直しをしなければならないというふうに考えております。その他の定数につきましては、現時点においては定数についての見直しは考えておりません。なお、各定数につきましては、今後の業務の動向によっては増員などについて検討する必要があるというふうに考えております。以上です。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

病院関係の配置の人数これにつきましては病院のほうは患者数、

外来患者数とか病棟の患者数とそれと配置人数と。例えばでしたら、看護師でしたら3階の一般病棟、急性期病床と地域包括ケア病床ですが、これは10対1看護体制というのをとっております。だから常に3交代制10対1の割合になるような配置をしていかないかん。それから4階の療養病棟は20対1の看護配置をとらないかんということになっております。それと医師については外来と入院患者数に応じてそれぞれ医員数が決められておまして、高北病院の場合には7名の常勤医師しかおりませんが、非常勤医師が20名ぐらい来ていただいております。それを非常勤を常勤換算して何とかクリアしていくとかいうことをしております。全ての職種がそういった関係で診療報酬の中での配置人数に適切に配置せないかんようになってしまっていて、これをクリアできない場合には診療報酬がワンランク下げられるとか、というような体制になります。

それから介護報酬も同じような形態でございますが、老健施設のほうにはマネージャー相談員が1人必ず正職で配置しまして、あと看護師が2名正職配置するようにしております。それから通所サービスの場合につきましては、2名をこれは月曜日から土曜日まで週6回昼間運営しておりますので、2名の正職員を配置するようにしております。デイケアセンターのほうはリハビリが中心になりますので、1人が作業療法士ということを配置しております。こういったふうな初めから決められた制度をクリアできるような配置をやっておるところであります。以上でございます。

#### 1 番（橋元陽一君）

なかなか厳しい予算の中で住民の皆さんのニーズに応えられるような職員の配置が毎年検討されて配置をされていることが確認できるのかなと思うんですけれども、その配置数が十分なのかどうかは、少し他町村と比較をしていかなければいけないというふうに思います。私も単純に今年度6月から7月の広報等の人口数を近隣の状況を調べて定数条例に占められています特に首長局の定数を比較しました。この時点での人口を首長局の定数で少し割ってみました。そうしましたら佐川町は職員首長局の103名ですか、職員の皆さんに対しまして人口で割りますと職員1人あたり122.37という人数が出てまいります。いの町は首長局が255、人口が2万2,363で87.70。日高が同じように63に対して一人あたり79.3人。越知町が75に対して人口割りますと72.34。仁淀川町が合併からでしょうか173に

対して人口割ると 29.79。少し大きくなりますけども、四万十町 312 に対しまして人口で割りますと 53.07 と。佐川町の職員の皆さん、首長局だけで比較しましたら突出した数字が出てきていると。非常に職員の皆さんに負担が大きくなっているんじゃないかと思うんですけれども、こういうデータについて何か見解をもたれておりましたらご回答をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。確かに先ほど橋元議員がご質問の中で発言されました人口比の単純比較では、佐川町は確かに一人あたりの数値は比較した他自治体と比べて多くなっているということになっております。ただ、すいません私のほうでもそしたら県内で最も人口の多い高知市の場合ほどのぐらいの数値になるのかということと同じような形で計算してみました。計算の積算の根拠は高知市の 8 月 1 日現在の住基人口、そして同じように市長部局の定数、住基人口を首長部局の定数で割りましたら約 178.5 という数字になりまして佐川町より多いという状態でありました。この単純に比較した数字では確かにこの近隣町村に比べまして多い数値にはなっておりますけれども、このような数値を持って職員定数というものは考えるものではなくて、職員定数や実際の職員数につきましてはそれぞれの地方公共団体の業務により検討していくものであるというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

高知市と比べて非常にまだ低いということでありましてけれども、ここに令和元年度の市町村職員の給与定員管理の状況ということで報告文書があります。県の総務部市町村振興課でまとめられているものであります。このデータはそれぞれ市町村から報告もされていると思いますが、この資料によりまして、佐川町の総職員数が 231 と。うち一般行政職が 88 と書いてあります。定数条例では職員総数が 259 というふうに書いてありますが、この県のデータと佐川町の定数条例との差というのはどこから出てくるのか、説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。ご質問にありました高知縣市町村振興課が作成しております資料の市町村職員の給与、定員管理の状況につきましてはこれは毎年度実施されております給与実態調査及び定員管理

調査より抜粋されたものということになっております。橋元議員がご質問でおっしゃられたとおり総職員数は231人、一般行政職は88人この数字につきましては令和元年度に実施いたしました給与実態調査から引用されたものということになっております。平成31年の4月1日現在の職員数ということになっております。それぞれの調査ごとに一般行政職の定義というのがかわってきますため、今回のご質問の回答といたしましては、先ほどの前の質問の時にも回答したものと重複いたしますけれども、当町の職員定数条例と照らし合わせまして比較を行いたいというふうに思います。定数が全て兼任となっている職員区分は省略させていただきます。ちょっと重複いたします。町長の事務部局の職員こちらのほうは先ほどありました定数259のうち104人、うち兼任が1ということになります。これに比べましてその平成31年4月1日現在の人員数は103ということになります。

続きまして病院事業の職員は115うち兼任1の定数につきまして4月1日の現在は101ということになります。続きまして議会事務部局の職員は定数が3、その職員数が2、続きまして教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員こちらは前にあった質問にもお答えいたしましたけれども、定数が13、現員が11、職員数が11です。続きまして学校職員これもご質問でご回答いたしましたけれども、定数9で職員数がゼロ、そして学校給食共同調理場の職員につきましては、定数11で職員数が9。農業委員会の事務局の職員につきましては定数が3のうち兼任が1、職員数が2と。最後になりますけれども水道事業の職員が定数が7、うち兼任が3、職員が3ということになります。先ほどの259名というのはこのうちの専任、兼任を除く専任の合計人数でありまして、231というのは平成31年4月1日現在の職員数ということになります。それぞれで差が出ておるということになります。あと、一般行政職の人数88人こちらにつきましては給与実態調査で用いられるものということになっております。こちらのほうは役場職員全体から特定の職種等を除きます。役場職員全体から保健師、そして水道会計の職員、調理員、税務課の職員、保育士、を除いた人数が一般行政職としてこの給与実態調査上の88人という数字になっております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

一応私初めてで定数配置、職員配置について少し実態を把握して検討していかなければならないというふうに捉えておるんですけども、この県の資料を見ますと、県内の市町村の定数の変化も少少こうデータとして残っておるところであります。この間、定数の変化というものは、県内でどういう変化が起っているのか。大まかにかまいませんので、ざくっとしたものでかまいませんので、一時期から減ってきていると思うんですけども、そういう動向についてご説明いただければというふうに思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。簡単にご説明させていただきます。定員管理調査によりますと、平成 28 年から平成 31 年までの 3 年間の県内市町村別の職員数の数値を比較してみますと全体的には市も町村とも年々増加傾向ということになっております。この間、34 市町村中、定数増となっているのが 25 市町村ございました。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

人口が一定減少する中で役場職員の皆さんの仕事の多様化等含めて減少傾向にあったものをとて対応できないので増加をしてきているという状況にあると思います。この資料の中で 2000 年に市町村職員数の推移を見ましても 1 万 1,625 人が 2014 年に 9,251 人まで減り、翌年先ほどありましたように 2015 年から増加傾向になり、昨年度 2019 年には 9,469 人こうやって増えてきている状況にあると。ぜひ毎年検証されているということでもありますけれども、今の庁内の職場の皆さんの業務量と比較をしてぜひ定数配置が適正なのかどうかというのはぜひ検証して改善をしていただきたいと思いますというふうに思います。

そういうことをお願いして次の質問に入りたいと思います。そういう根拠というのは同じこの県の資料にもありますけれども、2019 年度のラスパイレス指数全国町村平均が 96.3 に対しまして、高知県の 23 町村平均が 95.3、市を除きます。大豊町が 92.1、檮原町が 92.5 に続いて佐川町が 92.6、日高の数値が 96.1、越知町が 96.8、仁淀川町が 94.3 とこういうふうに比べましても 2 ポイントから 3 ポイント低い状況に佐川町の職員の皆さんが置かれております。こうしたことを考えますと賃金体系についても根本的に見直す時期に来ているんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。橋元議員のご質問にもありましたとおりに佐川町のラスパイレス指数自体は以前より低くなってきております。県下 34 市町村と比較いたしましても、本町佐川町は県下でも最も低いか、もしくは下から 2 番目 3 番目という現状となっております。令和元年度につきましては、下から 3 番目ということになりますが、平成 30 年度は県下で最も低い 92.1 という状況になっておりました。この佐川町のラスパイレス指数が低い要因といたしましては、採用退職におきまして、個人ラスパイレス指数が低い職員を採用いたしまして、個人ラスパイレスが高い職員が対象となっているということが指数を下けている一つの要因というように考えています。そのほかでは階層変動計算上出てくるようなものでありますが、階層変動が多かった場合は指数が上下するということになっております。また人事勧告等に基づきまして、若年層に限定して給料表の引き上げを行ったりとか、高齢層の引き上げを行わないなどの引き上げ率の相違も要因の一つとなっております。

基本的には新卒で学校を卒業されてすぐに採用された場合につきましては特に問題はないのですが、それ以外の場合、どこかに勤務されていて佐川町に採用になったと。そのような場合につきましては前歴換算をどこまでみるかということによって給料額が変動してくるということになっております。この通常の民間での前歴は 8 割でしか計算しなかったりでありますとか、様々な制約が出てきます。新卒以外の職員の方につきましては、その採用になった時の年齢に対して給料額自体が低く設定されてしまっているケースが見受けられるというような事例がやっぱり出てきております。このようなことにつきまして全て見直しを行うということになりますと、職員間の均衡ということの考慮もしなければなりませんし、その見直しにつきまして当然人件費が増額ということになりますので、この見直しとかにつきましてはなかなか単年度ですぐ行うというものではなくて、長期的なものを考えながらいろんな影響を考えながら慎重に検討を重ねていかなければならない案件であるというふうには考えております。ちなみに一般行政職についてでありますけれども、平成 29 年度時点で県下の 34 市町村全てが国の給料表に準拠しておりますので、給料表自体は同一のものが使用されております。以上でございます。

## 1 番（橋元陽一君）

大変職員の皆さんは厳しい状況の中で仕事をされていると。改善するにはなかなか単年度ではできない中長期的な課題もあるということの答弁でもありました。ぜひいずれにしても佐川町で頑張られる職員の皆さんが、頑張って働ける勤務条件整備、労働条件整備をたえず改善をしていくように検討していただきたいというふうに思います。今年の3月議会で、職員の皆さんの勤務にかかわる質問もいたしました。年休についての取得についても2019年4月から2020年2月の11カ月間で、年休取得の対象職員が122名に対して平均が12.21日、取得率63%。夏期休暇については97%ということでありましたけども、年休はなかなか取りにくい状況にもあると捉えていいのかなと思います。

こうした中で、年度途中の退職者も出てくるのではないかとということも考えることでもあります。この3月から突然のコロナ対策等であらたな仕事に追われる中、定数不足の中、業務に対応せざるを得ない状況もありました。こうした多忙化の中で頑張っている職員の皆さんにきちんと答えられるためにもやっぱりすっとは対応できないですけども、何か頑張っておいでることについて評価されたり、職員集会等町長のほうから何かメッセージを寄せられたりということはあるかどうかお伺いをさせていただきます。

## 町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私のほうからはこの7年間を振り返ってみて、繰り返し繰り返し職員に伝えさせていただいているのはとにかく課があって係があって係のチーム内で特にみんなで助け合って仕事をしていきたいと思います。係の中で超過勤務の時間数があまりにもばらつき差が大きすぎ、チームとしていい状態だとは思わないですよ。やはり若い職員であれば、仕事を進める能力も時間も多くかかって能力的にもまだまだ未熟な部分があったりしますから、やはりみんなで助け合ってお互い様で相手のことを思いやってチームで仕事をしていくようにしようと。縦割りの弊害はなくしていこうという話はしています。

また最近、収納管理、徴収率につきまして現年の分で県内1位という結果になっております。これまで長い積み重ね、榎並谷町長の時代からの長い長い積み重ね、取り組みがあって結果が出ております。本当に職員の皆様にお疲れ様でした。ありがとうという言葉も

伝えて職員の表彰もしたいなということで今、総務課長、税務課長にはぜひ職員表彰にしましょうということで今、進めている部分もあります。色々時折私なりに労いの言葉もかけさせていただいているつもりではありますが、まだまだ足りない部分もあるかと思っておりますので、しっかり目配り、気配りができるようにしていきたいなというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

あと時間的な問題がありまして、本来人事評価制度との絡みで少し町としての見解を求めたいと思ったんですけど、それを追及するには時間的な余裕がありません。今、町長の言葉を受け止めまして、たえず職員の皆さんを励ましているという、そしてまたそれに見合わせてお互いの評価もされているということもお聞きしたところであります。私は何にしても今言われたように行政の専門家集団の皆さんがお互い担当されている仕事を越えて信頼感をどれだけつくっていくのかと。それが職場で働きがいがある職場づくりの土台になるのではないかなというふうにも思います。

世界一幸せなまちづくりを目指すという町政の方針に沿ってそこで働く職員の皆さんがこのコロナ禍であってもやっぱり頑張っやろうというそういう働きがいがある職場になるためにもぜひそういった職員の皆さんの小さな声も受け止めるような人事体制をぜひ組んでいただきたい。そのシステムが人事評価制度であるんじゃないかなと思って最後に付け加えましたけれども、時間的余裕がありません。また次の議会を捉えてそのこともお聞き申していきたいと思っております。ぜひ、冒頭に申しましたけれどもコロナ禍の中で新たな仕事もでき、多忙化の中で厳しい勤務条件の中で頑張っている職員の皆さん、引き続きご自愛いただき、町民の皆さんのためにご奮闘いただきますよう重ねてお願いしまして、私の質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で1番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なし、と認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。  
次の会議を8日の午前9時とします。  
本日はこれで延会します。

延会 午後5時25分

